課長		課長補佐		合議		係長		係		検算	

設計年月日	平成27年5月25日

工　事　設　計　書

工事名　　余喜小学校外構工事

工事箇所　　羽咋市大町地内

竣工期　平成２７年８月２０日　（工期　　日間）

詳細は別紙設計並びに調書図面の通り

附属図面　　葉

右仕様

設　計　用　紙　　石川県羽咋市

一、工事は左の仕様、図面並びに設計内訳書に基づき施工すべし

一、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版建築・電気設備・機械設備標準仕様書による

一、係員の指示による

工　事　費　計　算　書

工事費一金　　円也

但し、　余喜小学校外構工事

名　称	概　要	数　量		金　額	出来高 %	出来高 金額	備　考
A．直　接　工　事　費							
一　般　工　事　（新　営）		一式					
~~鉄　骨　工　事　（新　営）~~		~~一式~~					
~~一　般　工　事　（改　修）~~		~~一式~~					
~~鉄　骨　工　事　（改　修）~~		~~一式~~					
その　他　工　事		一式					
小　　計							
~~昇　降　機　設　備　工　事~~		~~一式~~					
B．共　通　仮　設　費	安全管理費含む						
一　般　工　事　（新　営）		一式					
~~鉄　骨　工　事　（新　営）~~		~~一式~~					
~~一　般　工　事　（改　修）~~		~~一式~~					
~~鉄　骨　工　事　（改　修）~~		~~一式~~					
その　他　工　事		一式					
小　　計							
~~昇　降　機　設　備　工　事~~		~~一式~~					
指　定　仮　設　費		一式					

名　　称	概　　要	数　　量		金　　額	出来高 %	出来高 金　　額	備　　考
純　工　事　費							
新　営　工　事		一式					
改　修　工　事		一式					
その他工事		一式					
小　　計							
昇降機設備工事		一式					
C．諸　経　費							
（1）現場管理費							
新　営　工　事		一式					
改　修　工　事		一式					
その他工事		一式					
小　　計							
昇降機設備工事		一式					
発生材処分費		一式					
工　事　原　価　計							
（2）一般管理費		一式					
D．工　事　価　格　計							
E．消費税相当額		一式	8%				
総　　計							

（三号様式）

設計内訳書	設　　計	平成 27 年　5月　日	設 計 者	㈱五井建築研究所
	建 設 場 所	石川県羽咋市大町地内		

工 事 費 一 金　　円也

但し，余喜小学校外構工事

名　　称	品 質 ・ 形 状 ・ 摘 要	単位	数　量	単 価	金　　額	出　来　高		備　　考
						数　量	金　　額	
A. 直接工事費								
1.外構改修工事		式	1					
2.電気設備工事		式	1					
3.機械設備工事		式	1					
B. 指定仮設工事費		式	1					
C. 処分費		式	1					
合計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
A	**直接工事費**								
A-1	**外構改修工事**								
A1	アスファルト舗装	既存アスファルト舗装　2,143㎡ 表層t50 撤去・積込・運搬共	式	1.0					※別紙明細参照
A2	カラー平板ブロック舗装	３００角カラー平板ブロック舗装	㎡	123.0					
B	縁石 地先境界ブロック	コンクリート２次製品 150×150×600	m	90.1					
C	タイヤ止めブロック	コンクリート２次製品 120×120×600	ヵ所	80.0					
D1	誘導ブロック	300×300×60	m	29.7					
D2	注意喚起ブロック	300×300×60	ヵ所	14.0					
E1	誘導ブロック	磁器質タイル　300×300×13	ヵ所	5.0					
E2	注意喚起ブロック	磁器質タイル　300×300×13	ヵ所	6.0					
F	駐車ライン（白線）	W150　溶融トラフィックペイント	m	272.0					
G	身障者マーク（白線）	1100×1300　溶融トラフィックペイント	ヵ所	2.0					
H	植込縁　歩車道境界ブロック	W180/210×H300	m	92.4					
I	砂場　幅跳び用（踏切板付）	W3000×L6000（川砂） 砂場枠：合成樹脂製　　受金具：アルミ合金製	式	1.0					※別紙明細参照
J	サイン壁	W2700×H1500 既存銘板：W900×H250　t10 真ちゅう鋳物製	式	1.0					※別紙明細参照
K	クレイ舗装	堀松産砂　火打谷産山土　混合土t=100 （既設芝鋤取りt100　483㎡　撤去・積込・運搬共）	式	1.0					※別紙明細参照
L-1	自由勾配側溝ＶＳ水路	インバートコンクリート平均厚１００ W300×H400	m	13.7					
L-2	自由勾配側溝ＶＳ水路	インバートコンクリート平均厚１００ W300×H500	m	20.0					
L-3	自由勾配側溝ＶＳ水路	インバートコンクリート平均厚１００ W300×H600	m	20.0					
M	集水桝	現場打ちCo製　グレーチング蓋付き	ヵ所	3.0					
N	排水管	内径φ150 塩化ビニル管 砂基礎（GL-450平均）	m	10.6					

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
O	コートロープ	ポリエチレン製φ6　鉄製杭	式	1.0					※別紙明細参照
P	スロープ		式	1.0					※別紙明細参照
Q	木製ベンチ	W1500×L390×H400 脚：アルミ鋳物　合成樹脂塗装仕上げ　濃灰色	ヵ所	2.0					
		座板：Ｓウッドプラス（再生木材、減熱対応品）							
R	アルミスロープ	50mm段差用　ノンスリップ仕上げ	ヵ所	1.0					
S	整地		㎡	200.0					
あ	芝張	客土込 省管理型高麗芝　良質土（H=100）共	㎡	952.0					
い	タマリュウマット		㎡	9.6					
ア	サイン壁解体	W1600×L7000×H1350　　基礎、植栽共含む（撤去・処分共） 既存銘板：W900×H250　t10 真ちゅう鋳物製（補修の上、移設して再利用）	ヵ所	1.0					
イ	足洗い解体	手壊し（撤去・処分共）	ヵ所	1.0					
	小計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
	Ａ１.アスファルト舗装	別紙明細							
	アスファルト舗装	解体跡地新設部分 A-5-25	㎡	590.0					
	アスファルト解体	既存アスファルト（A-5-15）2,143㎡ 表層t50のみ 撤去・積込	m3	107.0					
	運搬	10t　DID無　5.5km以下	m3	107.0					
	アスファルト舗装	既存アスファルト解体箇所（しいのき広場を除く） 既存路盤t150レベル調整・転圧の上、表層t50	㎡	1,870					
	計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数 量	金　　額	
	Ⅰ.砂場　幅跳び用（踏切板付）	別紙明細							
	【砂場】	3×6							
	床堀	小規模	m3	12.9					
	残土（撤去・積込・運搬共）		m3	9.9					
	埋戻し	小規模	m3	3.0					
	基礎砕石	再生砕石　t=100	㎡	19.8					
	基礎コンクリート		m	18.0					
	暗渠排水口	有孔管　φ100　既設水路接続含む	m	4.0					
	砂場受金具　直線	アルミ合金製	m	17.0					
	同上据付費		m	17.0					
	砂場受金具　コーナー	アルミ合金製	個	4.0					
	同上据付費		個	4.0					
	砂場枠　直線	合成樹脂製　W=100×H80	m	17.4					
	同上据付費		m	17.4					
	砂場枠　コーナー	合成樹脂製　W=100×H80	個	4.0					
	同上据付費		個	4.0					
	洗川砂	手取川産細目　材工共	m3	9.0					
	周囲整地	砂場周囲　W=1000	㎡	28.0					
	小計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数 量	金　　額	
	【踏切板】								
	エコ踏切板	踏切板ゴム製・土台再生木材	枚	1.0					
	同上据付費		枚	1.0					
	小計								
	計								
	K.クレイ舗装	別紙明細							
	既設芝鋤取り	t=100	㎡	483.0					
	残土（撤去・積込・運搬共）	t=100	m3	48.3					
	クレイ舗装工	堀松産山砂：火打谷産山土＝７：３　t=100	㎡	483.0					
	表面処理工	塩化カルシウム1.2kg/㎡　化粧砂3㎜	㎡	483.0					
	計								
	O.コートロープ	別紙明細							
	コートロープ撤去		式	1.0					
	コートロープ設置	ポリエチレン製φ6　鉄製杭　材工	m	331.0					
	計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
	Ｊ.サイン壁	別紙明細							
	根切り	小規模	m3	6.2					
	砕石敷き均し及び転圧		m3	0.5					
	捨てコンクリート		m3	0.5					
	ベースコンクリート打設	21－15－25	m3	0.8					
	立上りコンクリート打設	21－15－25	m3	1.1					
	コンクリート打設手間		m3	2.4					
	鉄筋加工及び組立	D13	kg	110.0					
	立上り型枠	打ち放し	㎡	10.5					
	ベース型枠		㎡	1.2					
	笠木	スチールプレートt9 W250 溶融亜鉛メッキの上フッ素樹脂	m	4.2					
	立上りフッ素樹脂CL塗り		㎡	8.7					
	サイン移設	サイン看板再利用	ヵ所	1.0					
	シーリング工事		m	13.7					
	計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
	Ｐ.スロープ	別紙明細							
	根切り	小規模	m3	2.3					
	砕石敷き均し及び転圧		m3	2.0					
	立上りコンクリート打設	21－15－25	m3	1.4					
	スロープコンクリート打設	21－15－25	m3	0.9					
	コンクリート打設手間		m3	2.3					
	鉄筋加工及び組立	D13	kg	110.0					
	立上り型枠	打ち放し	㎡	7.9					
	150角磁器質タイル貼り	モルタル下地	㎡	6.7					
	スチール手摺	φ34、支柱FB－12×32@900 横桟FB－9×28　2段	m	8.4					
	スチール手摺フッ素樹脂塗り		m	8.4					
	立上りフッ素樹脂CL塗り		㎡	5.1					
	既設側溝撤去及び埋戻し		ヵ所	1.0					
	計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
A-2	**電気設備工事**								
	GLT管	(28)　　露出	m	3.0					
	FEP管	(30)	m	63.0					
	SUS製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ(SS-WP形)	150×150×100	個	1.0					
	EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2.0mm2-3C 管内	m	3.0					
	EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2.0mm2-3C ﾋﾟｯﾄ・天井	m	36.0					
	EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	2.0mm2-3C FEP内(PF･CD)	m	63.0					
	ﾎﾟｰﾙ灯	LED128W	基	1.0					
	外灯基礎	600×600×1300	基	1.0					
	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	600×600×600(MHB600φ)	基	1.0					
	機械はつり補修	100～150mm 50mm	箇所	1.0					
	根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ　0.28m3 排出ｶﾞｽ対策型　油圧式ｸﾛｰﾗ型	m3	21.0					
	埋戻し(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ　0.28m3 排出ｶﾞｽ対策型　油圧式ｸﾛｰﾗ型	m3	9.0					
	山砂		m3	12.0					
	建設発生土処理	人力　構内敷ならし	m3	12.0					
	埋設標識ｼｰﾄ	2倍長(W)150	m	91.0					
	小計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
A-3	**機械設備工事**								
	1.排水設備								
	排水 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	地中配管　　100A	m	22.0					
	排水 硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	地中配管　　150A	m	56.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　100A-200φ	塩ﾋﾞ製蓋 直、曲がり　　600H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　100A-200φ	鋳鉄製蓋 直、曲がり　　700H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　150A-200φ	鋳鉄製蓋 合流（枝流1個）　　900H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　150A-200φ	鋳鉄製蓋 直、曲がり　　1100H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　150A-200φ	鋳鉄製蓋 直、曲がり　　1300H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　150A-200φ	鋳鉄製蓋 直、曲がり　　1500H	組	1.0					
	硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製 排水桝　150A-200φ	鋳鉄製蓋 合流（枝流1個）　　1700H	組	1.0					
	桝　(改修用) ｲﾝﾊﾞｰﾄ改修	600角以下	か所	1.0					
	排水桝改修①		箇所	6.0					
	排水桝改修②		箇所	2.0					
	排水桝改修③		箇所	7.0					
	汚水中継槽清掃費		式	1.0					
	塩ビ製配管撤去	150A	m	2.0					
	配管接続費(樹脂管類)・手間のみ	配管分岐又は配管合流 保温無　150A	か所	2.0					
	根切り（機械）	排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.28m3	m3	71.0					

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数　　量	単　　価	金　　額	出来高		備考
							数 量	金　　額	
	埋戻し	排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型 機械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.28m3	m3	45.0					
	山砂		m3	26.0					
	発生材運搬		m3	26.0					
	小計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数量	単価	金額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
B	**指定仮設工事費**								
	仮囲いA 　鋼板仮囲い	設置費 H=2.0m	 m	 100					
	仮囲いA 　鋼板仮囲い	損料 2ヶ月 H=2.0m	 m	 100					
	仮囲いA 　鋼板仮囲い	撤去費 H=2.0m	 m	 100					
	仮囲いA 　鋼板仮囲い	運搬費 H=2.0m	 m	 100					
	クロスゲートA	W=6.0m×H=1.8m　損料 2ヶ月	か所	1.0					
	小計								

	名　　称	品　種・形　状・適　用	単 位	数量	単価	金額	出来高		備考
							数　量	金　　額	
C	**処分費**								
	アスファルト処分	※比重2.3 2143㎡×0.05m×2.3＝246.4	t	246.0					
	残土処分（クレイ舗装部分）	※比重1.6 483.0㎡×0.1m×1.6＝77.3	t	77.3					
	残土処分（砂場部分）	※比重1.6 9.9m^3×1.6＝15.8	t	15.8					
	小計								

余喜小学校外構工事

図面目録

表紙共　２４　枚

建築意匠図		電気設備図		機械設備図	
Ａ００１	表紙・図面目録	Ｅ００１	電気設備　工事仕様書（１）	Ｍ００１	機械設備　工事仕様書（１）
Ａ００２	特記仕様書（１）	Ｅ００２	電気設備　工事仕様書（２）	Ｍ００２	機械設備　工事仕様書（２）
Ａ００３	特記仕様書（２）	Ｅ００３	電気設備　工事仕様書（３）	Ｍ００３	機械設備　工事仕様書（３）
Ａ００４	特記仕様書（３）	Ｅ００４	電気設備　工事仕様書（４）	Ｍ００４	機械設備　工事仕様書（４）
Ａ００５	特記仕様書（４）	Ｅ００５	電気設備　配置図（改修）	Ｍ００５	機械設備　工事仕様書（５）
Ａ００６	特記仕様書（５）	Ｅ００６		Ｍ００６	機械設備　配置図（改修）
Ａ００７	特記仕様書（６）	Ｅ００７		Ｍ００７	機械設備　配置図（既存）
Ａ００８	屋外附帯配置図	Ｅ００８		Ｍ００８	機械設備　概要図、桝リスト
Ａ００９	屋外附帯詳細図	Ｅ００９		Ｍ００９	
Ａ０１０	解体撤去図	Ｅ０１０		Ｍ０１０	
Ａ０１１	指定仮設図	Ｅ０１１		Ｍ０１１	
Ａ０１２		Ｅ０１２		Ｍ０１２	
Ａ０１３		Ｅ０１３		Ｍ０１３	
Ａ０１４		Ｅ０１４		Ｍ０１４	
Ａ０１５		Ｅ０１５		Ｍ０１５	

Creation & Technology
株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査	担当	年月日	訂正	記事
E.Nishikawa	M.Nakano	２０１５．５		

工事番号	工事名	図面名	縮尺
１３－３５	余喜小学校外構工事	表紙・図面目録	A００１

建　築　工　事　仕　様　書

Ⅰ　工　事　概　要

1　工 事 場 所　　羽咋　㊢郡　大　町　　地内

2　工 事 内 容　（1）・本 体 工 事　（種別．棟別．構造．階．面積）

（2）・屋 外 付 帯 工 事
舗装工事、排水工事、植栽工事等

（3）・電 気 設 備 工 事
外灯設置

（4）・給排水衛生設備工事
汚水配管工事等

（5）・解　体　工　事
舗装撤去等

3　完 成 期 日　　平成　年　月　日 ※仕様書による

4　別契約関連工事
・屋 外 付 帯工事　・植　栽　工　事
・電 気 設 備工事　・給排水衛生設備工事
・暖 房 設 備工事　・冷 房 設 備工事
・換 気 設 備工事　・空 調 設 備工事
・エレベータ設備工事　・電 話 設 備工事
・浄 化 槽 設 備工事　・合併処理設備工事
・　・

Ⅱ　建　築　工　事　仕　様

1　共　通　仕　様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版」（以下「標仕」という。）による。

2）電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は(　／　)図、機械設備工事は(　／　)図による。

2　特　記　仕　様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。

3）特記事項に記載の（　．　）内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。

4）特記事項に記載の（別図－　．　）は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。

5）特記事項に記載の（別図－２．　．）は、「標仕」の別図２「ボルト間隔及び溶接継手の開先形状」の当該項目を示す。

6）特記事項に記載の［　．．］内表示番号は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成２５年版」（以下「改修標仕」という。）の当該項目、当該図又は当該表を示す。

7）Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。

8）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

9）斜線で消去した章は適用しない。

1　章　一　般　共　通　事　項

項　目		特　記　事　項
①	適用基準等	設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。 ○建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版） ○建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部　平成２２年通知）のうち第３章 ○営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ・営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部　平成２４年度版） ○建築物解体工事共通仕様書（平成２４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成２２年版） ・屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修　平成２１年版） ○鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ・壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修） ○鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修） ○石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に基づく整備基準（施設整備の手引き） ・石川県公共事業景観形成ガイドライン
②	工事実績情報の登録	※　登録する（但し工事請負代金額1,000万円以上の工事。）　（１．１．４）
③	発生材の処理	①　産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分する。 また、処分に際しては産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ②　発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に引き渡す。　（１．３．８） イ）引渡しを要するもの及び引渡し場所　・引渡を要するもの　・引渡し場所 ロ）特別管理産業廃棄物の有無　・有　・無 ハ）特別管理産業廃棄物の処理方法　※図面　番　図参照 ③　発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、下記による。 ・現場で再利用を図るもの　・ ・再資源化を図るもの　・ ④　建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法第18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無 ○有　・無
④	電気保安技術者	※　適用する　（１．３．３）
5	施工条件	・着工時期　：　（１．３．５）
⑥	建築材料等	1）本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。 ①「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機械等品質性能評価事業評価名簿（最新年版）」（(社)公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。 ②ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ）からヘ）の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等品以上を使用するものとし、監督員の承諾を受けるものとする。 イ）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ロ）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。

		ハ）安定的な供給が可能であること。 ニ）法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。 ホ）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ヘ）販売保守等の営業体制が整えられていること。 なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
②		請負契約約款第６条の２第４項に基づき調達する石川県産の工事材料については、「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事完了後は地元産品について「使用材料報告書」を提出する。
③		請負契約約款第１３条第２項に定める監督員等の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。 ※杭　○型枠類　・防水材料　・石材　・木材 但し、杭以外のＪＩＳ規格品は除く。
④		請負契約約款第１４条第１項に定める監督員等の立会いのうえ調合等をし使用すべき工事材料は次のものとする。 ※高強度コンクリート試し練り　・地盤改良材の調合　・土壁仕上げ材調合
⑤		請負契約約款第１４条第３項に定める見本は次のものとする。 ・金属製品　・合成樹脂製品　・木製建具　○塗装　・土壁仕上げ材 ・家具及び家具の金物　・畳　・内外装材料　・屋根材料 なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。
⑥		本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないものとする。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行令について」（厚生労働省労働基準局長通達平成１８年８月）参照）。化学物質等安全データシート（ⅿSDS）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。
⑦	特別な材料の工法	「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。
⑧	技能士等	適用する技能士等及び技能士の適用工事種別及び作業の種別は次の通りとする。 ※　技能士　（１．５．２）

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	○とび作業
鉄筋工事	○鉄筋組立て作業
コンクリート工事	○型枠作業　○コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ブロック・ALCパネル工事 押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事作業　・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業　・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業　・ＦＲＰ防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業　・セメント系防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業　○シーリング防水工事作業
石工事	・石材り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業　・スレート工事作業　・かわらぶき作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	○左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業　・自動ドア施工作業　・ガラス工事作業
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業　・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	○建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業　・木質系床仕上げ作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業）
排水工事	○建築配管作業
植栽工事	○造園工事作業

⑨	完成図等	1）　完成図　※作成する　（１．７．１～１．７．３)(表1.7.1) イ）工事完成図は、製本１部、Ａ３版製本３部提出する。 ロ）ＣＤ－Ｒに、ＣＡＤで設計したものはＣＡＤデータ、手描きの場合はラスターデータとして記録し１部提出する。 また、本仕様書の「第１章２９電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 ※ラスターデータ：画像データでＴＩＦＦ形式、原図大で３００dpi密度以上とする。 ・作成しない ２）　屋外付帯工事実測図　※提出する（１部）　・提出しない ３）　保全に関する資料　※提出する（１部）　・提出しない 保全に関する**資料**のうち「建物等の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物の保全の手引き」（改訂版（（財）建築保全センター）に建物の構造、機器、保全業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。 別契約の関連する設備工事等がある場合は、連携のうえ作成する。
⑩	工事写真等の記録	①　工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第１章２９電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。 各区分の写真は、Ａ４版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。

区　分	分　類	規　格	撮影枚数	部　数
着　工　前	※カラー・	※サービス版・	※　10景以上	※　１部
工　事　中	※カラー・	※サービス版・	「営繕工事写真撮影要領」による	※　１部
完　成　時	※カラー・	※キャビネ版・	※　10景以上	※　２部
		・全紙パネル	※　１景以上	・　２部
	○電子データ	○ＣＤ－Ｒ	※　10景以上	○　２部

		②　完成写真の撮影　○専門業者の撮影（撮影者を明記）　・専門業者以外の撮影 ③　原版の使用権を次の者に移譲する。　※発注者　・設計者 移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。 撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。 ④　中間検査または、監督員の指示により手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。
⑪	責任施工	特記事項中、責任施工の指示のあるものは、請負人及び下請人の連帯責任とし、保証書を提出する。
⑫	工事報告書	工事の進捗度表、作業員の出面報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を月末毎に提出する。
13	設備工事との取合い	1）設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。 2）設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所数等は下記による。 位置、大きさ、箇所数等

位置／大きさ		100㎜	125㎜	150㎜	175㎜	200㎜	400×200		
補強筋箇所数	梁								
	壁								
	床								

3）鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。

⑬	設計ＧＬ	
⑮	建築基準法に基づき指定する条件	○地区の区分に応じた風速（Ｖ（m/sec））　３０（県内全域）　（１．２．２） ○地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　○Ⅲ　・Ⅳ ○多雪地域の指定　垂直積雪量 1.0m
⑯	工事現場の掲示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。　（記入例）　（２．３．１）

90㎝

上段の地色は、白色　文字は、青色

工　事　名
工 期 自 年 月 日～至 年 月 日

下段の地色は、青色　文字は、白色

（監　修）
設　計
監　理
施　工　建　築　（業者名を記入する）
電　気　（業者名を記入する）
給排水　（業者名を記入する）
暖　房　（業者名を記入する）

60㎝（75㎝）

（注意事項）
①（　　）内は、監修を委託した場合。
②業者名が多くなった場合でも、縦75㎝以内とする。
③工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。

17	総合評価時における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、請負者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。なお、請負者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議する。
⑱	施工の検査等	監督員等の検査をうける工種は次のものとする。　（１．５．５） ※敷地状況確認及び縄張り　※ベンチマーク　※遣方　※根切り掘削完了時 ※主要構造部の配筋　・型枠の組立て　・鉄骨原寸図　※鉄骨ボルト締付け　※鉄骨建方 その他監督員等の指示するもの
⑲	施工の立会い等	請負契約約款第１４条第２項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。　（１．５．７） ※杭打ち　○コンクリートのスランプ確認及び打込み　・屋外タイル接着力試験 ・地盤改良部試験体採取　○その他監督員等の指示するもの
20	中間検査	中間検査の実施　・有　・無　（１．６．２） 実施時期　※躯体工事完了時
㉑	公共事業労務費調査等に対する協力	・請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 ①）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 ②）調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 ③）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 ④）対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前各号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ⑤）本工事が「建設副産物実態調査」の対象となった場合、県の求めに対して速やかに調査票を作成し、県に提出しなければならない。
㉒	保　険	工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。 ○火災保険　○建設工事保険　○組立保険 加入期間　火災保険は、引渡しまで　その他の保険は、工事期間中
23	室内空気汚染対策	※実施する　・実施しない　（１．５．９） ①）測定の有無等 イ）測定の有無　※有　・無 測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 ロ）測定対象室 測定は原則として、内装仕上げ材料の使用が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ実施する。 改装工事については、内装改修等を行った居室について測定を行う。 ハ）１室当たりの測定箇所数

室の床面積　Ａ（㎡）	Ａ≦50	50＜Ａ≦200	200＜Ａ≦500	500＜Ａ
測定個所数	1	2	3	4

全ての測定個所において、ニ）の測定対象化学物質全ての濃度を同時に測定する。

4）軽鉄下地で天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ）天井部分　箇所　ロ）壁部分　箇所

設備関連工事との取り合い取合いは下記による。

他　工　事　と　の　取　合　い	建築工事	電気工事	機械工事	備　考
機器の基礎、防油堤、換気扇取付用枠	○防油堤		○	
梁、床、壁貫通部の補強	○			
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠		○	○	
外気取付ガラリ、床下水槽マンホール蓋	○			
ステンレス流し台等	○			排水トラップ共
排気フード、レンジフードファン 取り付け枠（鋼製）とも	○		○	建築図に図示 ダクト接続は設備工事
天井、壁、床、点検口	○			
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水			○	
小便器仕切板（陶器製）、タオル掛（下地共）			○	下地補強は建築工事
洗面所、手洗所等の鏡	○			
ボイラーの煙突				
実験台に付属する設備機器	○			
実験台の配管等の接続	○	○	○	
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強	○			
埋込み分電盤、端子盤等の型枠		○		
天井、壁ボード類の下地補強	○			墨出し、ボード張切り込みは設備工事
簡易間仕切り(内装パネル)内の位置ボックス及び配管の取付	○			
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎		○	○	
屋上に設置するテレビアンテナ、避雷針等の設備基礎	○	○		
配線ピット及び蓋	○			
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート		○		
身体障害者用の手すり	○			
洗濯機用防水パン及びトラップ			○	
ＦＦ暖房機・クーラー等の配管用スリーブ	○		○	
電話・テレビ等の配線用スリーブ		○		
クーラー取付ボルト用インサート	○			
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具・手すり・鏡・照明）	○			配管接続以降は設備工事
ユニットバス用換気扇			○	
消火器			○	
自動扉、電動Ｓ、電動ルーバー、防火設備の閉鎖制御機器、感知器　１次側配管配線		○		機器は建築工事
自動扉、電動Ｓ、電動ルーバー、防火設備の閉鎖制御機器、感知器　２次側配管配線	○			機器は建築工事

㉔	名札の着帯	現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（ただし、請負額１，０００万円以上の工事）

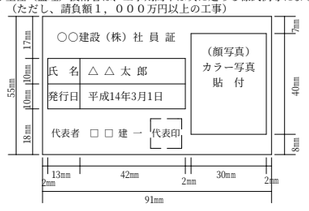

（注意事項）
①名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図（名刺サイズ、縦5.5㎝×横9.1㎝）のとおりとする。
②顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0㎝×横3.0㎝**とし**、撮影する部分は胸から上の上半身とする。
③ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。

㉕	施工体制台帳の作成等	建設業法第２４条の７に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事（下請契約の請負金額の合計金額が建築一式工事の場合４，５００万円以上のもの）を、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を現場に掲げておくこと。
㉖	排出ガス対策型建設機械 Ⓒ	次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。 ①）バックホー ②）トラクターショベル ③）発動発電機 ④）空気圧縮機 ⑤）ローラ類 ⑥）ホイールクレーン
㉗	創意工夫等	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
㉘	事故の補償	①）請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 ②）請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 ③）請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

29	電子納品	・行う（「電子納品仕様書」による。）　・行わない 電子納品仕様書 1　電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領（案）等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 名称 / 摘要 営繕工事電子納品要領 / 平成２４年　4月 営繕工事写真撮影要領（平成２４年版） / 平成２４年　4月 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（平成２４年度版） / 平成２４年　4月 基準・要領類のダウンロード　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm 2　工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒで１部納品する。なお、工事写真については、カラープリンターで出力したものでよい。 3　工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。 4　発注者が行うＣＡＬＳ／ＥＣ電子納品に関する調査について協力を行うものとする。 5　工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。 1）電子成果物作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。 入手先　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm 2）最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混合していないことを確認すること。 6　電子納品の媒体は、ＣＤ－Ｒを利用することとする。
㉚	騒音振動の防止	低騒音（ G ）、低振動型建設機械を使用する。
31	隣接建物又は工作物の調査	※行う　・行わない
㉜	敷地の状況確認	着工に先立ち地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告するとともに事故を未然に防ぐよう留意する。
㉝	ダンプトラック等による過積載等の防止	①）積載重量制限を超えて土砂等を積み込ませ、また積み込ませないこと。 ②）さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 ③）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 ④）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 ⑤）建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 ⑥）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 ⑦）１から６につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
34	景観への配慮	当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施工に努めること。
35	近接工事の諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域（概ね100m）において、工期が重複する羽咋市発注の工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、これにより変更契約（減額）する。 「工期が重複する」とは、開札日が近接する工事の完成届を受理した日以前の場合をいう。
36	住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置	本建物の住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置は、本工事に含める。

２　章　　仮　　設　　工　　事

項目		特記事項
1	監督職員事務所	※設ける　・設けない　（２．３．１） イ）監督職員事務所の規模（単位：㎡） 種別号 / ・１号 / ・２号 / ・３号 / ・４号 / ・５号 面積程度 / １０程度 / ２０程度 / ３５程度 / ６５程度 / １００程度 ロ）監督職員事務所に設ける備品等 ※保護帽　※安全帯　※長靴　※合羽　※原図大及びＡ３縮小の設計図面製本各２部 ※机　※椅子　※懐中電灯　・書棚　・黒板　・寒暖計　・
②	工事用水	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
③	工事用電力	構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
④	指定仮設	仮囲いは、下記により強風に対して倒壊、飛散しない堅固な構造とし、事前に施工図を提出して監督員の承認を受ける。 イ）材料　⊙鋼板　・亜鉛波形鉄板　・　ハ）塗装　・する　・しない ロ）高さ　・１．８ｍ　⊙２ｍ　・３ｍ　ニ）延長　ｍ
⑤	工事用道路	工事用道路は、良好な維持管理を行い、使用後は請負者にて速やかに原形に復旧すること。
6	足場	①）足場の**種類** ⑧手すり先行足場　（２．２．４） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省　平成21年4月)**発布に規定する**、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・枠組本足場 ②）建枠・布枠の**寸法等**　（単位：mm） 建枠 / ・１，２００枠 / ・９００枠 / ・６００枠 布枠 / ５００布枠×２枚 / ⊙５００＋２４０布枠 ・５００布枠×１枚 / ５００布枠×１枚 3）防護シート等による養生 イ）防護シート等の有無 ※設置する　・設置しない ロ）防護シート種類有無 ※ネット状養生シート又は養生シート（なお、出入口等上部は必要に応じて防護棚を設ける。）
⑦	危険物貯蔵所	シンナー等有機溶剤を使用する場合は、特に火災及び盗難について管理を徹底する。（２．３．２）

３　章　　土　　工　　事

項目		特記事項
①	埋戻し及び盛土	種別　・A種　※B種　・C種　・D種　・建設汚泥から再生した処理土 G （３．２．３）(表3.2.1) なお、処理に当たっては「建設発生土情報交換システム」等を活用する。
②	建設発生土の処理	⊙現場内で処理　（３．２．５） ・構内指示の場所に堆積　・構内指示の場所に敷き均し ⊙構外搬出適正処理　（「再生資源利用促進計画書及び実施書」を監督員に提出のこと） ・指定（想定）搬出先　受入場所： 受入時間帯：　時　分～　時　分 仮置き等： ・自由処分　（「建設発生土情報交換システム」等を活用する）
3	六価クロム溶出試験	（１）「六価クロム溶出試験」の対象工事の有無　⊙有　・無 （２）本工事が「六価クロム溶出試験」の対象工事である場合は、下記の要領で「六価クロム溶出試験」を実施し、厚生労働省の定める指針値（0.05mg/l）以下であることを確認し、試験結果（計量証明書）を提出すること。 参照：「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)」（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課ほか　Ｈ１３．４．２０改正） １）「六価クロム溶出試験」対象工種名及び検体数 イ）＿＿工＿＿工法　・配合設計段階＿＿検体　・施工後段階＿＿検体 ロ）＿＿工＿＿工法　・配合設計段階＿＿検体　・施工後段階＿＿検体 ２）タンクリーチング試験対象工種名及び検体 イ）＿＿工＿＿工法＿＿検体 ロ）＿＿工＿＿工法＿＿検体
4	山留め	・存置する　⊙存置しない

４　章　　地　　業　　工　　事

項目		特記事項
1	既製コンクリート杭地業	1）種類　（４．３．１)(４．３．２） ※遠心力高強度コンクリート杭 ・ 杭径（㎜）/ 杭長（m）及び種別 / 継手数 / セット数 / 備考 試験杭 / / Ｓ００１図参照 本　杭 イ）杭頭の処理　※切断しない　・　（４．３．７） ロ）先端部形状　※開放形　・閉そく平たん形　（４．３．２） ハ）杭の継手　・アーク溶接　・無溶接継手　（４．３．６） （４．２．３～４．２．５） 2）施　工　法 ・特定埋込み杭工法（杭材料条件に適合するもの） ・打込み工法
2	場所打ちコンクリート杭地業	コンクリートの種別及び設計基準強度　（４．５．３)(表4.5.1) （　　）種かつ（　　）N/㎟以上 イ）鉄筋の種類　５章鉄筋工事の鉄筋の種類による　（４．５．３） ロ）掘削工法　・アースドリル工法（・安定液使用　・無水掘削）　（４．５．４） ・リバース工法 ・オールケーシング工法（孔内の水張　・行う　・行わない） ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法　（４．５．５） ・拡底杭工法（※安定液使用　・　） ハ）セメントの種類　※高炉セメントB種 G　・　（４．５．３） ニ）孔壁測定　・行う（　　）　・行わない　（４．５．４）
③	砂利地業	※再生クラッシャラン G　・切込み砂利及び切込み砕石　（４．６．３）
4	床下防湿層	施工箇所　※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）（４．６．５）

５　章　　鉄　　筋　　工　　事

項目		特記事項
①	鉄筋の種類	（５．２．１)(表5.2.1) 種類の記号 / 呼び名（㎜） ⊙ＳＤ２９５Ａ / ※Ｄ１６以下　⊙Ｄ１３以下 ・ＳＤ３４５ / ※Ｄ１９以上　・Ｄ１６～Ｄ２５ ・ＳＤ３９０ / ・Ｄ２９以上
2	溶接金網	網目の形状、寸法等　（５．２．２） 形状、寸法等（縦×横）（㎜） / 鉄線の径又は呼び名(㎜) / 規格 ※１００×１００ / ※６．０ / JIS G 3551による
③	鉄筋の継手	呼び名１９㎜以上の柱、梁の主筋　※ガス圧接　・重ね継手　（５．３．４）
④	鉄筋の最小かぶり厚さ	1）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは目地底から算定する。　（５．３．５） 2）塩害を受ける恐れのある部分等、耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。 施工箇所 / 「標仕」表5.3.6の値に加える寸法（㎜） 柱、梁、壁及び底などの外気に接する打放し面 / ※１０　・２０　・２５
5	既製コンクリート杭の杭頭補強	・Ａ形　・Ｂ形　※図示　（別図１.１）
⑥	帯筋	※Ｈ形　・Ｓ Ｐ形　（別図２.２）
7	最上階柱頭補強	※行う　・行わない　（別図２.１）
8	壁開口部の補強	一般壁　※Ａ形　・Ｂ形　⊙図示　（別図４.２)(表４.３)(表４.４) 耐震壁　※図示
9	梁貫通孔の補強形式	※Ｈ形　・ＭＨ形　・Ｍ形　（別図７.１)(表７.１～表７.３）
⑩	圧接完了後の試験	※超音波探傷試験　・引張試験　（５．４．９）
11	機械用吊り上げ用フック	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 箇所数　ヶ所　（別図７.３）

６　章　　コ　ン　ク　リ　ー　ト　工　事

項目		特記事項
①	コンクリートの種類及び強度等	普通コンクリートの設計基準強度　（６．１．３）（６．１．４）（６．１４．３） 設計基準強度Fc（N/㎟）/ スランプ（cm）/ 施工箇所 ⊙１８ / ⊙１５　・１８ / ・押え,捨てコンクリート ・１８ / ・１５　・１８ / ・ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄ ⊙２１ / ※１８　⊙１５ / ・土間 ・２４ / ※１８　・ ⊙２７ / ※１８　・ / ・躯体 ・３６ / ※１８　・ 設計基準強度Fc（N/㎟）/ 種別 / 施工箇所 ・２１ / ・２１　・ / ・１種　・２種
2	特殊なコンクリートの種類、適用箇所等	（６．１．３）（６．１２．１～６．１６．６） 種類 / 適用箇所 / 備考 ・寒中コンクリート / / （適用期間） マスコンクリート ・高炉セメントB種 G ・中庸熱ポルトランドセメント / / ・無筋コンクリート / / ・流動化コンクリート / /
③	レディーミクストコンクリートの類別	※Ⅰ類　・Ⅱ類　（６.１.５)(６.４.１)(６.４.２)(表６.１.１） ＪＩＳ表示認定工場**で生産されたものとする。**（改正工業標準化法(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認定を受けた**プラント**を含む。）
④	セメントの種類	（６.３.２）（表６.３.１） ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種（マスコンクリートを除く） ・高炉セメントＢ種 G 普通ポルトランドセメントの品質は、ＪＩＳ Ｒ５２１０に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。 水和熱 / ７ｄ：352J/ｇ以下 / ２８ｄ：４０２J/ｇ以下
⑤	骨材の品質	アルカリシルカ反応性による区分　（６．３．３)(６．５．４） ※Ａ　・Ｂ（※コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m以下）
⑥	混和材料の種別	※混和剤　・混和材　（６．３．５)(６．４．８）
⑦	構造体強度補正値	構造体強度補正値の決定に用いる「予想平均気温θ」は、気象庁金沢地方気象台発表の過去の平均値より決定する。　（６．４．５）（監理指針　表６．１２．２）
⑧	型枠（せき板）の種別	塗装の有無　※無　・有 2）打放し仕上げの種別　（表６.２.３） 種別（表面の仕上り程度）/ 材料（せき板）/ 塗装 / 施工箇所 ⊙Ａ種 目違い、不陸等の極めて少ない良好な面とする / 厚さ１２㎜のＪＡＳ規格品による表面加工品又は同等と見なせる程度のもの / ⊙有　・無 / ・Ｂ種 目違い、不陸等の極めて少ない良好な面とし、グラインダー掛け等により平滑に調整されたものとする / 厚さ１２㎜のＪＡＳ規格品によるＢ－Ｃ又は同等と見なせて、ほとんど損傷のないもの / ・有　・無 / ・Ｃ種 打放しのままで、目違いばらいを行ったもの / 厚さ１２㎜のＪＡＳ規格品によるＢ－Ｃ又は同等と見なせて、使用上差支えのない程度のもの / ・有　・無 /
⑨	コンクリートの打増し	仕上げその他の納まりによる打増しは下記による。 打増し（㎜）/ ２５ / ２０ 施工箇所 / 外部打放し面 / 内部打放し面
10	断熱材兼用型枠	適用箇所及び品質等は１９章１５断熱材による　（６．９．３）
11	コンクリート躯体の表面処理	外装タイル後張り面の躯体表面の処理　（６．９．３）（11．３．３） ＭＣＲ工法又は15．２．４(C)による目荒らし工法とする。なお、目荒らし工法の場合は、モルタルの接着に適した粗面に仕上げる工法を、１．２．２「施工計画」による品質計画で定める。また、粗面の状態は、監督職員の承諾を受ける。 適用範囲は11章タイル工事　3コンクリート素地面の処理による コンクリートの増打ち厚さ　※20㎜

７　章　　鉄　　骨　　工　　事

項目		特記事項
1	鉄骨の製作工場	・監督職員の承諾する製作工場　（７．１．３） ※建築基準法第７７条の４５第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた㈱日本鉄骨評価センター又は(社)全国鐵構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場。 ・Ｈグレード以上　・Ｍグレード以上　⊙Ｒグレード以上
2	施工管理技術者	※適用する　（７．１．３）（７．１．４）（７．６．２）（７．１２．２）
3	鋼材	鋼材の材質　（７．２．１)(７．２．１０)(表７．２．１） 種類の記号 / 使用箇所 / 規格等 ＳＮ４００Ｂ / 鋼板 / ※JIS規格による ＳＴＫＮ４００Ｂ / 柱 / ※JIS規格による ※JIS規格による ※JIS規格による ※JIS規格による
4	普通ボルト	ボルトの径、縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示　（７．２．３）（７．３．２）
5	高力ボルト	1）ボルトの区分　（７．２．２）（７．３．２）（７．４．１～７．４．９） ※トルシア形高力ボルト　・ＪＩＳ形高力ボルト 2）ボルトの径、縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示 3）すべり係数試験　※行わない　・行う　試験方法等（　　）
6	溶融亜鉛めっき高力ボルト	（７．２．３）（７．３．２）（７．１２．４） 1）ボルトの径、縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示 2）摩擦面の処理 ※　ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上） ・　リン酸塩処理 3）すべり耐力等の確認方法 ※　すべり耐力等の確認方法等　※図示
7	溶接部の試験	ＡＯＱＬ　※４．０％　・２．５％　（７　６．１１） 検査水準　※第６水準　・図示 （７．６．１１）（表７．６．２）（表７．６．３）（表７．６．４） 検査の種別 / 試験箇所 / 試験方法 ⊙超音波探傷試験 / / ※「標仕」7.6.11(b)による ・図示 ・放射線試験 / / ・マクロ試験 / /
8	耐火被覆	（７．９．２～７．９．６） 種別 / 所要性能及び適用構造区分 ・ラス張りモルタル塗り / / ・耐火材吹付け / ・乾式吹付けロックウール / / ・半乾式吹付けロックウール / / ・湿式ロックウール / / ⊙仕上表特記参照 / / ・耐火板張り / / ・耐火板巻付け / /
9	アンカーボルトの保持及び埋込み工法	・構造用アンカーボルト（柱脚工法仕様による　）　（７．１０．３）（表７.１０.１） ・建方用アンカーボルト（・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種）
10	柱底均しモルタル工法	※Ａ種　・Ｂ種　（７．１０．３）（表７.１０.２）
11	溶融亜鉛めっき工法	（７．１２．３）（表14．２．２） 亜鉛めっきの種別 / 材料 / 適用部位 Ａ種 / 最低板厚６．０㎜以上の形鋼、鋼板 / Ｂ種 / 最低板厚３．２㎜以上、６．０㎜未満の形鋼、鋼板 / Ｃ種 / 最低板厚１．６㎜以上、３．２㎜未満の形鋼、鋼板 普通ボルト、アンカーボルト /
12	スカラップ	素地ごしらえは、ＪＩＳ Ｈ９１２４溶融亜鉛めっき作業標準による。 ※改良型スカラップ　（７．６．７） ・ノンスカラップ
13	溶接条件	1）入熱、パス間温度の溶接条件 適用箇所　・図示 ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 2）鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 鋼材の種類 / 溶接材料 / 入熱（KJ／cm） / パス間温度（℃） ４００N級鋼 / ＪＩＳ Ｚ ３２１１，３２１２ ＹＧＷ－１１，１５ ＹＧＷ－１８，１９ ＪＩＳ Ｚ ３２１４ ＹＧＡ－５０Ｗ，５０Ｐ / ４０以下 / ３５０以下 ４９０N級鋼 / ＪＩＳ Ｚ ３２１２ / ４０以下 / ３５０以下 ＹＧＷ－１１，１５ / ３０以下 / ２５０以下 ＹＧＷ－１８，１９ ＪＩＳ Ｚ ３２１４ ＹＧＡ－５０Ｗ，５０Ｐ / ４０以下 / ３５０以下 ５２０N級鋼 / ＹＧＡ－１８，１９ / ３０以下 / ２５０以下 ４００N級鋼 STKR・BCR及びBCP / ＹＧＷ－１１，１５ / ３０以下 / ２５０以下 ４９０N級鋼 STKR・BCR / ＹＧＷ－１８，１９ / ３０以下 / ２５０以下
14	仮組	・行う　・行わない　（７．３．１０）
15	錆止め塗装	耐火被覆材の接着する面の塗装　（７．８．３） ・行う（※「標仕」18.3.2による　・　）　※行わない

８　章　　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

項目		特記事項
1	建築用コンクリートブロック	1）補強コンクリートブロック造　（８．２．２） 断面形状及び圧縮強さによる区分 / 厚さ（㎜） / 適用箇所 ※空洞ブロック16 / / ・空洞ブロック16-W / /
		2）コンクリートブロック帳壁及び塀 ※「標仕」表８.３.１及び下表による。　（８．３．２） 適用箇所 / 厚さ（㎜） ・外壁 / / ・間仕切壁 / / ・塀の二重壁 / / ・塀　高さ　2ｍ以下　・１２０ 2ｍを超える　・１５０ ・衛生設備配管用裏積みブロック　・１００

2 ALCパネル

（8．4．2～8．4．6）（表8.4.3）（表8.4.4）

種類	単位荷重（N/㎡）	厚さ（㎜）	取付け工法種別等
・外壁パネル ※平パネル ・意匠パネル	・1180 ・1960	・100 ・120 ・	・A種 ・B種 ・C種 伸縮目地への耐火目地材の充填 ・適用する
・間仕切壁パネル ※平パネル	―――	・80 ・100 ・	・B種 ・C種 ・D種 ・E種
・屋根パネル	・960	・100 ・	※「標仕」8.4.6による 耐火性能 ・有り （・1時間 ・2時間）
・床パネル	・2350 ・3530	・100 ・150	

外壁パネル出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取合い部の目地幅（㎜）
※ 20 ・ 図示による

3 押出成形セメント板（ECP）

（8．5．2～8．5．5）（表8.5.1）（表8.5.2）

施工箇所	表面形状	厚さ（㎜）	幅（㎜）	ﾛｯｸｳｰﾙ充填	工法	耐火性能
⊙外壁パネル	※F ・F-R	・50 ⊙60	⊙600・450	・有 ⊙無	⊙A種 ・B種	⊙有り（1時間） ・無し
	・D ・D-R	・50 ・60		・有 ・無		
	・T ・T-R	・60		・有 ・無		
・間仕切壁パネル	※F ・F-R				・B種 ・C種	・有り（ ） ・無し
	・D ・D-R					
	・T ・T-R					

製造所 ＪＩＳ Ａ 5441による

4 外壁パネル工法

（8．4．3）（8．5．3）

パネルの取り付け工法は図示による。なお、建築基準法に定める風圧力に対応した工法**（国土交通省告示第109号による）**を、1．2．2（施工計画書）による品質計画で定める。

9 章 防 水 工 事

項目	特記事項

1 アスファルト防水

1）種別及び施工箇所 （9．2．2）（9．2．3）（表9.2.3～表9.2.8）

種別	施工箇所
※AⅠ－2	
・A－2	
・D－2	
・BⅠ－2	
・B－1	

2）アスファルト ※3種 ・4種 （9．2．2）
3）断熱工法の断熱材 厚さ（㎜） ※25 ・ （9．2．2）
ただし、オゾン層破壊物質を含まないもの。
4）立ち上り部の保護材 （9．2．2）
・乾式保護材
・れんが ※市販品れんが、又は市販品のれんが形コンクリートブロック（見え隠れ部分）

乾式保護材の種類		厚さ（mm）	適用
・押出成形セメント板（窯業系パネル）	※Ⅰ類 ・Ⅱ類	・約15×300 ・約26×600	※無石綿に限る
・金属複合板		・約12×900	

製造所 ＪＩＳ規格又は「評価名簿」による

2 改質アスファルトシート防水

種別及び施工箇所 （9．3．2）（9．3．3）（表9.3.1）

種別	施工箇所
・AS－1	
・AS－2	

3 合成高分子系ルーフィングシート防水

1）種別及び施工箇所 （9．4．2）（9．4．3）（表9.4.1）

種別	厚さ（㎜）	施工箇所	仕上げ塗料塗り	使用分類
・S－F1	※1.2 ・		・ｼﾙﾊﾞｰ ・ｶﾗｰ	※非歩行 ・軽歩行
・S－F2	※2.0 ・			
・S－M1	※1.5 ・		・シルバー ・カラー	
⊙S－M2	※1.5 ・	屋上		

2）PCコンクリート部材下地 （9．4．4）
目地処理（接着工法） ※図示
入隅部の増張り（S－F1，S－F2工法の場合） ※行わない ・行う（幅 ㎜程度）

4 塗膜防水

1）種別及び施工箇所 （9．5．2）（9．5．3）（表9.5.1）（表9.5.2）

種別	施工箇所	備考
・X－1		仕上げ塗料塗り ・シルバー ・カラー
・X－2		
・Y－1		Y－2工法の保護シート ※適用する ・適用しない
・Y－2		

2）種別X－1の脱気装置
・設ける

種類	材料	設置数量
・平面部脱気型	※製造所標準仕様 ・ステンレス製 ・アルミ製又はアルミ鋳物	・製造所指定数量 ・1箇所／約50㎡当たり
・立上がり部脱気型	※製造所標準仕様	・製造所指定数量 ・1箇所／約10m間隔

⑤ シーリング

1）下表以外は、「標仕」表9.6.1による。 （9．6．2）（表9.6.1）

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
図示	

2）接着性試験 （9．6．5）
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験（施工部位 ）

6 防水工事保証年限

防水工事は責任施工とし、下記により保証書を提出する。

施工箇所	種別	保証年限	備考
屋上	S－M2	⊙10年 ・	
		・10年 ・	
		・10年 ・	

10 章 石 工 事

項目	特記事項

1 天然石張り

1）石の品質 （10．2．1）
イ）床用石材 ※2等品 ・1等品（施工箇所 ）
ロ）壁及びその他の石材 ※1等品 ・2等品（施工箇所 ）
2）石の種類・表面仕上げ （10．2．1）（表10.2.1）（表10.2.2）

施工箇所	種類	産地・名称	厚さ（m）	仕上げの種類

2 テラゾ張り

1）種石の種類 ※大理石 ・ （10．2．1）
2）表面仕上げ ※本磨き ・ （表10.2.2）

3 壁の石張り工法

1）外壁石張り （10．2．2）（10．3．2）（10．3．3）（10．5．2）（10．5．3）（表10.2.4）
①工法
・外壁湿式工法（※流し筋工法 ・ ）
・乾式工法 （・スライド方式 ・ロッキング方式）
※乾式工法の場合は、「建築基準法に基づき指定する条件」により、建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を、1．2．2（施工計画書）による品質計画で定める。

②あと施工アンカー 材質 ※ステンレス（SUS304） ・
③石裏面処理 ※行う（・小口共） **・行わない**
④裏打ち処理 ※行う **・行わない**
⑤ドレインパイプ ※樹脂ネット製パイプ25～30φ（クロスメッシュ巻）
・ステンレスSUS304
2）内壁石張り （10．2．2）（10．4．2）（10．4．3）（10．5．2）（10．5．3）
①工法
・内壁空積工法（※あと施工アンカー横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法）
・乾式工法 （・スライド方式 ・ロッキング方式）
②あと施工アンカー 材質 ※ステンレス（SUS304） ・
③石裏面処理 ※行う（・小口共） **・行わない**
④裏打ち処理 ※行う **・行わない**

4 床及び階段の石張り

1）床石張りの石裏面処理 ※行う **・行わない** （10．6．2）（10．6．3）
2）階段石張りの裏面の処理 ※行う **・行わない** （10．1．5）
3）屋内のワックス掛け ※行う **・行わない**

11 章 タ イ ル 工 事

項目	特記事項

① 陶磁器質タイル

1）タイルの種類 （11．2．1）

施工箇所	形状寸法（㎜）	再生材の適用 G	き じ 磁器	き じ せっ器	き じ 陶器	釉薬 施釉	釉薬 無釉	役物 有	役物 無	色 標準	色 特注	備考
玄関ポーチ スロープ	150角		○				○	○		○		

備考欄に記載された商品名等は、品質の程度を示すための参考商品名である。
役物：標準曲がり （小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする
2）タイルの見本焼き ※行わない ・行う（※外壁タイル ・ ）
3）原料に再生材料を用いる再生材利用タイルの品質
イ）20章 ユニット及びその他工事の「石川県リサイクル認定製品」を使用すると特記されている場合は、**特記による。**
ロ）イ）以外は、再生材料を用い焼成されたタイルとし、再生材料利用率は総原材料の重量比で20％以上（複数の再生材料を用いる場合は、その合計）使用されているものとし、再生材に用いる原料の種類及び焼成前処理方法は下表による。ただし、再生材料は通常製造している同一工場からの廃材は除くものとする。（グリーン購入法「特定調達品目」判断基準）

再生材に用いる原料の種類	焼成前処理方法
採石及び窯業廃土、無機珪砂、鐵鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂 陶磁器屑、石灰廃、廃プラスチック、建設廃材（汚泥を除く）、 廃ゴム、廃ガラス、製紙スラッジ、アルミスラッジ、 磨き砂汚泥、石材屑、上水道汚泥、湖沼等の汚泥	前処理によらず対象
都市ゴミの焼成灰	熔解スラグ化
下水道汚泥	焼成灰化又は溶融スラグ化

2 壁タイル張りの工法

1）内装タイル ※壁タイル接着剤張り ・改良積上げ張り （11．3．3）（表11.3.2）
2）外装タイル ・密着張り ・マスク張り ・改良圧着張り
3）下地モルタル塗り ※「標仕」15.2.2～15.2.5
4）タイルの試験張り ※行わない ・行う（※外壁タイル ・ ）（11．2．1）
5）既調合モルタルの品質及び性能 （11．2．3）

項目	単位容積質量（kg／l）	保水率（%）	接着強さ（N／㎟） 標準時	接着強さ（N／㎟） 温冷繰返し後	長さ変化率（%）	曲げ強さ（N／㎟）
品質・項目	1.8以上	70.0以上	0.6以上	0.4以上	0.2以上	4.0以上

3 コンクリート素地面の処理

・MCR工法 ・目荒らし工法 （11．3．3）（6．9．3）（15．2．4）
施工範囲 ※図示 ・

4 陶磁器質タイル型枠先付け工法

（11．2．2）（11．4．2）（表11.4.1）

適用タイル	種類	タイル型枠先付け面のせき板
小口タイル	※タイルシート法	※「標仕」6.9.3「材料」(b)(2)又は
二丁掛タイル	・目地桝法	金属製タイル先付け用パネル
大形タイル	桟木法	・

12 章 木 工 事

項目	特記事項

1 県産材の使用

能登ヒバ、杉は、県産材とし、代用樹種は認めない。

2 木材の品質

木材の材質等は、下記による。 （12．2．1）
1）現場搬入時の含水率 ※A種 ・B種
2）木材の品質
（イ）製材 G ・日本農林規格 ・一般建築用材
（ロ）保存処理木材の適用箇所 ※「標仕」12.5.1(b)による。
日本農林規格に規定する保存処理K３以上とし、木材保存剤はクレオソート油を除く。
※ＪＩＳ Ａ 9108（土台用加圧式防腐処理木材）による防腐処理木材
※ＪＩＳ Ａ 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理木材
（ハ）構造材及び下地材の等級 ※「標仕」12.2.1(b)(4)による。
（ニ）造作材の材面の品質 ※A種 ・B種
（ホ）壁板類の品質 ・無節 ⊙上小節 ・小節 ・
3）樹種

	土台、水掛り枠類	見え掛り部分	見え隠れ部分	備考
構造材	・檜・能登ヒバ・草槇	・松・檜・杉	・松・檜・杉 ・能登ヒバ	
下地材	・檜・能登ヒバ・草槇	―――	・松・杉・米松	
造作材	・檜・能登ヒバ・草槇	・松・檜⊙杉⊙能登ヒバ・ラワン無節	―――	・ラワン材 防虫処理
板 材	・	・	・	

（イ）代用樹種（県産材を除く） ※認める ・認めない （表12．2．3）
（ロ）堅木と図示のあるものの樹種は、ナラ、シオジ、セン、タモ、とし等級は１等とする。
（ハ）断面の割増し
表12．2．3により代用樹種を使用する場合は、建築基準法施行令第89条の規定の許容応力度に基づき断面を検討し、監督員の承諾を得て使用する。
（ニ）表面仕上げ
見え掛り面は原則としてかんな削り仕上げとする。 （12．1．4）
表面の仕上げの程度 ・A種 ※B種 ・C種 （表12．1．1）

3 集成材

G

1）構造用集成材 （12．2．2）

品名	強度等級	材面の品質	接着性能（使用環境）	樹種名
		※2種 ・	・A ※B ・C	

2）構造用単板積層材

品名	曲げ性能	材面の品質	接着性能（使用環境）	樹種名
			・1 ・2	

③ 造作用集成材

品名	見付け材面の品質	樹種名
家具	※1等 ・2等	※たも ⊙なら ・しおじ ⊙オーク
建具	※1等 ・2等	※たも ⊙なら ・しおじ ⊙オーク

4）化粧ばり造作用集成材

品名	見付け材面の品質	化粧薄板樹種名	化粧薄板の厚さ（㎜）
	※1等 ・2等		
	※1等 ・2等		
	※1等 ・2等		

⑤ 単板積層材

品名	表面の品質	防虫処理
カーテンBOX	・天然木化粧 ⊙塗装加工あり ・化粧加工なし（ 等）	⊙する ・しない

4 床張り用合板

G

ホルムアルデヒドの放散量 （12．2．3）
※規制対象外 ・第三種

5 接着剤

1）接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。 （12．2．6）
2）ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤（以下、「ユリア樹脂等」という。）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外 ・第三種

6 防腐・防蟻処理

1）防腐処理 ※行う（適用範囲 ※「標仕」12.2．8(c)による ・図示 ）（12．2．8）
2）防蟻処理 ・行う（適用範囲 ）（12．2．9）
3）防腐・防蟻剤は、クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の表面処理用木材保存材とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
4）防腐・防蟻処理の方法
現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に、現場にて表面処理用木材保存材を塗布することとする。 （12．2．10）

7 防虫処理

ラワン材を使用する場合は、「広葉樹製材の日本農林規格」による保存処理K1の防虫処理を行った規格品とする。
設計図書において、県産材の使用が明記されている場合は、工事請負者（資材の発注者）は、合法木材供給事業者の認定を受けた納品者が発行する「県産材産地及び合法木材証明書」及び「納品書」（合法木材団体認定番号及び産地名が（石川県産）と明記されたもの）を監督員に提出する。

8 県産材使用証明

G

13 章 屋 根 及 び と い 工 事

項目	特記事項

1 長尺金属板葺

（13．2．2）（13．2．3）（表13.2.1）

屋根葺形式	長尺金属板の種類	板厚（㎜）

・建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重に対応した工法**（国土交通省告示第109号による）**を、1．2．2（施工計画書）による品質管理で定める。
保証年限 ・10年 **・15年 ・20年**
※沿岸から1km未満の塩害保証条件により素材を決定すること。
及び鋼帯（CGLCCR-20-AZ150）

2 折板葺

1）折板葺の形式等 （13．3．2）（13．3．3）（表13.2.1）

形式	※重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形
形状（㎜）	山高（ ）山ピッチ（ ） 板厚※0.6 ・0.8
材料（規格等）	※塗装溶融亜鉛５％アルミニウム合金めっき鋼板（CZACCR-20-Y25） ・塗装溶融アルミニウム５５％亜鉛合金めっき鋼板（CGLCCR-20-AZ150）
軒先面戸板	※有り ・無し
断熱材	※有り（種別： 厚さ： ㎜） ・無し
耐火性能	※30分耐火 ・無し その他 材料はＪＩＳ規格に基づく

・建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重に対応した工法**（国土交通省告示第109号による）**を、1．2．2（施工計画書）による品質管理で定める。
2）保証年限 ・10年 （13．4．2）

3 粘土瓦

形状による区分	寸法による区分	製法による区分	備考
※J形	※53A ・	・ゆう薬がわら	色調（ ）
・S形	・49A ・49B	・いぶしがわら	
・F形	・40	・無ゆうがわら	役物瓦（図示）

・建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重に対応した工法**（国土交通省告示第109号による）**を、1．2．2（施工計画書）による品質管理で定める。

4 とい

（イ）産地 ※県内産 ・県外産
（ロ）下地コンクリートの場合の特殊モルタル
①材料の使用量（1㎥当たり）セメント480kg、川砂0.45m、水280kg
特殊パーライト560㎥（メーカ仕様による）
②水セメント比60％、スランプ15㎝
③4週保釘力40kg/本以上
1）材 種 （13．5．2）（表13.5.1）
・配管用鋼管 ⊙硬質塩化ビニル管 ・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 G
2）鋼容製といの防露 ※「標仕」表13.5.4による（13．5．2）（表13.5.3）（表13.5.4）
3）防露材のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・第三種
4）掃除口 ※有り ・無し

14 章 金 属 工 事

項目	特記事項

1 あと施工アンカーの引抜き耐力試験

※適用する **・適用しない** （14．1．3）

2 ステンレスの表面仕上げ

（14．2．1）

種類	施工箇所
※HL程度	下記以外の見え掛かり全て
・No２B程度	
・No８鏡面仕上げ	
・	

3 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

（14．2．2）（表14.2.1）

種別	色合い	施工箇所
⊙B－1種	無着色	エキスパンジョイント
・B－2種	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー	
・		

④ 鉄鋼の亜鉛めっき

（14．2．3）（表14.2.2）

表面処理方法	種別	施工箇所
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	⊙C種	外部金属部
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

5 軽量鉄骨天井下地

1）野縁等の種類 屋外 ※25型 ・19型 （14．4．2）（表14．4．1）
屋内 ※19型 ・25型
2）屋外の場合の形式及び寸法 （14．4．3）（14．4．4）（表14．4．2）
※下記以外は、「標仕」14.4.3及び表14.4.2による。

下地材の間隔（㎜）			施工箇所
野縁受、吊りボルト、ｲﾝｻｰﾄ		野縁	
中央部	周辺部		

3）天井下地材における耐震性を考慮した補強 ※行う 補強箇所 ※図示 （14．4．4）
補強方法 ※図示

6 金属成形板張り

形状	製法	材種	寸法（㎜）	厚（㎜）	表面処理	色合い
・スパンドレル形	・押出し ・ロール	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・	図示	t2.0	・B－1種	無着色
					・B－2種	・ブラウン系
・パネル形	※プレス ・					・ブラック ・ステンカラー

伸縮調整継手 ※設けない ・設ける（施工箇所は図示） （14．6．3）

7 アルミニウム製笠木

（14．7．2）（14．7．3）（表14.2.1）（表14.7.1）

種類	最小呼称肉厚（㎜）	表面処理及び色合い	固定間隔・方法
・100形	1.5以上	※A－1又はB－1種 無着色 ・B－2種 （・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー）	・「建築基準法に基づき指定する条件」により、建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重に対応した工法を、1．2．2（施工計画書）による品質管理で定める。
⊙250形	1.6以上		
・300形	1.8以上		
・350形	2.0以上		

隅角部及び突当り部等の役物は笠木本体製造所の仕様による。

⑧ 手すり及びタラップ

（14．2．1）（14．8．2）（14．8．3）（表14.2.2）

種類	材料の種別	表面処理
⊙手すり	※ステンレスSUS304	※HL程度 ・鏡面程度 ・
	⊙鉄	亜鉛めっき 外部 ※C種 ・ 内部 ※E種 ・
⊙タラップ	※ステンレスSUS304	※研磨無し ・
	・鉄	亜鉛めっき 内外部 ※C種 ・

9 フッ素樹脂焼付け塗装鋼板

製造所

10 体育館の鋼製床下地

体育館の鋼製床下地は、ＪＩＳ Ａ6519（体育館用鋼製床下地構成材）による。

15章　左官工事

項目		
①	モルタル塗り材料	1）防水剤（モルタルに混入する防水剤）の品質　（15．2．2）

項目	混合割合	凝結及び安定性（ＪＩＳ Ｒ ５２０１） 凝結時間	安定性	曲げ及び圧縮強度比（%）	吸水比（%）	透水比（%）
品質	セメント質量の5%以下	始発１時間以上 終結１０時間以内	収縮性、膨張性のひび割れ・そりがないこと	７０以上	９５以上	８０以下

2）既製目地材　※適用しない　・適用する（形状　）(1５.2.2)

2	床コンクリートの直均し仕上げ	下表以外は「標仕」表６.２.４及び「標仕」15.３.２による。(表６.２.４)(15.３.１)(15.３.２)

施工箇所	平たん さ（mm）	備考

（１５.４.２）

3	セルフレベリング材塗り	1）せっこう系　施工箇所及び厚さ　※図示 2）セメント系　施工箇所及び厚さ　※図示
4	仕上塗材仕上げ	1）仕上塗材の種類等　（15．５．２）（表15.５.１）

種類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓi	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｓi	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・ゆず肌状　・さざ波状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波状　・凹凸状
	・外装薄塗材Ｓ	砂壁状
	・内装薄塗材Ｃ	
	・内装薄塗材Ｌ	
	・内装薄塗材Ｓi	
	・内装薄塗材Ｅ	砂壁状じゅらく
	・内装薄塗材Ｗ	京壁状じゅらく
⊙複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	⊙ゆず肌状　・凸部処理　※凹凸模様
	・可とう形複層塗材ＣＥ	耐候性　※３種　・
	・複層塗材Ｓi	上塗材
	⊙複層塗材Ｅ	溶媒　※水系　・溶剤系
	※複層塗材ＲＥ	樹脂　※アクリル系
	・複層塗材ＲＳ	・ポリウレタン系
	・防水形複層塗材ＣＥ	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材Ｅ	・メタリック
	・防水形複層塗材ＲＥ	
	・防水形複層塗材ＲＳ	防水形の増塗材　※行う
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量塗材	砂壁状
	・こて塗用軽量塗材	平たん状

2）建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・第三種

3）防火材料の指定　（15．５．２）
※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材料とする。

5	ロックウール吹付け	厚さ（mm）　・２５・１５

16章　建具工事

項目	特記事項
1	見本の製作等　・特殊な建具の仮組等（建具番号：　）（16．１．４）
2	防犯建物部品　※建具表による　（16．１．６）
3	アルミニウム製建具　1）外部に面する建具の性能値等　（16．２．２）（16．２．４）（表16.２.１）

種別	耐風圧性	気圧性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所
⊙A種	Ｓ－４	※Ａ－３	※Ｗ－４	※７０（(注)共）	
・B種	Ｓ－５	・	・	・	
・C種	Ｓ－６	Ａ－４	Ｗ－５	１００	

(注)引違い、片引き、上げ下げ窓で複層ガラスの時は、100㎜とする。

2）表面処理　（16．２．４）（表14.２.１）

施工箇所	種別	色合い等
外部建具	※Ｂ－１種	無着色
	・Ｂ－２種	※標準色(・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー)
	・	
内部建具	※Ｃ－１種又はＢ－１種	無着色
	※Ｃ－２種又はＢ－２種	※標準色(・ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー)

3）防音ドアセット　※適用は建具表による
4）断熱ドアセット　※適用は建具表による
5）耐震ドアセット　※適用は建具表による

4	網戸	防虫網　（16．２．３） イ）網の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（ＳＵＳ３１６） ロ）形　式　※外部可動式　・固定式
5	鋼製建具	1）簡易気密型ドアセット性能値　（16．３．２）（表16.３.１） ※適用する（適用箇所は建具表による） 2）外部に面する建具の耐風圧性　（16．３．２）（表16.２.１） ・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ ※施工箇所は建具表による 3）鋼板類の厚さ（１枚の戸の有効開口幅９５０㎜又は有効高さ２,４００㎜を越える場合） ※下表以外は表16.３.２による。　（16．３．４）（表16.３.２）

区分		使用箇所	厚さ（mm）
窓	枠類	外部の下枠、水切り板	２.３
出入口	枠類	外部に面するスイングドアの建具	２.３
	戸	中骨	２.３

・図示

6	標準型鋼製建具	1）簡易気密型ドアセット性能値　（16．３．２）（16．３．６）（表16.３.１） ※適用する（適用箇所は建具表による） 2）外部に面する建具の耐風圧性　（16．３．２）（16．３．６）（表16.３.１） ・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ ※施工箇所は建具表による
7	鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセット性能値の適用は建具表による　（16．４．２）
8	標準型鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセット性能値の適用は建具表による　（16．４．２）（16．４．６）
9	ステンレス製建具	1）簡易気密型ドアセット性能値　（16．３．２）（16．５．２）（表16.３.１） ※適用する（適用箇所は建具表による） 2）外部に面する建具の耐風圧性　（16．３．２）（16．５．２）（表16.２.１） ・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６ ※施工箇所は建具表による 3）表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・No８鏡面仕上げ　・　（16．５．４） 4）曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（補強あり）　（16．５．５）
10	木製建具	1）建物内部の木製建具に使用する表面剤及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外　・第三種 2）フラッシュ戸の表面材の種類　（16．６．２）（表16.６.２）（表16.６.６） ※難燃合板 3）かまち戸の樹種　かまち（　）　鏡板（　） 4）ふすまの上張り　※新鳥の子又はビニル紙程度　・鳥の子 5）枠及び靴ずりの材料 枠　※木枠　・ 靴ずり　※ステンレス　・木製
11	建具用金物	1）マスターキー　※製作する　・製作しない　（16．７．４） 2）建具用金物　（表16.７.１）

金物の種類	製造所
モノロック　本締まり付きモノロック シリンダー箱錠　シリンダー本締まり錠 ドアクローザ、ヒンジクローザ、フロアヒンジ	「評価名簿」による

12	自動ドア開閉装置	1）自動ドアの開閉機構(16．８．２)(16．８．３)(表16.８.１)(表16.８.２)(表16.８.３)

開閉方法	センサーの種類
※スライディングドア・スイングドア	・マットスイッチ　・電波スイッチ　・タッチスイッチ ※光線(反射)スイッチ　・音波スイッチ　・ペダルスイッチ ・熱線スイッチ　・光電スイッ　・押しボタンスイッチ ・多機能便所スイッチ

2）凍結防止措置　※行わない　・行う（　）　（16．８．３）
3）製造所　大型回転自動ドア機構のみ「評価名簿」による。

13	自閉式上吊り引戸装置	製造所「評価名簿」による　（16．９．２）
14	重量シャッター	1）外部に面するシャッターの耐風圧強度　（16．10．２） 耐風圧性能（　）N/m 2）開閉機能　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式　（16．10．２）（表16.10.１） 3）危害防止機構　※障害物感知装置（自動開鎖型）　（16．10．２） 4）一般重量シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない　（16．10．２）
15	軽量シャッター	1）開閉形式　※手動式　⊙上部電動式（手動併用）　（16．11．２）（表16.11.１） 2）外部に面するシャッターの耐風圧強度　（16．11．２） 耐風圧性能（　）N/m 3）スラット　厚さ（mm）　※0.５　・0.８　（表16.11.２） 材質　※JIS G3312(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)　（16．11．３） 又は、JIS G3318(塗装溶融亜鉛-5%アルミニウム合金鋼板及び鋼帯) ・ 形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形（16．11．４） 4）ガイドレール等　※鋼板製　⊙ステンレス製ＳＵＳ３０４　（表16.11.２） 厚さ　※１.０　・１.５ （16．12．２）（16．12．３）

セクション材料	開閉方式	収納形式	ガイドレール
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・溶融亜鉛めっき鋼板 ※ステンレス鋼板 （ＳＵＳ３０４）

耐風圧性能（　）N/m　（16．12．２）

17	ガラス	ガラスの厚さ・構成等は建具表により、その他ガラス性能等は下記による。　（16．13．２） 1）合わせガラス 特性による種類　※Ⅱ－１類（JIS A 3205） ②）強化ガラス

材料板ガラスによる種類	衝撃特性による種類（JIS R 3206）
※フロート強化ガラス ・型板強化ガラス	Ⅲ類（曲面はⅠ類）

3）熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類	日射熱取得率	色調
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入磨き板ガラス	※２種	・ブルー　・グレー　・ブロンズ ・グリーン

④）複層ガラス

種類	断熱性、日射遮へい性による区分（ＪＩＳ Ｒ ３２０９）
※断熱複層ガラス	※Ｕ３－１　・Ｕ３－２　・Ｕ１　・Ｕ２
・日射熱遮へい複層ガラス	・Ｅ４　・Ｅ５

5）熱線反射板ガラス

品質	反射皮膜面	材料板ガラスの種類	映像調整
※熱線反射ガラス	※内面・外面	・フロート板ガラス ・熱線吸収フロート板ガラス ・強化ガラス ・倍強度ガラス ・	※行わない ・行う ただし、メタルカーテンウォール工事は１７章による
・高性能熱線反射ガラス	内面		

18	ガラス留め材及び溝	ガラス留め材　（16．13．２）（表９.６.１）

建具の種類	材種
アルミニウム製	※シーリング材　・ガスケット（ＦＩＸ部はシーリング材）
鋼製及び軽量鋼製	※シーリング材
ステンレス製	※シーリング材

ただし、防火戸は建築基準法に基づく規定に定められたもの又は認定を受けた条件による。

板ガラスをはめ込む溝の大きさ　（16．13．３）（表16.13.１）
※「標仕」16．１３．１による。ただし、強化ガラス及び倍強度ガラスを使用する場合は性能値等が確認できる資料を監督員に提出し、承認を受ける。

19	ガラスブロック積み	ガラスブロック　（16．13．５）

寸法（mm）		表面形状		性能等	
呼び寸法	厚さ	色調	パターン	防火性能	耐火性能
１４５×１４５	９５	※クリア ⊙乳白 ⊙乳白カラー		※無し ・	※無し ・

壁用金属枠及び補強材　（16．13．５）

壁用金属枠の種類	規格及び補強材等
※アルミニウム製	※「標仕」16.２.３のアルミニウム製建具の材料による ・

化粧目地モルタルの色　※モルタル色　・
シーリング材料
下記以外は「標仕」表９.６.１による。　（16．13．５）（９．６．２）（表９.６.１）

被着体の組合せ		シーリング材の種別		
		記号	主成分による区分	耐久性による区分

ただし、防火区画等に用いる場合は、建築基準法に基づく規定に定められたもの又は、認定を受けた条件による。
製造所等　ＪＩＳ Ａ５２１２によるもの又は「評価名簿」による。

20	ガラス用フィルム	6）倍強度ガラス

材料板ガラスによる種類の名称	色調
※フロート倍強度ガラス	
・熱線吸収倍強度ガラス	・グレー　・ブルー　・ブロンズ　・

名称	種類	張り面	性能値
※ガラス飛散防止フィルム	第２種	※内張り　⊙外張り	飛散防止率　Ｄ１
・			

品質　ＪＩＳ Ａ５７５９による。

17章　カーテンウォール工事

項目	特記事項
1	メタルカーテンウォール　設計図書による規定の他、特記無き事項は(社)日本建築学会ＪＡＳＳ１４による。

カーテンウォール材料の種類　（17．２．２）

種類	規格等
※アルミニウム製	※「標仕」16.２.３のアルミニウム製建具の材料による
・	・

カーテンウォール方式
・方立方式
・バックマリオン方式（・単純２辺支持構法　・ＳＳＧ構法）
・スパンドレル方式
・パネル方式
・小型パネル組み合わせ方式（・ノックダウン方式　・ユニット方式）

シーリング材及びガラス取付け材料
下記以外は「標仕」表９.６.１による。　（17．２．２）（９．６．２）（表９.６.１）

被着体の組合せ		シーリング材の種別		
		記号	主成分による区分	耐久性による区分
金属	ガラス	ＳＲ-１	シリコーン系	
	石、タイル	ＭＳ-２	変成シリコーン系	
ガラス	ガラス	ＳＲ-１	シリコーン系	

構造ガスケット　※適用しない　（17．２．２）
・適用する（施工箇所：　）
断熱材　G　※適用しない　（17．２．２）
・適用する（種類：　厚さ（mm）　：施工箇所※図示）
製品の寸法許容差　※下記以外は「標仕」表17.２.１による。　（17．３．３）（表17.２.１）
・製造所標準製作規定寸法許容差による。

アルミニウムの表面処理　（17．２．３）（表14.２.１）

種別	色合い等
・Ａ－１種　・Ｂ－１種	無着色
・Ａ－２種　・Ｂ－２種	※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー　・シルバー
・着色塗膜　塗装材料（　）焼付け方法（　）コート（　）ベーク	

耐風圧性能　（17．１．３）
性能値　※建築基準法施行令第８７条及び建設省告示第１４５４号に定められた風圧力に対して安全であること。
・正圧　N/㎡以上及び負圧　N/㎡以上に対して安全であること。

主要部材のたわみ

支点間距離（h）	たわみ量	状態
※４m以下	※±（１/１５０）×h かつ絶対量２０㎜以下	※各部の破損、残留変形有害な変形が起らないこと
・４mを超える	※±1/150×h	

2	ＰＣカーテンウォール	耐震性能　（17．１．３） 設計用震度　水平方向（Ｋ$_{H}$）　※１.０　・ 垂直方向（Ｋ$_{V}$）　※０.５　・

構造種別	許容層間変位量（h＝支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	※±（１/１００）×h以上 ・	※部材・ガラス等の損傷、破損及び脱落が起こらないこと 主要部材に有害な歪みが起こらないこと
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※±（１/２００）×h以上 ・	シーリングの損傷は補修程度

水密性　・Ｗ－４　・Ｗ－５　（17．１．３）（表16.２.１）
気密性　・Ａ－３　・Ａ－４　（17．１．３）（表16.２.１）
耐火性能　※適用しない　・適用する（　時間、施工箇所：図示）
映像調整　※行わない　・行う（建具表による）

設計図書による規定の他、特記無き事項は(社)日本建築学会ＪＡＳＳ１４による。
コンクリートの種類及び品質　（17．３．２）
※「標仕」17.３.２による。
・下表による。ただし下表以外は17.３.２による。

コンクリートの種類	設計基準強度（Ｆo）	所要スランプ（cm）

鉄筋　※ＳＤ２９５Ａ　・

取付け用金物の表面処理（鉄の亜鉛めっき）及び材質
下記以外はカーテンウォール製作所の仕様による。(17．３．２)(14．２．３)(表14．２．２)

金物種類及び部位	内部	外部
ＰＣ版打込み金物	※Ｅ種　・	※Ａ種　・
ＰＣ版打込み取付けボルト	※Ｅ種　・	※ステンレスボルト
２次ファスナー	※Ｅ種　・	※Ａ種　・
取付けボルト	※Ｅ種　・	※Ａ種　・
レベル調整ボルト	※Ｅ種　・	※Ａ種　・
	・	・

シーリング材料
下記以外は「標仕」表９.６.１による。　（17．３．２)(９．６．２)(表９.６.１)

施工箇所	シーリング材の種別		
	記号	主成分による区分	耐久性による区分
カーテンウォール板間目地			

断熱材　G　※適用しない
・適用する（種類：　厚さ（mm）　：施工箇所※図示）
製品の寸法許容差　※下記以外は「標仕」表17.３.１による。　（17．３．３）（表17.３.１）
・製造所標準製作規定寸法許容差による。
表面仕上げ　（　）

耐火材料

施工部位	種別	規格等
・ファスナー部		
・取付けブラケット		
・パネル目地部		
・層間ふさぎ		

耐風圧性能　（17．１．３）
性能値　※建築基準法施行令第８７条及び建設省告示第１４５４号に定められた風圧力に対して安全であること。
・正圧　N/㎡以上及び負圧　N/㎡以上に対して安全であること。
耐震性能　（17．１．３）
設計用震度　水平方向（Ｋ$_{H}$）　※１.０　・
垂直方向（Ｋ$_{V}$）　※０.５　・

構造種別	許容層間変位量（h＝支点間距離）	変位後の状態
鉄骨造	※±（１/１００）×h以上	※部材・ガラス等の損傷、破損及び脱落が起こらないこと シーリングの損傷は破損程度
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	※±（１/２００）×h以上	

18章　塗装工事

項目	特記事項
①	材料　建物内部に使用するユリア樹脂等を用いたホルムアルデヒドの放散量　（18．１．３） ※規制対象外　・第三種 屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。
②	素地ごしらえ　（18．２．７）（表18.２.７） せっこうボード及びその他のボード面の目地工法が継ぎ目処理工法の場合 種別　※Ａ種　・Ｂ種（テーパーエッジボード施工箇所　） 種別　・Ａ種　※Ｂ種（テーパーエッジボード以外施工箇所　）

3 アクリルシリコン樹脂クリア塗り

適用範囲　コンクリート及び押出成形セメント板素地面

	工程	塗料その他	塗付け量（kg/㎡）
1	素地ごしらえ	乾燥、汚れ、付着物除去	―――
2	下塗り（１回目）	浸透性吸水防水材（シラン系）	０.０８
3	下塗り（２回目）	浸透性吸水防水材（シラン系）	０.０８
4	中塗り	アクリルシリコン樹脂ワニス	０.１０
5	上塗り	アクリルシリコン樹脂ワニス	０.１０

㊍ 常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗り

適用範囲　コンクリート及び押出成形セメント板素地面

	工程	塗料その他	塗付け量（kg/㎡）
1	素地ごしらえ	乾燥、汚れ、付着物除去	―――
2	下塗り（１回目）	浸透性吸水防水材（シラン系）	０.０８
3	下塗り（２回目）	浸透性吸水防水材（シラン系）	０.０８
4	中塗り	常温乾燥形ふっ素樹脂ワニス	０.１０
5	上塗り	常温乾燥形ふっ素樹脂ワニス	０.１０

19章　内　装　工　事

項目	特記事項

1 接着剤　（19．２．２）（19．３．３）（19．５．６）（19．７．２）（19．８．２）

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※規制対象外　・第三種
※接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

2 ビニル床シート張り G　（19．２．２）

種類	JISの記号	色柄	厚さ（㎜）
※発泡層のないもの	※FS・	※無地　⊙マーブル	※2.5　⊙2.0
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地	
・			
・			

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が、製品の総重量比で15%以上使用されていること。
（PFの場合を除く）
工法　※熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　）（19．２．３）

3 ビニル床タイル張り G　**（19．２．２）**

種類	JISの記号	厚さ（㎜）	寸法（㎜）	備考
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）[接着形]	CT	※2.0・	・300×300 ・450×450	
・コンポジションビニル床タイル（軟質）[接着形]	CTS	※2.0・	・300×300 ・450×450	
・ホモジニアスビニル床タイル[接着形]	HT	※2.0・	・300×300 ・450×450	
・置敷きビニル床タイル[置敷形]	HTL	・	・500×500	

再生ビニル樹脂系材料の合計重量が、製品の総重量比で15%以上使用されていること。

4 帯電防止床タイル張り　（19．２．２）

種類	厚さ（㎜）	性能
・コンポジションビニル床タイル	※2	体積抵抗値（JIS K 6911による）
・ホモジニアスビニル床タイル	※4.0又は5.0	1.0×10^{9}Ω以下、または、
・	・	漏洩抵抗値（JIS A 1454による）
・	・	1.0×10^{10}Ω未満

5 ビニル幅木　高さ（㎜）　※６０　・７５　（19．２．２）

6 カーペット敷き G　防炎性能は、消防法で定める防炎性能を有し、登録されているものとする。（19．３．２）
・織じゅうたん　（19．３．３）（19．３．４）（表19.3.1）

種別	織り方	パイル形状	色柄等	帯電性
・A種	・ウィルトンカーペット	・カットパイル	※単一色（無地）	人体帯電圧
・B種	・ダブルフェースカーペット	・ループパイル	・柄物（標準色）	※3kv以下
・C種	・アキスミンスターカーペット	・カット、ループ併用	・	

・タフテッドカーペット　（19．３．３）（19．３．４）（表19.3.2）

パイル形状	パイル長（㎜）	工法	帯電性
・カットパイル	※５～７　・	※全面接着工法	人体帯電圧
・マルチレベルループ	※４～６　・	・グリッパー工法	※３kv以下
・レベルループパイル	※４　・		・
・カット、ループ併用	・		

・ニードルパンチカーペット　（19．３．３）
厚さ（㎜）　・帯電性　人体帯電圧　3kv以下　備考

⊙タイルカーペット　（19．３．３）

種別	パイル形状	寸法(㎜)	総厚さ(㎜)	帯電性	備考
※第一種	※ループパイル ・カットパイル ・ｶｯﾄ/ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※５００×５００ ・	※6.5 ⊙6.0	人体耐電圧3kv以下	
・第二種					

7 合成樹脂塗り床　（19．４．２）（表19.4.1～表19.4.7）

種別	仕上げの種類
・弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し展べ仕上げ ・厚膜流し展べ仕上げ（※平滑　・防滑） ・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑） ・防滑仕上げ

8 床用塗料塗り
材質　ウレタン樹脂系塗料（※標準色　・　）
仕上種別　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ
塗布量　プライマー塗のうえ主剤２回塗りとし、総塗布量は０.５kg/㎡以上とする。

9 防塵用塗料塗り
材質　水性アクリル系樹脂塗料（※標準色　・　）
仕上種別　コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量　主剤２回塗りとし、総塗布量は０.２５kg/㎡以上とする。

10 フローリング張り　（19．５．２～19．５．７）（表19.5.1～表19.5.4）

品名	樹種	工法	種別	仕上塗装等
※天然木化粧複合フローリング G	※なら ・ひのき ⊙カバ	※釘釘工法（根太張用） ・接着工法（直張用）	※C種 ⊙A種	※塗装品 ・無塗装品 ・合成樹脂発泡シート
・		・　・	・	・
・		・　・	・	・

11 畳敷き　（19．６．２）（表19.6.1）

下地の種類	畳の種別
「標仕」表12.5.1による床組	・A種　※B種　・C種　・D種（・　・　）
ポリスチレンフォーム床下地	・C種　※D種（・　・　）

12 ポリスチレンフォーム床下地材
畳下地　厚さ（㎜）　※４０　・６５　・８０
フローリング類下地　厚さ（㎜）　※８０　・９５

13 特殊合板等の種類
特殊合板の仕上げの種類などは、下記による。　（19．７．２）

施工箇所		
仕上げの種類	・天然木化粧合板（⊙ンナ	・特殊加工化粧合板（・　）
防火性能	・難燃　・準不燃　・不燃	・難燃　・準不燃　・不燃
表面の品質	・１等　・２等　・３等	・１等　・２等　・３等
接着剤の種類	・１種　・２種　・３種	・１種　・２種　・３種
工法	・A種　・B種　・釘打　・タッピング	・A種　・B種　・釘打　・タッピング
目地処理	・目透し・突付け・V目地・底目地	・目透し・突付け・V目地・底目地

14 壁紙張り　（19．８．２）

施工箇所	壁紙の種類					防火性能の級別	備考
	紙製	繊維（織物）	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ（ﾋﾞﾆﾙ）	無機質製	その他		
仕上表参照	・	・	・	⊙	・	※不燃　準不燃　難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　準不燃　難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　準不燃　難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　準不燃　難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　準不燃　難燃	
	・	・	・	・	・	※不燃　準不燃　難燃	

素地ごしらえ　（19．８．３）（表18.2.4）（表18.2.5）（表18.2.7）
モルタル、プラスター、コンクリート面　※B種　・A種（施工箇所：　）
せっこうボード面　※B種　・A種（施工箇所：　）

15 断熱材 G
断熱材は、原則として「グリーン購入法」における特定調達品目を使用する。
ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種　（19．９．２）
（19．９．２）（19．９．３）

種類	施工箇所	厚さ（㎜）	品質等
・押出法ポリスチレンフォーム保温板	※２種b ・１種b	※一般部	※２５	特定フロンを使用しないもの G
	※３種b ~~（スキン層付）~~	⊙接地部分 ・	※２５	
⊙現場発泡断熱材		※断熱材補修部分	―――	特定フロンを使用しないもの
		⊙一般部 ・	※１５ ⊙２０	難燃性　※３級　・２級
		製造所　JIS A 9526又は「評価名簿」による		
・断熱材兼用型枠		・ ・	※４０以下 ・	

16 体育館のフローリング張り
体育館のフローリング張りは、下記による。
（イ）材種　下張り（組床式の場合）・１類ラワン合板（厚15）・構造用合板１類２級（厚15）
上張り　・かば桜18㎜　・
（ロ）工法　下張りとは、鋼製下地にタッピングビス止め。上張りは、下張り材に接着剤と釘打ち併用とする。
上張り材と他の材料との取合いは、ネオプレンゴムとし、コートラインは、上塗り前に、監督員の指示により施工する。

17 浴室天井材
市販品

材質	表面仕上げ	性能	幅（㎜）	備考
※アルミニウム製	※焼付け塗装品	準不燃品	※２００	回り縁は樋付き
	・アルマイト処理品		・１００	とし、製造所の
・硬質塩ビ製	※塗装品 ・木目調		※３００ ・１００	標準品とする。

18 せっこうボードその他のボード張り　（19．７．２）（表19.7.1）

種類	JISの記号	厚さ（㎜）、規格等
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15　・20　・25
・普通木毛セメント板 G	NW	・15　・20　・25
・ミディアムデンシティファイバーボード G	MDF	
・パーティクルボード G		
⊙けい酸カルシウム板	０.８FK	タイプ２（無石綿）
⊙ロックウール化粧吸音板	DR	※フラットタイプ（※９　・１２　・　） ・凹凸タイプ（※１２　・１５　・１９　・　）
・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）		※フラットタイプ９（（個）不燃） ・凹凸タイプ（※１２　・１５）（（個）不燃）
⊙せっこうボード	GB－R	⊙１２．５（不燃）・９．５（準不燃） （テーパーエッジボード施工箇所は図示）
・不燃積層せっこうボード	GB－NC	９．５（不燃）　・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
⊙シージングせっこうボード	GB－S	１２．５（（個）不燃）
⊙強化せっこうボード	GB－F	※１２．５（不燃）　・１５．０（不燃）
・せっこうラスボード	GB－L	９．５
・化粧せっこうボード（木目）	GB－D	１２．５（不燃）　幅４４０mm程度 模様（※柾目　・板目）専用下地材付き
⊙メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ1.2
・難燃合板 G		
⊙硬質せっこうボード	GB－H	９．５（不燃）

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　（19．７．２）（表9.6.1）
※適用する　・適用しない

19 吸音材　（表19.7.1）

種類	記号	厚さ（mm）
・ロックウール吸音ボード１号	RW－B	※２５　・
※グラスウール吸音ボード２号32K	GW－B	※２５　・５０

20 乾式耐火間仕切壁

耐火性能	下地材	構造方法	仕上げ材等
６０分耐火（非耐力壁）	軽量鉄骨壁下地	両面	⊙強化せっこうボード（厚さ12.5mm）下張り ＋硬質せっこうボード系（厚さ９．５mm） ・けい酸カルシウム板系（厚さ８mm）二重張り ・けい酸カルシウム板系（厚さ８mm） ＋せっこうボード系（厚さ１２．５mm）
		片面	⊙強化せっこうボード系（厚さ２１mm二重張り）

品質・規格　建築基準法に基づく耐火構造の通則的指定及び個別的指定を受けたもの。

21 誘導用及び注意喚起用床材
視覚障害者用タイル　（19．２．２）

適用箇所	種類	寸法（mm）	形状
屋内	・塩化ビニル系	※300×300　・	ブロックパターンはJIS T 9251による
	・磁器又はせっ器タイル	・	
屋外	・コンクリート系	※300×300×60　・300×300×30	
	・レジンコンクリート系	※300×300　・	
	⊙磁器又はせっ器タイル	⊙300×300	

20章　ユニット及びその他工事

項目	特記事項

1 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
⊙垂直方向	※完全（全貫通型）スリット	⊙耐火型	⊙有り
⊙水平方向	・部分スリット	・非耐火型	・無し

目地	内壁（幅×深さ）	外壁（幅×深さ）
目地材	シーリング材（見え掛かりのみ）	シーリング材（内外とも）
目地寸法（㎜）	㊞１５×１５　・	㊞２０×１５　・

2 ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ金物

材質	クリアランス	防火性能	防水性能
⊙アルミ　・ステンレス	⊙200　・	⊙あり　⊙なし	⊙あり　⊙なし

3 止水板
形状　⊙差込式　・据置式　・壁張り式
施工箇所　※図示

4 フリーアクセスフロア　（20．２．２）

施工箇所	構法	仕上り高（㎜）	適用地震時 水平力	耐荷重性能（注１）	表面仕上げ材（注２）
・職員室 ・パソコン教室	・パネル構法 ⊙溝構法	３５	・１.０G ・０.６G	・３,０００N ⊙５,０００N	・帯電防止床タイル ⊙タイルカーペット
	・パネル構法 ・溝構法		・１.０G ・０.６G	・３,０００N ・５,０００N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット
	・パネル構法 ・溝構法		・１.０G ・０.６G	・３,０００N ・５,０００N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

注１　耐荷重性能5,000Nについては、平成元年建設省告示第１３２２号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等のものとする。
注２　表面仕上げ材の品質・規格等は、１９章内装工事による。

5 可動間仕切　（20．２．３）

構成材の材質	・アルミニウム　・鋼製　⊙軽量コンクリート製
スロープ及びボーダー	※製造所の標準仕様（ただし、構成材は「標仕」による）　・図示
コンセント等の取付け対応	※製造所の標準仕様（コンセント本体は別途設備工事） コンセントの箇所数は図示
配線用取り出しパネル	※配線取り出し開口：パネル１枚につき４０㎜×８０㎜程度の開口１ヶ所以上 フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ※２０～３０パーセント　・
空調用吹き出しパネル	※無し ・有り（※固定式　・可変式　：施工箇所は図示）

構造形式	パネル部の総厚さ(㎜)	表面材種 厚さ(㎜)	仕上げ	遮音性（JISによる記号）	不燃材料の認定
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式	・	※鋼板（※０.６　・０.８）・	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け・	・０　・１２　・２０　・２８　・３６	・あり

製造所等　JIS A 6512によるものの又は「評価名簿」によるもの

6 移動間仕切　（20．２．４）

遮音性能による区分	厚さ（㎜）	表面材	表面仕上げ（注２）	操作方法	施工箇所
・一般タイプ		※鋼板・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式	
・遮音タイプ（注１）		※鋼板・	・焼付け塗装 ・壁紙張り	・手動式　・電動式 ・部分電動式	

注１　JIS A 1416による試験方法において、中心周波数５００Hzの音の透過損失が３６dB以上の性能を有するものとする。
注２　表面仕上げの壁紙張りの品質は１９章内装工事　１４壁紙張りによる。
パネル圧接装置操作方法　※製造所標準仕様　・

7 トイレブース　（20．２．５）

表面仕上げ材	脚部の形状・材質		ドアエッジの形状・材質	
※メラミン樹脂系化粧板	※幅木タイプ	⊙アルミニウム	・フラット形	※アルミニウム製
・ポリエステル樹脂系化粧板	・支柱タイプ	・ステンレス	⊙曲面形	・ステンレス製

8 階段滑止め　（20．２．６）

材種	ステンレスSUS３０４
形状	ビニルタイヤ入り 両端フラットエンド　※有り（・ステンレス製　※ビニル製）　・無し
幅（㎜）	約３５
取付け工法	※接着工法　・埋込み工法

9 階段手すり

種別	仕上げ等	手すり径等（㎜）	施工箇所
⊙集成材	※クリアラッカー ⊙ウレタンクリア	・４５　⊙３６	
・ビニル製ハンドレール ※アルミ製　塩ビ被覆	・耐候性タイプ	・５０（幅） ・３４　・４０	
・ステンレスパイプ ・鋼製パイプ	・HL	・４０ ・	

10 黒板及びホワイトボード　（20．２．８）

種類		寸法（㎜）	備考
⊙黒板	⊙焼付け	家具図参照	※平面　・曲面　・スクリーン付引分
⊙ホワイトボード	⊙ほうろう	家具図参照	※平面　・曲面　・スクリーン付引分

11 表示標識　衛突防止表示　※図示（サイン詳細図参照）　（20．２．10）
（市販品　※ステンレス製　径　約３０㎜　・　）
・無し
法令に基づく表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。
製造所　監督職員の承諾する製造所

12 煙突用成形ライニング材　適用安全使用温度　※４００℃　・６５０℃　（20．２．11）
製造所「評価名簿」による。

13 ブラインド　（20．２．12）

形式	種類	スラットの材質	スラットの幅（㎜）
※横型	※ギア式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※２５
・縦型	・１本操作コード	・アルミスラット	・８０
	・２本操作コード	・クロススラット	・１００

14 ブラインドボックス及びカーテンボックス
※市販品（アルミニウム製　押出し型材）

使用区分	溝幅×深さ（㎜）
・横型ブラインド	※９０×１５０　・１２０×１５０　・
・縦型ブラインド	※１２０×８０　・１５０×８０　・
・カーテン（又はレース共）	※１５０×８０　・１８０×８０　・
・カーテン＋横型ブラインド	※１８０×１５０　・

15 ロールスクリーン
色彩　※B－１　・B－２（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）　・図示
（20．２．13）

操作方法	スクリーンの種類	品質等
・プルコード式（ストッパー付）	・無地	
・ワンタッチチェーン式	・柄物	
・チェーン式	・遮光タイプ	
・電動式		

製造所

16 カーテン及びカーテンレール （20．2．14）

施工箇所	形式 片引	形式 引分	装置 電動	装置 ひも引	装置 手引	名称・品質	ひだの種類	備考
カーテンリスト参照	⊙	⊙	・	・	⊙	カーテン	1.5倍	
	⊙	⊙	・	・	⊙	遮光カーテン	1.5倍	遮光１級
	⊙	・	・	・	⊙	ホスピタルカーテン	フラット	
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			
	・	・	・	・	・			

17 ピクチャーレール

レール　材質　アルミニウム製（シルバー）
　　形式　先付け天井埋込型（見切縁兼用）
ランナー　材質　本体：真鍮性　フック：ステンレス製（可動式）
　　耐荷重　２５kg程度/個
　　個数　２個/レール１m

18 天井点検口

目地形状	運用箇所	寸法（mm）
額縁タイプ（白色）	下記以外全て	※　４５０×４５０ ・　６００×６００ ・
目地タイプ	※図示 ・天井仕上げ材がＤＲの範囲	

品質及び性能等 （表14．2．1）

項目	材料の品質・規格及び性能
内外枠の材質	アルミニウム合金押出型材（表面処理：Ｃ－１種又はＣ－２種による） （ＪＩＳ Ｈ ４１００ Ａ６０６３Ｓ－Ｔ５による）
内外の仕上げ材留付け金具	アルミニウム合金押出型材、亜鉛めっき鋼板類及び同等の性能を有するもの
コーナービス及び取付け金物等	鋼材に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
寸法許容差	枠の許容差　±０．５mm以内 外枠と内枠のクリアランス　２．０mm以内

19 床点検口

本体の材質	目地の材質	適用箇所	寸法（mm）
※アルミ製	※アルミ　・ステンレス　・黄銅	下記以外全て	※６００×６００
・ステンレス製			・

品質及び性能等

材質	品質・規格及び性能	
アルミ合金押出型材	ＪＩＳ Ｈ ４１００ Ａ６０６３Ｓによる	表面処理
アルミニウム板	ＪＩＳ Ｈ ４０００ Ａ１１００ＰＨ２４による	Ａ－１種又はＡ－２種による
ステンレス製	ＪＩＳ Ｇ ４３０５（目地材はＧ ４３０８も含むのＳＵＳ３０４による	表面処理 ＨＬ又はＮｏ２Ｂ程度
寸法許容差（mm）	受け枠寸法の許容差	±０．５
	蓋枠寸法の許容差	±０．５
	受け枠と蓋枠のクリアランス（片側）	２．０以内
耐荷重性能	荷重Ｐｎ＝１，０００Ｎにおける蓋中央部の残留たわみ	点検口有効径の０．０８%以内
	耐破壊荷重	荷重値Ｐｎの２倍以上

20 収納家具・書架・物品棚

	品質	主要構造部材の材料	形状寸法(mm)	備考
・収納家具	JIS S1033(ｵﾌｨｽ用収納家具)による	・鋼製 ・木製	・図示	
・書架	JIS S1039(書架物品棚)による	・鋼製	・図示	JIS S1039による種類 ・１種　・２種　・３種
・物品棚		・鋼製	・図示	JIS S1039による種類 ・５種　・６種　・７種
・移動式書架・物品棚		・図示 ・木製	・図示	

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

21 かぎ箱

市販品
形式　・３０組用　⊙６０組用　・１２０組用

22 くつふきマット

市販品
材質　・塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製受枠）
　　・ビニル製（ステンレス製受枠）
　　・硬質アルミニウム製（受枠とも）
　　・ステンレス製（受枠とも）

23 流し台ユニット

種類	寸法（Ｌ＝mm）	適用内容	規格・品質等
⊙流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付き	※優良住宅部品 (ｾｸｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝⅠ型)
⊙コンロ台	※600　・700　・	バックガード　※有り	
⊙つり戸棚	※1200　・900　・800		・
⊙水切り棚	※1200　・900	ステンレス製　※１段式	※市販品

※全て家具表参照

24 屋内掲示板

枠の材質　※アルミニウム製　⊙木製
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　⊙樹脂クロス貼り

25 洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧張り（心材：集成材）　⊙人工大理石（仕様は図示）
奥行き（mm）　・約４５０　⊙約６００

26 防煙垂れ壁

・固定式

材質	厚さ（mm）	高さ（mm）	備考
・網入り磨板ガラス	※６．８	※５００	アルミ製枠付き
・線入り磨板ガラス	・	・	

27 敷地境界石標

・かこう岩（文字記号等入り）
※コンクリートブロック製の市販品程度

28 旗竿

材質　※アルミニウム合金製
形式　※テーパー型　・同一断面型
地上高さ（m）　・６　・８　・１０　・１２
操作方法　※ハンドル式　・ロープ式
固定方法　・埋込式　・ベース式　・バンド式

29 旗竿受金物

材種　ステンレス製ＳＵＳ３０４

30 フェンス

・耐雪型　・一般型
・ビニル被覆エキスパンドフェンス　・樹脂塗装メッシュフェンス　・鋼管フェンス

31 屋外掲示板

照明器具　※有り　・無し
施錠　※有り　・無し
製造所

32 車止め支柱

・ステンレス製（上下式鎖内蔵型、反射テープ付き）　径114.3mm　t＝2.5mm　Ｈ＝ＧＬ＋700mm
※スプリング付　・スプリング無し
・図示

33 建築銘板

建築銘板の設置等は、下記による。
（イ）設置　⊙設置する　・設置しない
（ロ）材料、大きさ　⊙サイン詳細図参照

（ハ）記入内容（参考）

45（60）

工事名	
完成（監修）	平成　年　月　日
設計	
監理	
建築	（業者名を記入する）
電気	（業者名を記入する）
給排水	（業者名を記入する）
空調	（業者名を記入する）
合併処理	（業者名を記入する）
昇降機	（業者名を記入する）

60（45）

34 リサイクル製品の使用

(1)リサイクル製品は、「石川県リサイクル認定製品」を優先的に使用すること。
石川県リサイクル認定製品　・使用する

「石川県リサイクル認定製品」は、石川県のホームページを参照する。
http://www.pref.ishikawa.jp/（石川県 環境部 廃棄物対策課）

(2)その他、リサイクル製品の使用に努めるものとする。

(3)建設副産物リサイクル製品を使用した場合、下記掲示板を設置する。（但し、工事請負代金が１，０００万円以上のもの）
看板の寸法は９０ｃｍ×６０ｃｍ程度とする。

この建築工事ではリサイクル製品として
○○○○○○○○、○○○○○○○○
を使用しています。
Ｒ　石川県土木部営繕課
建設副産物リサイクル
シンボルマーク

（注）建設副産物シンボルマークのデザインは監督員に確認すること

35 伝統産業工芸品の使用

使用箇所	製品	備考

・可動式

種類	材質	高さ（mm）	備考
・垂直降下式（巻取り型）	不燃布（不燃認定品）	※５００ ・８００ ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※５００ ・８００ ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）
品質、規格　(財)日本建築センターの防災性能評定品

21章 排水工事

項目	特記事項
① 排水管	排水管用材料 （21．2．1）（表21.2.1）（21．3．3）

材種	管の種類	管形状（接合方法）
※遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※１種　・２種）	B形（ゴム接合）
⊙硬質塩化ビニル管	※ＶＰ　・ＶＵ	
・排水用ﾘﾌﾚｸｼﾙ硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 G	※ＲＳ-ＶＰ　・ＲＦ-ＶＵ	

② 排水桝及びふた （21．2．2）

種類	適用荷重	鍵
・水封形　・密閉形（テーパー・パッキン式）	・Ｔ－２用	・あり
・簡易気密形（パッキン式）	・Ｔ－６用	・なし
・中ふた付密閉形（テーパー・パッキン式）	・Ｔ－２０用	

グレーチングふた　・溝ふた用 （21．2．2）

材質	形式	種類	適用荷重	ﾒｯﾊﾟｰﾋﾟｯﾁ	上面形状
⊙鋼製 ・ステンレス製	※受枠付き ・ ボルト固定 ※無し ・図示	⊙溝ふた用（横断） ・溝ふた用（縦断） ⊙桝ふた用 ・かき上げ用 ・U字溝用	・歩行用 ・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－14用 ⊙Ｔ－20用	※細目 ※普通目 ・細目	※凹凸形 ※平形 ・凹凸形

③ 埋戻し土　※Ｂ種　・建設汚泥から再生した処理土 G （21．2．3）

4 浸透管及び浸透桝

22章 舗装工事

項目	特記事項
① 盛土に用いる材料	（22．2．3）（表3.2.1） ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 G
2 凍上抑制層の材料	※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切り込み砂利 （22．2．3）
3 路床安定処理	※添加材料による安定処理 （22．2．2）（22．2．3）（表22.2.2） 種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種 ・高炉セメントＢ種 G　・生石灰（　）　・消石灰（　） 添加量　kg／㎥（目標ＣＢＲ　※５以上　・　）
	・ジオテキスタイルによる安定処理 ジオテキスタイルの品質 単位面積質量　６０g／㎡以上 厚さ（mm）　０．５～１．０ 引張り強さ　９８N／５cm（１０kgf／５cm）以上 透水計数　１．５×１０cm／ｓｅｃ以上
④ 路床土の支持力比試験	※行う（※乱した土　・乱さない土） （22．2．5）
5 路床締固め度の試験	※行う （22．2．5）
6 砂の粒度試験	※行う （22．2．5）
⑦ 路盤材料 G	※再生クラッシャラン（ＲＣ－４０） （22．3．3）（表22.3.3） ・クラッシャラン鉄鋼スラグ（ＣＳ－４０）
8 路盤の締固め度試験	※行う
⑨ アスファルト舗装	舗装の種類 （22．4．2）（表22.4.1）

舗装の種類	車道部の基層	カラー舗装の種類
※アスファルト舗装	※無し　・有り	

アスファルト　※再生アスファルト G　・ストレートアスファルト （22．4．3）
再生加熱アスファルト混合物の種類 （22．4．4）（表22.4.6）

区分	・一般地域	※寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（13）	※密粒度アスファルト混合物（13Ｆ）
	・細粒度アスファルト混合物（13）	・細粒度ギャップアスファルト混合物（13Ｆ）
基層	・粗粒度アスファルト混合物（20）	

シールコート　※行わない　・行う（施工範囲：　） （22．4．5）
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う （22．4．6）

10 コンクリート舗装
早強セメント　※使用しない　・使用する （22．5．3）
注入材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ （22．5．3）（表22.5.3）
溶接金網　※有り　・無し （22．5．3）（22.5.4）
厚さ試験　※行う　・行わない （22．5．6）

11 カラー舗装
カラー舗装の種類 （22．6．2～4）（表22．6．1～2）

種類	車道部の基層	着色骨材等	顔料の添加量等
※アスファルト混合物	※なし ・あり	・有色骨材（焼成） ・着色骨材（樹脂被覆） ・自然石 ・	・５～７%
・石油樹脂系混合物			・　%
・樹脂系混合物			
・ニート工法		・エメリー　・着色磁器質骨材	
・塗布工法			

12 透水性アスファルト舗装
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う （22．7．6）

13 排水性アスファルト舗装
アスファルト混合物 （22．8．3）（表22.8.2）
※ポリマー改質アスファルトⅡ形　・ポリマー改質アスファルトⅠ形
アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う （22．8．6）

⑭ ブロック系舗装

⊙コンクリート平板舗装 （22．9．2）（22．9．3）

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）	目地材	表面加工
※普通平板（Ｎ） ・透水平板（Ｐ）	※３００角 ・	※６０	※砂 ⊙モルタル	・研ぎ出し　⊙洗い出し ・たたき出し

・インターロッキングブロック舗装 （22．9．2）（22．9．3）

種類	曲げ強度	厚さ（mm）	表面加工及び色彩等
※普通タイプ ・誘導、注意喚起用タイプ	5N/mm²以上	車道部　※８０　・ 歩道部　※６０　・	※標準タイプ ・表面化粧タイプ 誘導、注意喚起用は黄色とする
・透水性タイプ	3N/mm²以上		
・植生タイプ	4N/mm²以上	※１００　・８０	

製造所 JIS A 5371による。

・舗石舗装 （22．9．2）（22．9．3）

種類	厚さ（mm）	施工方法	基層
※小舗石（花こう岩）	※８０～１００	※うろこ張り	※コンクリート舗装
・	・	・	・アスファルト舗装

⑮ 区画線

路面表示用塗料

規格番号	種類	施工時の条件	適用	寸法（mm）	色彩
ＪＩＳ Ｋ ５６６５	・１種 G	常温	液状	幅　※１５０　・ 厚さ　※１．０　・	※白 ・黄
	・２種 G	加熱			
	※３種１号	溶融	粉体状		

揮発性有機溶剤の含有率は、塗料総質量に対して５%以下とする。

23章 植栽工事

項目	特記事項
① 土壌の酸度、塩分量試験	※行う （23．1．3）
② 樹木の植栽基盤整備	芝及び地被類 （23．2．2）（23．2．3）（表23.2.1）（表23.2.2）

適用	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
※行う　・行わない	※２０　・	※Ｂ種　・	※植栽範囲　・図示

樹木 （23．2．2）（23．2．3）（表23.2.1）（表23.2.2）

樹木の樹高（m）	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
・１２以上	※１００　・	※Ａ種	※葉張りの範囲 ただし、低木は植栽範囲 ・図示
・７以上～１２未満	※８０　・	・Ｂ種	
・３以上～７未満	※６０　・	・Ｃ種	
・３未満	※５０　・	・Ｄ種	

工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。

③ 植込み用土　※現場発生土の良質土　⊙客土（※畑土　・黒土） （23．2．3）

④ 土壌改良材 G　※適用する （23．2．3）（23．2．4）
施工箇所　※植栽範囲　・図示
・バークたい肥
有機物の含有量（乾物）　：７０%以上
炭素窒素比（Ｃ／Ｎ比）　：３５以下
陽イオン交換容量（乾物）　：７０meq／１００g以上
ｐＨ　：５．５～７．５
水分　：５５～６５%
幼植物試験の結果　：生育阻害その他の異常が認められない
窒素全量（現物）　：０．５%以上
りん酸全量（現物）　：０．２%以下
カリ全量（現物）　：０．１%以上
・発酵下水汚泥コンポスト
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする。
ひ素　：０．００５%以下
カドミウム　：０．０００５%以下
水銀　：０．０００２%以下
ニッケル　：０．０３%以下
クロム　：０．０５%以下
鉛　：０．０１%以下
有機物の含有量（乾物）　：３５%以上
炭素窒素比（Ｃ／Ｎ比）　：２０以下
ｐＨ　：８．５以下
水分　：５０%以下
窒素全量（現物）　：０．８%以上
りん酸全量（現物）　：１．０%以上
アルカリ分（現物）　：１５%以下

5 支柱材　※丸太又は間伐材 G　・竹 （23．3．2）
6 幹巻き用材料　※幹巻き用テープ　・わら及びこも （23．3．2）
⑦ 芝張り　種類　※こうらい芝　・野芝　⊙省管理型こうらい芝 （23．4．2）
⑧ 枯補償　提出すること。
9 吹付けは種　種子の種類　※洋芝類又はクローバー（採取後２年以内） （23．4．2）（23．4．4）
種子の量　※発芽率８０%以上
10 屋上緑化 G　植栽基盤及び材料 （23．5．2）（23．5．3）
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ　・図示
保水・排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成型品
植込み用土　※改良土　・人工軽量土
樹木の材種、寸法、株立数、寸法等　※図示
・屋上緑化軽量システム （23．5．3）
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示 （23．5．4）
固定方法は、「建築基準法に基づき指定する条件」により。建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を１．２．２（施工計画書）による品質計画で定める。
支柱　・設置する（種類　・図示　・　）
かん水装置　・設置する（工事区分は図示による）

24章 その他

項目	特記事項

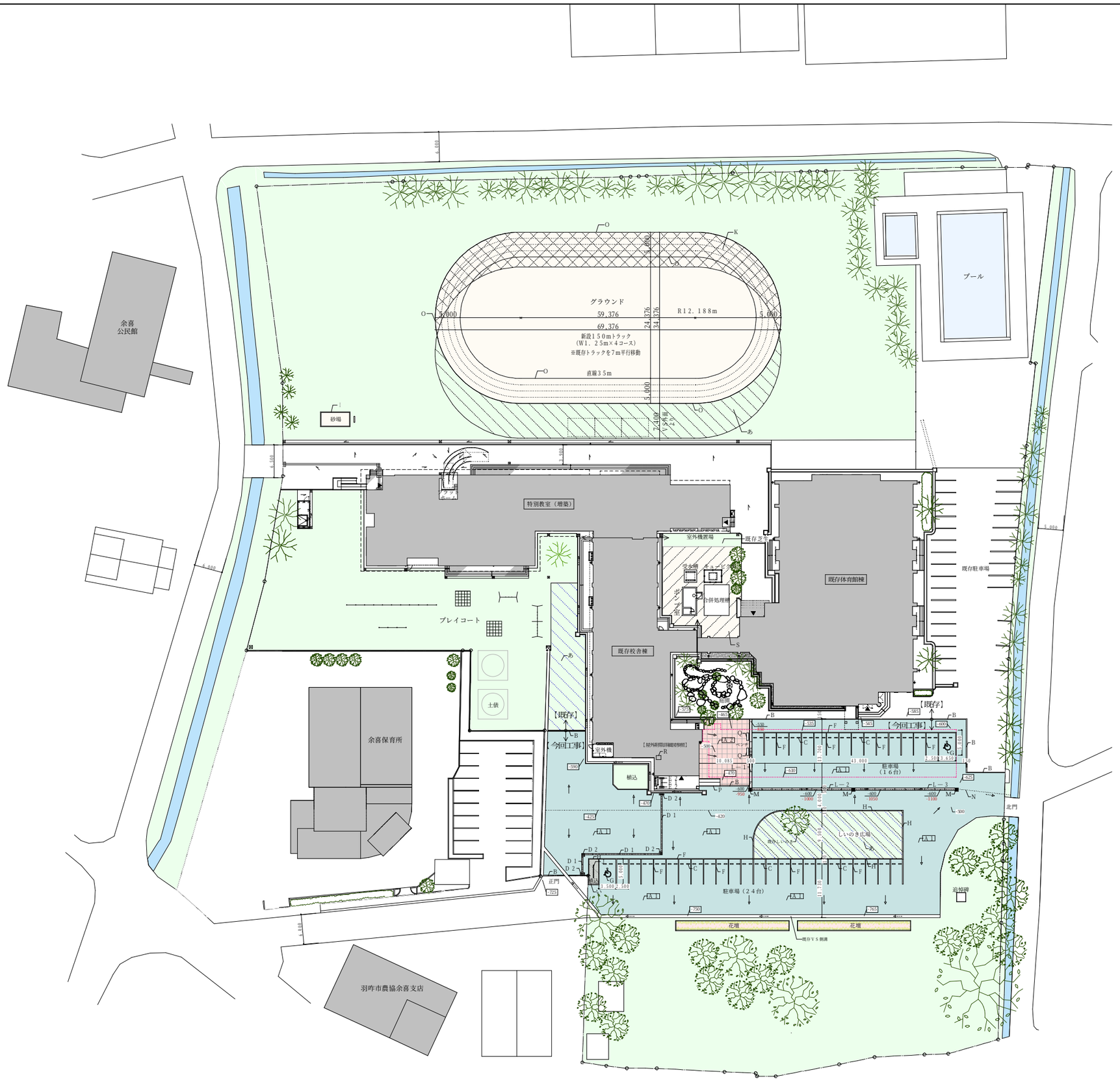

■凡例

- -700 ：計画レベル
  ※記載以外は既存レベルのままとする。
- -700 ：既存レベル
  ※既存1FL=±0
- ：既存校舎跡
- ：水勾配
- ：側溝勾配
- 上端仕上高さ / 管底高さ ：排水計画レベル

記号・凡例・仕様リスト

		数量
A1	アスファルト舗装 （既存アスファルト舗装　２１４３㎡　表層ｔ５０　撤去・処分共）	2424㎡
A2	３００角カラー平板ブロック舗装	123.3㎡
B	縁石：地先境界ブロック（コンクリート２次製品） １５０×１５０×６００	86.8m
C	タイヤ止め：ブロック（コンクリート２次製品） １２０×２００×６００	80ヶ所
D1	誘導ブロック：３００×３００×６０	29.7m
D2	注意喚起ブロック：３００×３００×６０	14ヶ所
E1	誘導ブロック：磁器質タイル　３００×３００×１３	5ヶ所
E2	注意喚起ブロック：磁器質タイル　３００×３００×１３	6ヶ所
F	駐車ライン（白線）：ｗ１５０　溶融トラフィックペイント	272.0m
G	身障者マーク（白線）：１，１００×１，３００ 溶融トラフィックペイント	2ヶ所
H	植込縁　歩車道境界ブロック：Ｗ１８０／２１０×Ｈ３００	92.4m
I	砂場：幅跳び用（踏切板付）Ｗ３０００×Ｌ６０００（川砂） 砂場枠：合成樹脂製　　受金具：アルミ台金製	1ヶ所
J	サイン壁：Ｗ２７００×Ｈ１５００ 既存銘板：Ｗ９００×Ｈ２５０　ｔ１０　真ちゅう鋳物製（補修の上、再利用）【移設】	1ヶ所
K	クレイ舗装：堀松産砂　火打谷産山土　混合土ｔ＝１００ （既設芝融取りｔ１００　４８３㎡　撤去・処分共）	483㎡
L－1	自由勾配側溝ＶＳ水路ｗ＝３００　Ｈ＝４００ （インバートコンクリート平均厚１００）	13.7m
L－2	自由勾配側溝ＶＳ水路ｗ＝３００　Ｈ＝５００ （インバートコンクリート平均厚１００）	20.0m
L－3	自由勾配側溝ＶＳ水路ｗ＝３００　Ｈ＝６００ （インバートコンクリート平均厚１００）	20.0m
M	集水桝：現場打コンクリート製、グレーチング蓋付き	3ヶ所
N	排水管：内径φ１５０塩化ビニル管　砂基礎（ＧＬ－４５０平均）	10.6m
O	コートロープ：ポリエチレン製φ６　鉄製杭	331m
P	スロープ　　床：モルタル下地　１５０角磁器質タイル貼 立上り：コンクリート打放し補修　フッ素樹脂ＣＬ塗 スチール手摺：φ３４　フッ素樹脂塗 支柱：ＦＢｔ１２×３２@９００ 横桟：ＦＢｔ９×２８	1ヶ所
Q	木製ベンチ：Ｗ１５００×Ｌ３９０×Ｈ４００ 脚：アルミ鋳物　合成樹脂塗装仕上げ　濃灰色 座板：Ｓウッドプラス（再生木材、滅熱対応品）	2ヶ所
R	アルミスロープ（昇降口）：アルミ製　５０mm段差用　ノンスリップ仕上げ	1ヶ所
S	整地	200.0㎡
あ	芝張：省管理型高麗芝　良質土（Ｈ＝１００）共	952.0㎡
い	タマリュウマット	9.6㎡

Creation & Technology
株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査	担当	年月日	訂正	記事
E.Nishikawa	J.Hanmoto	２０１５．５		

工事番号	工事名	図面名	縮尺	
１３－３５	余喜小学校外構工事	屋外附帯配置図	A1＝1：400 A3＝1：800	A008

A－1 アスファルト舗装 S＝1／10

※既存アスファルト舗装（表層ｔ５０　砕石ｔ１５０）部分は既存路盤材ｔ１５０を再利用する。
既存路盤材については、不陸調整の上、転圧を行う。

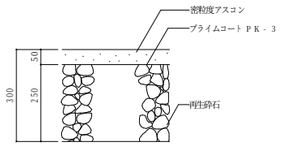

A－2 ３００角カラー平板ブロック舗装 S＝1／10

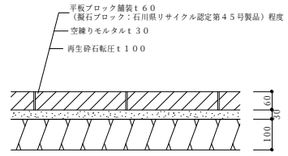

B 縁石 S＝1／10

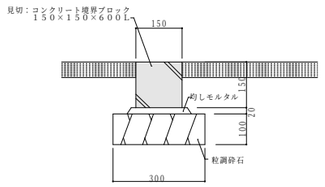

C タイヤ止めブロック：コンクリート二次製品 S＝1／10

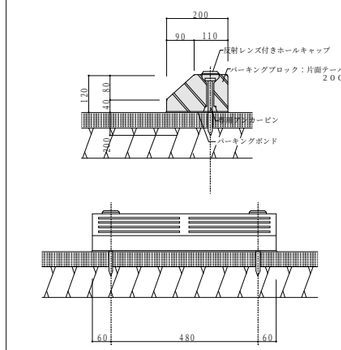

D1 D2 誘導ブロック　：線状ブロック３００角 注意喚起ブロック：点状ブロック３００角 S＝1／10

［Ｄ－１］誘導ブロック
平板ブロック：３００×３００×ｔ６０

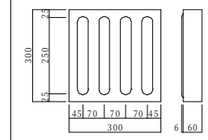

［Ｄ－２］注意喚起ブロック
平板ブロック：３００×３００×ｔ６０

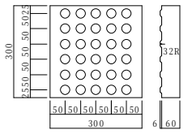

E1 E2 誘導ブロック　：磁器質タイル３００角 注意喚起ブロック：磁器質タイル３００角 S＝1／10

［Ｅ－１］誘導ブロック
磁器質タイル：３００×３００×ｔ１３

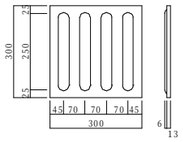

［Ｅ－２］注意喚起ブロック
磁器質タイル：３００×３００×ｔ１３

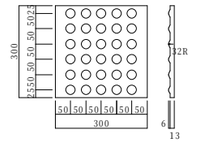

G 身障者マーク S＝1／40

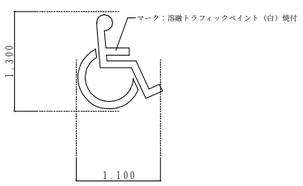

H 植込縁　歩車道境界ブロック S＝1／20

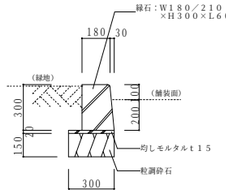

K クレイ舗装 S＝1／10

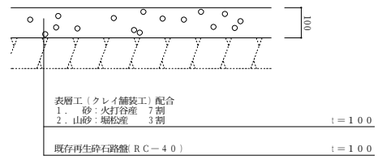

□数量表　※１０ｍ２当たり

名　称	規格	算式	数　量	単位
砂	火打谷産：７割	100×0.10×1.4×0.7	９．８０	ｍ３
山砂	塩松産：３割	100×0.10×1.4×0.3	４．２０	ｍ３

L－1 L－2 L－3 自由勾配側溝ＶＳ水路　ｗ＝３００ S＝1／10

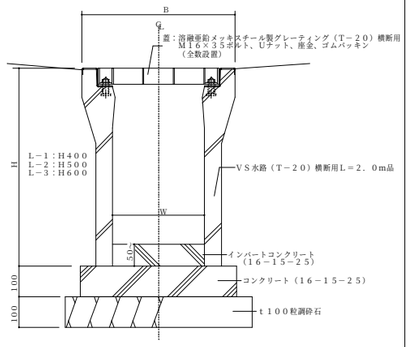

M 集水桝 S＝1／20

［記号］	［Ｗ］	［Ｈ］	［備考（参考型番）］
Ｍ	400×400	700	蓋：Ｔ－２０　（５００×５００）

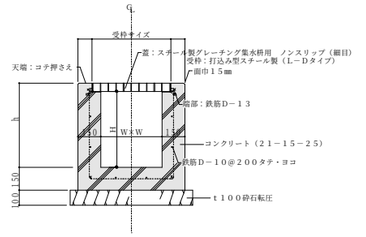

N 排水管 S＝1／10

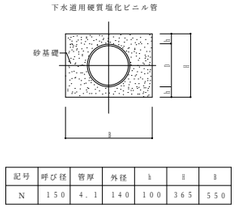

記号	呼び径	管厚	外径	a	H	B
Ｎ	１５０	４．１	１４０	１００	３６５	５５０

J サイン壁 S＝1／30、1／20

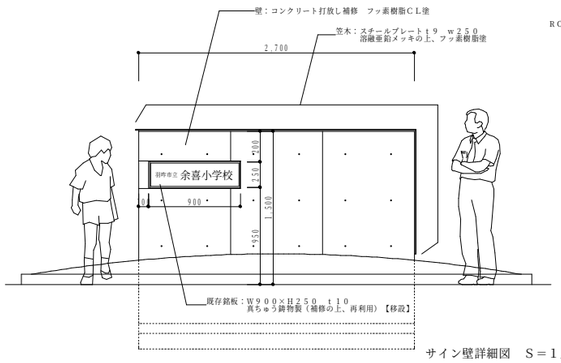

サイン壁詳細図　Ｓ＝１／３０

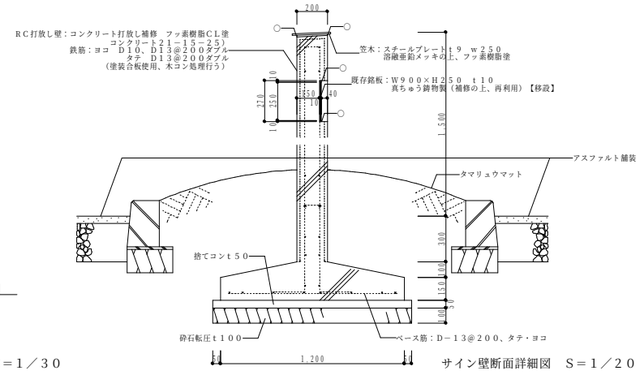

サイン壁断面詳細図　Ｓ＝１／２０

P スロープ詳細図 S＝1／50

※外部鉄部は特記無き限り溶融亜鉛メッキ仕上げとする

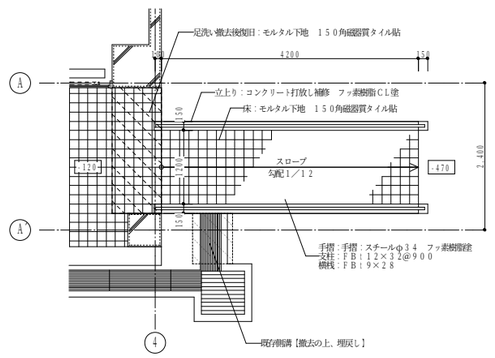

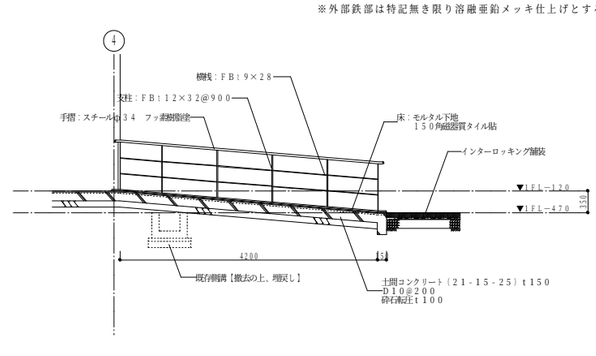

Q 木製ベンチ S＝1／20

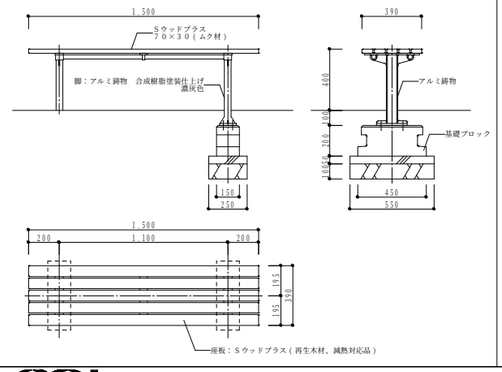

R アルミスロープ詳細図（昇降口） S＝1／50

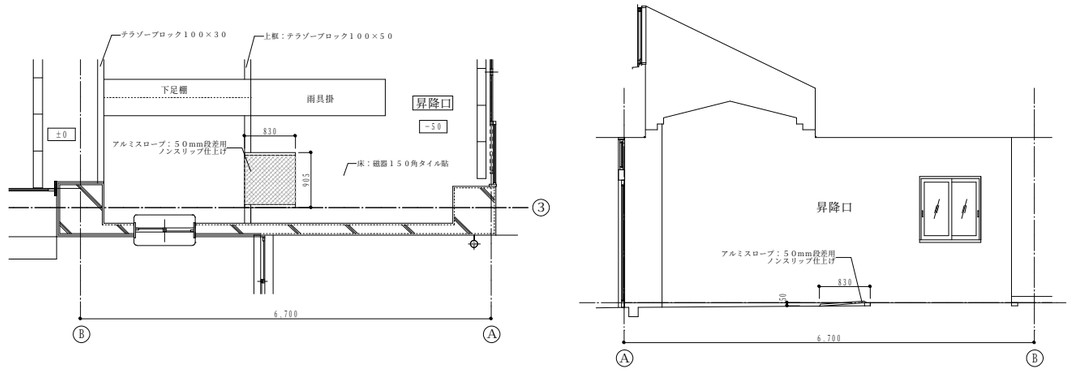

I 砂場詳細図 S＝1／50、1／10

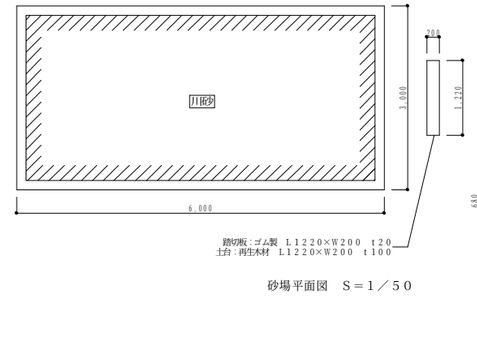

砂場平面図　Ｓ＝１／５０

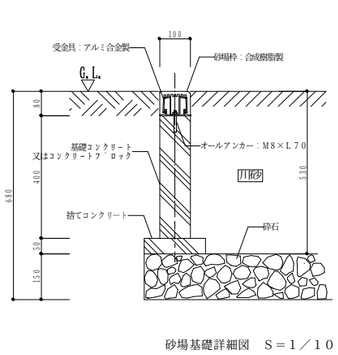

砂場基礎詳細図　Ｓ＝１／１０

株式会社 五井建築研究所
Creation & Technology
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査	担当	年月日	訂正	記事
E.Nishikawa	M.Nakano	２０１５．５		

工事番号	工事名	図面名	縮尺	図面番号
１３－３５	余喜小学校外構工事	屋外附帯詳細図	Ａ１＝図示 Ａ３＝図示／２	A009

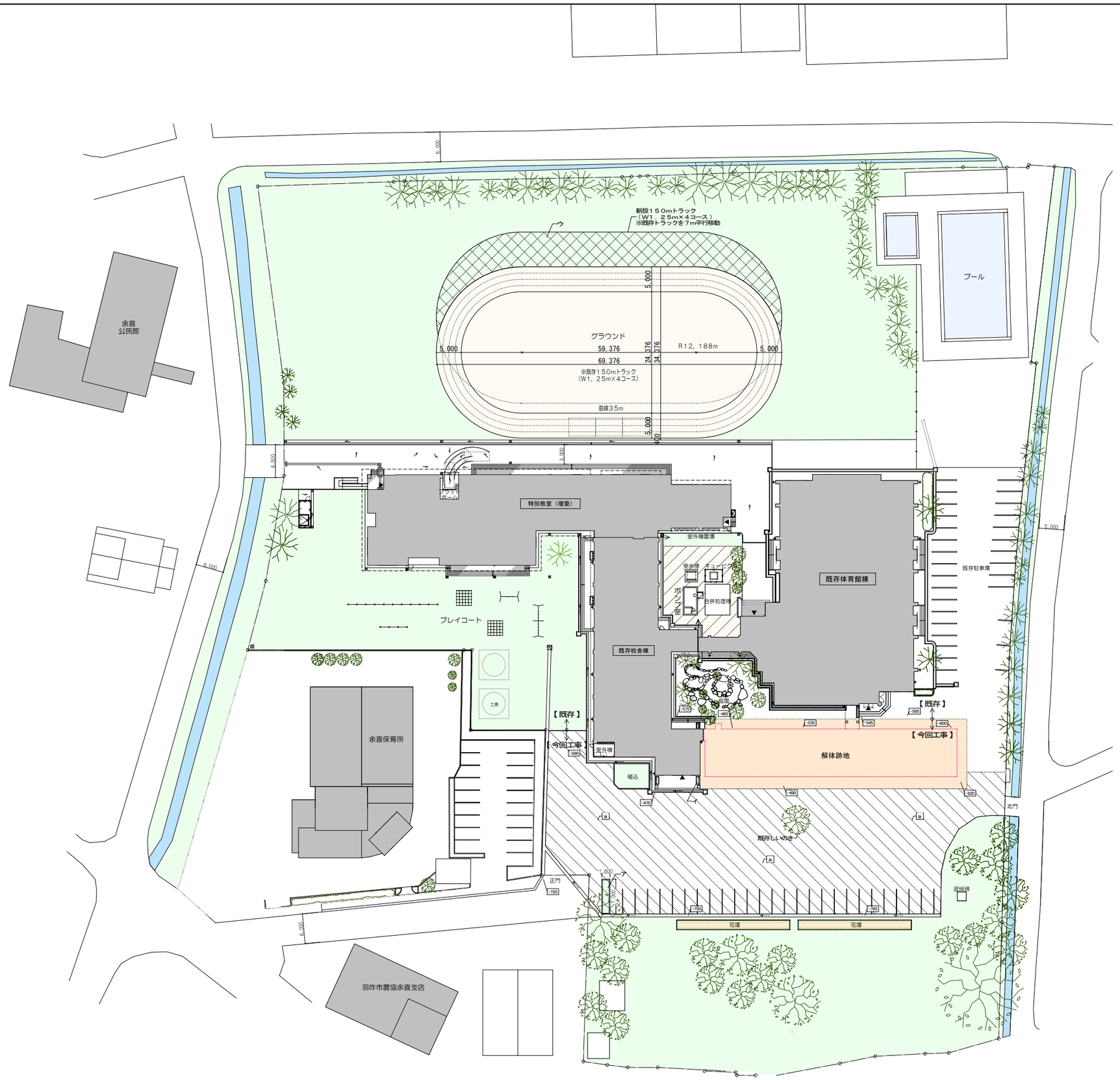

■凡例

-700 ：既存レベル

※既存IFL=±0

：既存校舎跡

◁ ：側溝勾配

記号・凡例・仕様リスト

		数量
a	既存アスファルト舗装（撤去・処分共）	2143㎡
ア	サイン壁：W1600×L7000×H1350　基礎、植栽共含む（撤去・処分共） 既存銘板：W900×H250　t10　真ちゅう鋳物製（補修の上、移設して再利用）	1ヶ所
イ	足洗い（撤去・処分共）	1ヶ所
ウ	既設芝張取り：t100（撤去・処分共）	483㎡

ア：サイン壁（基礎、植栽共）【撤去】

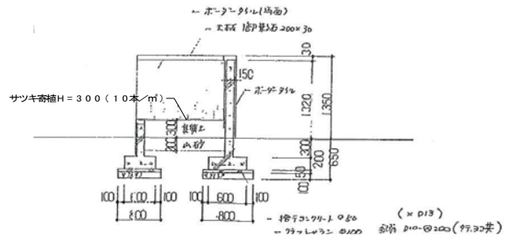

サイン壁詳細図　S＝1：100

イ：足洗い【撤去】

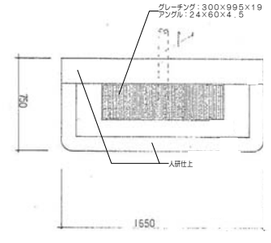

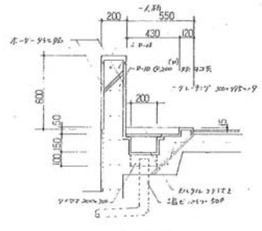

足洗い詳細図　S＝1：50

株式会社 五井建築研究所	一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号 一級建築士　第１３２８２５号　西川英治	照査	担当	年月日	訂正	記事	工事番号	工事名	図面名	縮尺	AO1O
		E.Nishikawa	J.Hanmoto	2015．5			１３－３５	余喜小学校外構工事	解体撤去図	A1=1：400 A3=1：800	

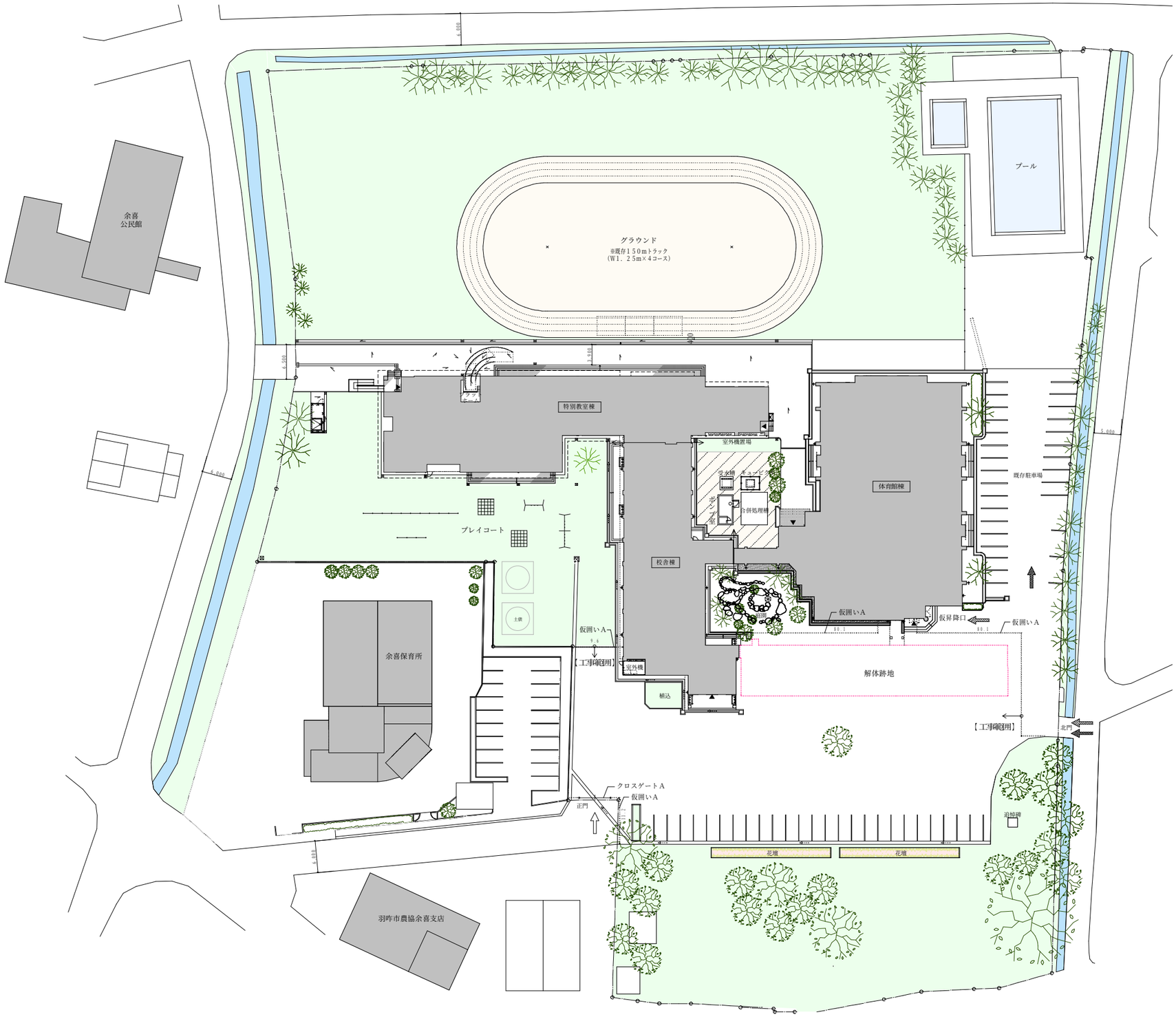

《仮設設置注意事項》

1．工事用仮設囲仕切り設置に当り、学校側と十分打合せを行うい適正な方法の仮設を設置すること。（位置、種別、高さ、設置期間など）
2．安全・避難、カリキュラム等に支障なきよう考慮すること。
3．作業・通行等により授業に支障をきたさないよう留意すること。
4．工事管理上必要な囲仕切りは記載がなくとも設置すること。
5．作業場内は常に整理・整頓を行ない通行に支障のないこと
6．学校行事・地域行事等に迷惑の掛からないよう配慮すること。
7．工事場内及び周辺の清掃を適宜行なうこと。
※　本工事の仮設計画案であり、記載がなくとも実情に応じ十分な対応を行なうこと。

N

■期間：Ｈ２７年７月初～Ｈ２７年８月末（２ヶ月）

凡例　：工事動線　：歩行者動線　：車両動線

	解体跡地		
	既存建物		
	クロスゲートA　W6.0×H1.8m　片開き	存置2ヶ月	1ヶ所
	仮囲いA（成形鋼板　H=2m）	存置2ヶ月	100.9m

株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査	担当	年月日	訂正	記事
E.Nishikawa	J.Hanmoto	２０１５．５		

工事番号	工事名	図面名	縮尺	
１３－３５	余喜小学校外構工事	指定仮設図	A1＝1：400 A3＝1：800	A011

工　事　仕　様　書　（電気設備）

Ⅰ．工　事　概　要

1．工事名称　余喜小学校外構工事

2．工事場所　羽咋市大町地内

3．完成期日　平成　　年　　月　　日

4．建物概要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
		階建（地階　階，塔屋　階）			

5．別契約の関連工事

・建築工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・暖房設備工事
・冷房設備工事　・電話設備工事　・合併処理設備工事　・昇降機設備工事　・自家発電設備工事
・屋外付帯工事　・植栽工事　・厨房機器設備工事　・　　・

6．工　事　種　目　（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別	工　事　種　別					
						屋　外
● 電　灯　設　備	(一式)	一式	一式	一式	一式	
○ 動　力　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 雷　保　護　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 受　変　電　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 電　力　貯　蔵　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 発　電　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 構内情報通信網設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 構　内　交　換　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 情　報　表　示　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 映　像　・　音　響　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 拡　声　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 誘　導　支　援　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ テレビ共同受信設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 監　視　カ　メ　ラ　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 駐　車　場　管　制　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 防犯・入退出管理設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 自　動　火　災　報　知　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 自　動　閉　鎖　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 非　常　警　報　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ ガス漏れ火災警報設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 中　央　監　視　制　御　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
● 構　内　配　電　線　路						(一式)
○ 構　内　通　信　線　路						一式
○ テレビ電波障害防除設備						一式
○ 撤　去　工　事	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○						

7．指定部分　⊙無　・有（指定期日：平成　年　月　日）　対象部分（　　）

8．工　事　内　容

余喜小学校外構工事に伴う電気工事一式を行う

外灯設備　・・・既存分電盤内の外灯用回路より電源を取出し、電源供給・外灯設置を行う

Ⅱ．工　事　仕　様

1．一　般　仕　様

1）　新築工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準図」という。）による。
　改修工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。

2）　耐震設計・施工については独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」による。

3）　機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修工事標準仕様書を適用する。

2．特　記　仕　様

1）　章、項目は●印の付いたものを適用する。

2）　特記事項のうち選択する項目は・印に○の付いたものを適用する。

3）　斜線で消去した章は適用しない。

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	●電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は標準仕様書の規定するものをおかなければならない。
	●電気工事士	500kW以上の自家用電気工作物においては第一種電気工事士により施工を行うように努める。 (1-1，3，2(b)(2))
	●機材等	1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 (1-1，4，2(a)) 2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品は下記による。 (1-1，4，1(a)) 「公共工事」の品目 ・照明制御システム　・変圧器　・下塗用塗料（重防食） ・環境配慮型道路照明　・　・ グリーン購入法の判断基準を満たすことを確認する。 3）化学物質を発散する建築材料等 (1-1，4，1(b)) 本工事の建物内部で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 ① ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるＪＡＳ規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．ホルムアルデヒドを発散しない材料使用 d．ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
	●機材の品質・性能証明	1）設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。 (1-1，4，2(b)) なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。 2）本工事で使用する設備機材等は、指定表に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。なお、「評価名簿」に規定するものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）」（(一社)公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。 (1-1，4，2(a)) H20．4．1　改訂 3）石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第６条の２第４項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願を提出し、工事完了時及び年度末時に当該年度の結果報告を行う。 4）主要機材は、発注前に「使用予定機材一覧表」を提出して監督職員の確認をうける。 5）請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。 (1-1，4，2) ・受変電機器　・自家発電装置　⊙照明器具類　・配電盤類　・避雷針 ・通信機器　・構内交換機器　・接地材料
	●保険の付保及び事故の補償	1．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 3．受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを建設工事請負契約締結後１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。
	●工事の実績情報の登録	請負金額１，０００万以上のものは登録を行う。 (1-1，1，4) H20．4．1改訂
	●中間検査	中間検査の実施　・有（　回）　⊙無 (1-1，6，2) 実施時期　・天井下地完了時　・ H21．8．1改訂

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	●公共事業労務費調査等に対する協力	⊙受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。 1）調査票等に必要な事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2）調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 4）対象工事の一部について下請け工事を締結する場合には、当該下請け工事受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む）が前各号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ⊙本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。
	●部分払いの対象工事材料	請負契約約款第３７条第１項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のものとする。 ・配管、配線　・機器　・盤
	●保険	請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のものとする。（加入期間は引渡し日まで） ・組立保険　・建設工事保険
	●監督職員事務所	⊙設けない　・設ける［・１号　・２号　・３号　・４号　・５号　］ （10㎡程度）（20㎡程度）（35㎡程度）（60㎡程度）（100㎡程度） 監督職員事務所に設ける備品等 (1-2，1，1(2)) ・保護帽　・安全帯　・長靴　・合羽　・机　・椅子　・懐中電灯 ・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・
	●下請負人	下請負人の決定については工事着手前に下請負人通知書を提出すること。 H20．4．1 改訂 下請負人は、建設業の許可を有する者を選定するように努め、下請負人の許可書の写しを提出すること。
	●工事報告書	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月１５日及び月末ごとに提出する。
	●施工計画書	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。 (1-1，2，2)
	●工事写真等の記録	1）工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）・同解説工事写真の撮り方（建築設備編）」による。 (1-1，2，4) 2）請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のものとする。 ⊙地中埋設配管部　⊙機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・塗装工程 ・接地極埋設部　⊙天井、トレンチ内の隠ぺい箇所　・躯体内隠ぺい部 3）区分による規格、枚数、部数は次による。 区分／分類／規格／撮影枚数／部数／備考 着工前／カラー／サービス版／監督員の指示による／１部／Ａ４版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。 工事中／カラー／サービス版／監督員の指示による／１部 完成時／カラー／サービス版／監督員の指示による／１部／Ａ４版に整理したもの 4）完成写真は次による。 ・建築写真撮影業者の撮影した写真とする。　⊙建築写真撮影業者以外の写真でもよい。 5）写真はＡ４版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。 6）中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。
	●官公署への手続	工事に必要な官公署などへの手続は受注者が遅滞なく行う。 (1-1，1，3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。
	●経費の負担	この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、受注者の負担とする。
	●工事用電力・水その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。 構内既存の施設を　⊙利用できる　・利用できない
	●敷地状況等の確認	工事の着工に先立ち地下に埋設された配管、ケーブル等の有無を関係機関の協力を得て確認し報告すると共に、事故を未然に防ぐよう留意する。 (1-2，2，1(2)) 改修部分は、事前調査を行う。
	●公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適性処理推進要項を遵守して災害の防止と建設副産物の適正な処理に努める。 (1-1，3，5)　(1-1，3，8)

工事名	番号
余喜小学校外構工事	Ｅ００１
図面名 工事仕様書（電気設備）　４枚組	縮尺 ―――
設　計	

最終改訂　Ｈ２７．４．１

章	項目	特記事項
一般共通事項	●工事用仮設物	構内につくることが　⊙できる　・できない （すべて受注者の負担とする）
	●足場、さん橋類	・別契約の関係受注者の定置する足場、さん橋の類は無償で使用できる。（1－2．1．1（1）） ・本工事で設置とする。（改修標準仕様書第１編2．2．2による） ・枠組本足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年4月発布に規定する「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（２）手すり塔置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。H22．4．6 改訂 ・枠組本足場
	●残土処理	⊙場内敷均し　・場内指示場所に堆積　・場外搬出適切処理
	●埋め戻し土	⊙根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂）　・山砂（1－2．1．1（3））
	●再使用機器	取外した再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。（改1－1．4．3）
	●電線類	1） 照明器具用配線工事に使用するEM－EEF ケーブルは、「（社）日本電線工業会・技術資料第130号（照明器具用電線・ケーブルの紫外線劣化促進試験）」に規定する性能を有すること。 2） 照明器具用配線工事に使用するEM－ＩＥ電線は、紫外線対策品とし、1） と同等の性能を有すること。
	●呼び線	長さ１m以上の入線しない管路には1．2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（2－2．2．9（C））
	●フラッシュプレート	特記のあるもの及び特殊なものを除き ・樹脂製　・金属製（SUS）　・金属製（新金属）（2－2．2．7（a））
	●フロアプレート フロアカバー	・銅合金製　・アルミ製　・樹脂製（2－2．2．7（a）） ・水平高低調整式（空転防止リング付）　・ビス止式
	●コンセント	コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。
	●保温・結露防止	建築工事にてＦＰ板（スタイロホーム等）打込みの箇所に取付ける位置ボックス等は保温、結露防止措置を行う。（2－2．2．7（d））
	●製作図・施工図	主要機材の製作図、施工図は原則として製作または施工開始予定日より 30日以前で監督員の指示する時期に提出する。（1－1．2．3）
	●完成図等及び保全に関する説明書の提出	建物配置図及び屋内外配線図、系統図等を作成し、原図及び陽画複写紙（製本２部）と保全に関する説明書（２部）を提出する。完成図については縮小版３部を提出する。（1－1．7．2）（1－1．7．3） また、完成図等のＣＡＤデータを提出する。 ※「保全に関する説明書」については、別契約の建築・設備工事等がある場合は、その請負業者と連携の上作成する。 ※「保全に関する説明書」の参考資料 ・「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例」 国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm） ・「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（(財）建築保全センター）
	●試験成績表、取扱説明書の提出	各機器の試験成績表、取扱説明書は、それぞれ２部を工事完成図書とともに一括して提出する。（1－1．7．3）
	●予備品等の引渡	予備品（付属品を含む）は、引渡し目録を添えて工事完成図書とともに提出する。また鍵等はプラスチック名称板を付けて提出する。
	●過積載等の防止	1） 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと（1－1．3．6） 2） さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと 3） 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること 4） 取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等運搬使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること 5） 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること 6） 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 7） 1） から6） につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること
	●工事現場の表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例）（1－2．1．1（3）） 上段の地色は白色 文字は青色 下段の地色は青色 文字は白色 工事名 工期 自 年 月 日～至 年 月 日 （監修） 設計 監理 施工 建築（業者名を記入） 電気（業者名を記入） 給排水（業者名を記入） 空調（業者名を記入） 60cm（75cm） 90cm （　）内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦75cm 以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	●名札の義務	請負額1，000万円以上の工事における現場代理人及び主任（監理）技術者は名札を常時着用する。 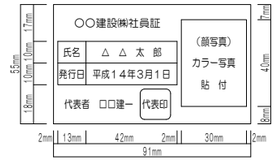 （注意事項） ① 名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は名刺サイズ（縦5．5cm、横9．1cm）とする。 ② 顔写真（ｶﾗｰ）の寸法は縦4．0cm×横3．0cm、また撮影する部分は胸から上の上半身とする。 ③ ｹｰｽの寸法は用紙が入る大きさとする。尚、市販されているのは、縦7．3cm×横10．2cmがある。
	●施工体制台帳の作成等	建設業法第２４条の７に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げてくこと。
	●耐震施工	次に示す事項を除き、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成８年版）」による。 1） 設計用水平地震力 機器の重量（ｋｇｆ）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（（　）内の値は水槽類に適用する） 設置場所：上層階、屋上及び塔屋 ／ 耐震安全性の分類 ／ 特定施設 ／ ○甲類（重要機器、一般機器）：2．0 ／ ●乙類（重要機器、一般機器）：1．5 中間階：1．5／1．0 一階及び地下階：1．0（1．5）／1．0 （注）上層階の定義は次による。 ２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、 １０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階 2） 設備機器の固定方法及び計算は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）による。 3） 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。 4） １００ｋｇ以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
	●電線本数・管路	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、図示表示と多少相違しても差し支えない。また、機械室の露出配線は、金属管にて施工し、全長にわたって接地線を設ける。
	●塗装	下記の露出金属電線管（亜鉛めっき面を含む）は、塗装を行う。（1－2．7．1（b）） ・屋外　・屋内（・居室　・　・　）
	●合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管（ＰＦ管）は、一重管とする。（2－1．2．2（b））
	●管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路、高圧ケーブル、幹線ケーブルは（・60 cm・　cm）、その他は（・30 cm・　cm）とする。
	●インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。 電動機出力（KW）：0．4／0．75／1．5／2．2／3．7／5．5／7．5／11／15／18．5 インバータ効率（%）：85．0／87．0／88．5／89．5／90．0／90．5／91．0／91．5／92．0／92．5 電動機出力（KW）：22／30／37／45 インバータ効率（%）：93．0／93．5／94．0／94．5 備考 （1） 電動機の供給電圧は200V又は400V とする。 （2） インバータ効率は、100%負荷時の値とする。
	●他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなどその他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打ち合せる。（1－1．1．7）
	●はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは原則としてダイヤモンドカッターによる。
	●工事監理用図面	工事設計図を１部、縮小版（Ａ３）を ３ 部製本し現場事務所に置くものとする。
	●工事の創意工夫等	請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。（1－1．5．6）

章	項目	特記事項
一般共通事項	●電子納品	・行う ・行わない ※別表－２ 「電子納品仕様書」による。
	●近接工事の諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域（概ね100m ）において、工期が重複する石川県土木部発注の工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、これにより変更契約（減額）する。 ※「工期が重複する」とは、開札日が近接する工事の完成届を受理した日以前の場合を言う。
	●総合評価方式における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく、「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。 なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員と協議するものとする。H20．4．1
	●景観への配慮	当該工事は、石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施行に努めること。H21．4．1
●電灯設備	1． 電気方式	幹線　・単相３線式　200 ／100V　・直流２線式　100V 分岐　・単相２線式　100V　・直流２線式　100V ⊙単相２線式　200V　・
	2． 配線器具	スイッチ ・タンブラスイッチ（大角形）　・ワイドハンドル形スイッチ　・リモコンスイッチ コンセント 壁付コンセント（2P15A） は原則として大角形とする。 特殊コンセントには表示を行うものとする。
	3． 床用配線器具	・可動形　・プラグ収納形　・ハイテンション形
	4． 非常照明器具	・電池内蔵形　・電源別置形（2－2．5．1）
	5． 非常照明装置の照度測定	標準仕様書第２編表2．18．3 により照度を計算する。測定箇所については監督員の指示による。（2－2．18．2）
○動力設備	1． 電気方式	幹線　・三相３線式　（・200V　・　） 分岐　・三相３線式　（・200V　・　）
	2． 機器へ接続	本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、本工事とする。
	3． 電動機の接地	・金属管接地（7．5kW以下）としてもよい。
	4． 電磁開閉器用押釦スイッチ	遠方操作用押釦スイッチは運用形とする。
	5． 空調設備概要	・ダクト方式　・ＦＣＵ方式　・ＦＣＵダクト併用方式　・パッケージ方式
○雷保護設備	1． 受雷部	・突針　・棟上げ導体　・金属製手すり（別途）等（2－1．17．1）
	2． 避雷導線	・引下げ導線　・建築構造体利用（2－1．17．4）
	3． 接地極	・接地極埋設　・建築構造体利用（2－1．18）
○受変電設備	1． 電気方式	高圧　・三相３線式　6kV（3－1．1．1） 低圧　・三相３線式　200V ・単相３線式　200 ／100V
	2． 主遮断装置	・ＰＦ－Ｓ形　・ＣＢ形 定格遮断電流　kA
	3． 設備容量	変圧器総容量　kVA 高圧電動機容量　kW
	4． 進相コンデンサー	・高圧　・低圧 自動力率制御　・有　・無
	5． 配電盤	・屋内形　・屋外形　・キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

工事名	余喜小学校外構工事
番号	E002
図面名	工事仕様書（電気設備）　2／4
縮尺	――
設計	

章	項目	特記事項
○電力貯蔵設備	1. 直流電源装置	用途 ・非常用照明器具電源及び受変電設備制御電源共用 ・受変電設備制御電源専用 ・非常用照明器具電源専用 (4-2.1.1) 蓄電池 ・HS型鉛蓄電池 ・MSE型鉛蓄電池
	2. UPS	用途 (　　) (4-2.2.1) 出力電気方式 ・単相2線式 ・単相3線式 ・三相3線式 出力電圧 ・100V ・100V / 200V ・200V 定格出力 (　　kVA) 補償時間 (　　分以上)
○発電設備	1. 発電機	電気方式 三相3線式 ・防災用 ・常用 (5-1.1.1) 電圧 V 定格出力 kVA
	2. 原動機	始動方式 ・電気式 ・空気式 (5-1.1.4.6) 冷却方式 ・水冷循環式 ・ラジエータ式 ・ (5-1.1.4.5) 種類 ・ディーゼルエンジン ・ガスタービンエンジン
	3. 燃料	種類 ・A重油 ・軽油 ・灯油 ・都市ガス (5-1.1.7.1) ・燃料小出槽 ㎥ ・主燃料槽 (・本工事 ・別途工事) (・専用 ・ボイラーと共用) (5-1.1.6.4)
	4. その他発電設備	・太陽光発電装置（定格出力 kW × 組） (5-1.7) ・風力発電装置 （定格出力 kW × 基） (5-1.8) ・
○構内交換設備	1. 自営、リースの別	・自営 ・リース (6-1.6.1)
	2. 種別	・ボタン電話装置 ・交換装置（・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ） 局線応答方式（・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイレクトインダイヤル方式 ・ダイレクトインライン方式 ） (6-1.6.2)
	3. 回線数	・局線 ／ 回線以上 ・内線 ／ 回線以上
	4. 電話機	・一般電話機 台 ・多機能電話機 台 ・IP電話機 台 (6-1.6.5)
	5. 電話機への配線	1）各電話機へのモジュラージャック以降の配線は20mを標準とする。 2）床上配線が必要となった場合は、ワイヤプロテクタにて配線を保護する。
	6. 配線器具	・壁付 ・可動形 ・プラグ収納形 ・ローテンション
	7. 保安器用接地	・本工事 ・別途工事
○その他通信情報設備	1. 情報表示装置	・マルチサイン装置（・発光ダイオード式 ・液晶式 ・) (6-1.7.2)
	2. 親時計	回線数 回線 ・壁掛形 ・自立形 (6-1.7.4.2)
	3. 増幅器	種類（・一般放送用 ・非常放送用 ・併用 ） 出力 W (6-1.8.2) (6-1.9.2)
	4. インターホン	用途 ・庁内連絡用 ・受付用 ・夜間受付用 ・身体障害者用 ・保守用 ・エレベータ用 (6-1.10.3)
	5. アンテナ	種類 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・AM ・ (6-1.11.1)
○防犯設備	1. 防犯主装置	回線（予備電源付） (6-1.15.1) ・無線式 ・赤外線式 ・有線式
	2. 工事範囲	・配管工事 ・機器実装
○防火・警報設備	1. 自動火災報知装置	・受信機 形 級 回線（・単独 ・連動制御器などと一体 ） (6-1.16.1) ・表示装置 ・副受信機 回線 (6-1.16.4)
	2. 自動閉鎖装置	連動制御器（盤） 回線（・単独 ・受信機と一体 ） (6-1.17.1)
	3. 非常警報装置（非常ベル）	・機器一体形 ・各機器単独形 (6-1.18.1)
	4. ガス漏れ火災警報装置	・個別式 ・集中監視式 回線（・単独 ・受信機と一体 ） (6-1.19.1) ガスの種別（・都市ガス ・液化石油ガス ）
○中央監視制御設備	1. 監視方式	・警報盤（・電源装置内蔵 ・別電源 ） ・壁掛形 窓 (7-1.1.1) ・監視制御装置 ・グラフィック表示 ・簡易型 (7-1.2.1) (7-1.3.1)
	2. 監視制御対象設備	・電灯設備 ・動力設備 ・受変電設備 ・自家発電設備 ・防犯設備 ・防災設備 ・
	3. UPS(簡易型)	・有 ・無 (7-1.3.5)

章	項目	特記事項
●構内配電線路	1. 電気方式	高圧 ・三相3線式 6kV (2-2.11.1)(2-2.12.1) 低圧 ・単相3線式 200/100V ・三相3線式 200V ⊙単相2線式 V
	2. 配線方式	⊙地中線式 ・架空線式
	3. 地中管の材質	・ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（GLT） ⊙波付硬質合成樹脂管（FEP） (2-1.19.5) ・耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管（HIVE） ・厚鋼電線管
	4. 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。（ 1 箇所 ）
	5. 装柱器材	・耐塩形（ケーブル端末処理材共） ・一般形 (2-1.19.3)
	6. 外灯接地	・1基毎単独 ⊙共用（ケーブル1芯線使用）
	7. その他	ケーブル埋設標（・要 ⊙不要 ）、埋設表示テープ（倍折金属箔付き） ⊙要 ・不要
○構内通信線路	1. 配線方式	・地中線式 ・架空線式 (2-2.11.1)(2-2.12.1)
	2. 地中管の材質	・ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（GLT） ・波付硬質合成樹脂管（FEP） (2-1.19.5) ・耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管（HIVE） ・厚鋼電線管
	3. 地中線路の余長	マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を設ける。（ 箇所 ）
	4. その他	ケーブル埋設標（・要 ・不要 ）、埋設表示テープ（倍折金属箔付き） ・要 ・不要 (2-1.19.6)
○撤去工事	1. 撤去内容	図示による。 (※1-1.8.1)
	2. 支持金物等	配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 (※1-1.8.6)
	3. 発生材の処理等	引渡しを要するものは指定された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引き渡す。(※1-1.9.1) ・なし ・あり（・金属類 ・盤類 ・電線、ケーブル ・ ） 特別管理産業廃棄物 ・なし ・あり（・PCB使用機器 ・ ・ ） 受注者は、適正な処理をマニフェストにより確認し、マニフェスト一覧表を監督員に提出して、監督員の確認を受ける。 再生資源化を図るもの ・なし ・あり（・蛍光ランプ ・ ・ ）
	4. 分析によるPCB含有調査	※行わない ・行う（調査箇所は図示）
○その他	1. 接地極	接地極の材料は下記による。なお接地棒EBの長さは1，500mm 以上とし、10φ 、14φ はW=40としてもよい。

接地の種類		記号	接地抵抗値	接地極
・	共同接地	E_A E_B E_C E_D	Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 組 ・EP−0．9×1
・	共同接地	E_A E_C E_D	Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 組 ・EP−0．9×1
・	A 種	E_A	10 Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 2組 ・EP−0．9×1
・	B 種	E_B	30 Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 2組 ・EP−0．9×1
・	C 種	E_C	Ω以下	EB（14φ）×3連ー 組
・	D 種	E_D	100 Ω以下	EB（14φ）×1
・	高圧避雷器	E_{LH}	10 Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 2組 ・EP−0．9×1
・	低圧避雷器	E_{LL}	10 Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 2組 ・EP−0．9×1
・	雷保護設備	E_L	50 Ω以下	・EB（14φ）×2連ー 2組 ・EP−0．6×2
・	構造体接地			
・	交換機用	E_t	Ω以下	EB（14φ）×3連ー 組
・	通信用	E_{At}	10 Ω以下	・EB（14φ）×3連ー 2組 ・EP−0．9×1
・	通信用	E_{Dt} E_{Ds}	100 Ω以下	EB（10φ）×1
・	測定用	E_s		EB（10φ）×1

	2. 接地線	接地線は、600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線（EM−IE）とする。 (2-2.13.9)
	3. 分電盤制御盤	1）標準仕様書及びJIS C 8480「キャビネット形分電盤」による。 (2-1.8.1) 2）電力計測装置 （ 回線） 3）塗装 屋内形 ・指定色焼付塗装 屋外形 ・指定色焼付塗装 ・ステンレス ・亜鉛溶射 ・ステンレス指定色塗装 ・アルミニウム溶射 ※ ステンレス（SUS304）厚1．5mm (2-1.8.3) 4）盤内で使用される電線、ケーブルはEM電線等を使用する。（機器装置付属盤は除く） (2-1.8.4)
	4. 電気自動車用急速充電装置	充電装置 （・急速 ・普通 ） (2-1.15) 形式 （・屋内形 ・屋外形 ） キャビネット（・鋼板製 ・ステンレス製 ） 電力変換装置定格直流電圧（ V）

（別表－1）他工事との取り合い　※本受電後の電力基本料金については、建築・設備業者にて負担すること。

工事内容			電気設備	機械設備	建築工事	備考
開口部	はり・床・壁貫通部（RC造）	補強筋			●	建築図面に図示
		スリーブ 仮枠	●			
	埋込形分電盤・端子盤・プルボックス	補強筋			●	建築図面に図示
		仮枠	●			
	天井、壁ボード類の軽量鉄骨下地補強（埋込形照明器具用）	下地補強			●	建築図面に図示
		ボード類切込み	●			
軽量鉄骨へのボックス取付金具及びその取付			●			
既成間仕切りへの位置ボックス及びその取付					●	
発電機の基礎			●			
配電盤・制御盤等の基礎		屋内	●			
		屋外	●			
テレビアンテナの屋上コンクリート基礎（自立型の場合）					●	
避雷針の屋上コンクリート基礎（自立型の場合）					●	
配管ピット及びふた						
床・壁・天井の点検口					●	
照明器具、幹線、プルボックス等の吊りボルト用インサート			●			
自動扉、電動シャッター、防火ドア等制御盤の一次側配管配線			●			＊1
実験台付属のコンセントなどへの接続（直接に接続するもの）			●			
機械設備機器付属の制御盤以降（二次側）の配管配線（接地共）				●		
機械設備機器付属の制御盤への電源供給（一次側）の配管配線			●			
制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●			
機械設備機器と付属操作スイッチとの渡り配管			●			天吊FCU、全熱交換器等
小便器用節水装置の制御盤以降の配管、配線			●			
衛生器具用凍結予防装置の制御盤への電源供給及び盤以降の配管配線				●		

（注）　鉄骨部分のスリーブ・補強は建築工事
（＊1）　二次側配線、配管及びシャッター、防火ドア、制御盤、自動扉は建築工事

（別表－2）電子納品仕様書

1．電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領（案）等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名称	摘要
営繕工事電子納品要領（平成24年版）	平成24年4月
営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説工事写真の撮り方（建築設備編）	平成24年4月
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（平成24年版）	平成24年4月

基準・要領類のダウンロード　：　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm

2．工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD－Rで1部納品する。なお、工事写真については、カラープリンタで出力したものでよい。

3．工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

4．発注者が行うCALS／EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

5．工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
1）電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/cals/supportsys.htm
2）最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認すること。
3）電子納品の媒体はCD－Rを利用することとする。

工事名 余喜小学校外構工事	番号 E003
図面名 工事仕様書（電気設備） 3／4	縮尺 ――
設計	

設備機材等指定表（電気設備）

品　目	機　材　名	適　用　範　囲	記　　事
電線類・同付属品	EM−ＩＥ電線	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ Ｃ 3612 （６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線） 電力用規格 Ｃ−１０６ （屋外用ポリエチレン絶縁電線）
	OE		ＪＩＳ Ｃ 3341 （引込用ビニル絶縁電線）
	DV		ＪＩＳ Ｃ 3605 （６００Ｖポリエチレン 絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル）
	EM−EEケーブル		ＪＩＳ Ｃ 3605 （６００Ｖ架橋ポリエチレン 絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル）
	EM−CEケーブル		ＪＩＳ Ｃ 3606 （高圧架橋ポリエチレンケーブル）
	EM−高圧架橋ポリエチレンケーブル		
	ビニルテープ	同　上	ＪＩＳ Ｃ 2336 （電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ）
	圧着端子	同　上	ＪＩＳ Ｃ 2805 （銅線用圧着端子）
	圧着スリーブ	同　上	ＪＩＳ Ｃ 2806 （銅線用裸圧着スリーブ）
	ライティングダクト	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8366 （ライティングダクト）
電線管類・付属品	金属管	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ Ｃ 8305 （鋼製電線管）
	金属管の付属品	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8330 （金属製電線管用の付属品） ＪＩＳ Ｃ 8340 （電線管用金属製ボックス及びボックスカバー）
	硬質ビニル管	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8430 （硬質塩化ビニル電線管）
	硬質ビニル管の付属品	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8432 （硬質塩化ビニル電線管用付属品） ＪＩＳ Ｃ 8435 （合成樹脂製ボックス及びボックスカバー）
	ＰＦ管及びＣＤ管	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8411 （合成樹脂製可とう電線管）
	ＰＦ管及びＣＤ管の付属品	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8412 （合成樹脂製可とう電線管用付属品）
	金属製可とう電線管	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8309 （金属製可とう電線管）
	金属製可とう電線管の付属品	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8350 （金属製可とう電線管用付属品）
配線器具類	コンセント プラグ スイッチ	一般配線工事に使用するもの	ＪＩＳ Ｃ 8303 （配線用差込接続器） ＪＩＳ Ｃ 8304 （屋内用小形スイッチ類）
	リモコンリレー リモコンスイッチ リモコン変圧器	同　上	ＪＩＳ Ｃ 8360 （リモコンリレー及びリモコンスイッチ） ＪＩＳ Ｃ 8361 （リモコン変圧器）
安定器	蛍光灯磁気回路式安定器 Ｈｆ蛍光灯安定器	屋内外の一般照明用器具に使用するもの	ＪＩＳ Ｃ 8108 （蛍光灯安定器） ＪＩＳ Ｃ 8117 （蛍光灯電子安定器）
ランプ	蛍光ランプ	同　上	ＪＩＳ Ｃ 7601 （蛍光ランプ） ＪＥＬ 211 （高周波点灯専用形蛍光ランプ）

品　目	機　材　名	適　用　範　囲	記　　事
コンデンサ	低圧進相コンデンサ	定格電圧が２００Ｖのもの	ＪＩＳ Ｃ 4901 （低圧進相コンデンサ）
遮断器	漏電遮断器		ＪＩＳ Ｃ 8201−2−2 （低圧開閉装置及び制御装置−第２−２部：漏電遮断器）
計器	積算計器（無検定）		ＪＩＳ Ｃ 1211−1 （電力量計（単独計器）−第１部：一般仕様） ＪＩＳ Ｃ 1216−1 （電力量計（変成器付計器）−第１部：一般仕様） ＪＩＳ Ｃ 1283−1 （電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）−第１部：一般仕様）
	積算計器（検定付）		ＪＩＳ Ｃ 1211−2 （電力量計（単独計器）−第２部：取引又は証明用） ＪＩＳ Ｃ 1216−2 （電力量計（変成器付計器）−第２部：取引又は証明用） ＪＩＳ Ｃ 1283−2 （電力量、無効電力量及び最大需要電力表示装置（分離形）−第２部：取引又は証明用）
電柱	コンクリート柱		ＪＩＳ Ａ 5373 （プレキャストプレストレストコンクリート製品）
地中ケーブル保護材料	硬質ビニル管 金属管 波付硬質合成樹脂管	厚鋼電線管に限る。	ＪＩＳ Ｃ 8430（硬質塩化ビニル電線管） ＪＩＳ Ｃ 8305（鋼製電線管） ＪＩＳ Ｃ 3653 （電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 付属書１（規定）「波付硬質合成樹脂管」）
	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	Ｇ形に限る。	ＪＩＳ Ｃ 8380 （ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）
電線 ケーブル 同付属品	高難燃ノンハロゲン耐火ケーブル 高難燃ノンハロゲン耐熱ケーブル	一般配線工事に使用するもの	ＪＣＳ ４５０６（低圧耐火ケーブル） ＪＣＳ ４５０７（高圧耐火ケーブル） ＪＣＳ ３５０１（小勢力回路用耐熱電線）
防災用照明器具	非常用照明器具		ＪＩＬ ５５０１（非常用照明器具技術基準）
	誘導灯		ＪＩＬ ５５０２ （誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準）
盤類	耐熱形分電盤		非常用配電盤等認定委員会（（一社）日本電気協会）の認定証票が貼付されたもの
	消防防災用制御盤		（財）日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの
直流電源装置	整流装置 蓄電池	消防法による非常電源、建築基準法による予備電源	蓄電池設備認定委員会（（一社）日本電気協会）の認定証票（消防法と火災予防条例）が貼付されたもの
自家発電装置	常用自家発電装置	付属する配電盤及び電源装置を含む	（一社）日本内燃力発電設備協会の認定を受けたもの
	常用防災兼用自家発電装置 防災用自家発電装置	付属する配電盤及び電源装置を含む	（一社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
構内交換装置	交換機 ボタン電話装置		電気通信事業法に適合したもの。（登録認定機関（（一財）電気通信端末機器審査協会等）の認定を受けている旨の表示をしたもの等）
自動火災報知装置	受信機・中継器 発信機・感知器		日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの
自動閉鎖装置 自動閉鎖機構	連動制御器 自動閉鎖装置		連動機構・装置等自主評定に関する委員会（（一社）日本火災報知機工業界、（一社）日本シャッター・ドア協会、日本防排煙工業会）の自主評定マークが貼付されたもの
非常警報装置 非常放送装置 非常ベル	増幅器 操作装置 スピーカ 遠隔操作器 非常電話親機 非常電話子機 非常ベル 表示灯 起動装置 一体形及び複合装置		日本消防検定協会の認定証票が貼付されたもの
ガス漏れ火災警報装置	受信機 中継器		日本消防検定協会又は、高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの
	検知器		（一財）日本ガス機器検査協会、又は、高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの

評価名簿	
品　　目	記　　事
蛍光灯用の安定器、蛍光灯器具、照明制御装置、 可変速電動機用インバータ装置、盤類、高圧機器、蓄電池、 交流無停電電源装置、太陽光発電装置、監視カメラ装置、 中央監視制御装置、絶縁監視装置、サージ防護デバイス　等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（最新年版）」による

工事名	余喜小学校外構工事	番号 E004
図面名	工事仕様書（電気設備）　4／4	縮尺 ———
設　計		

外灯用基礎図　1／30（参考図）

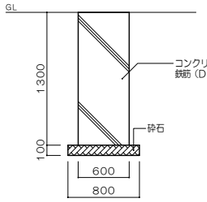

土工事

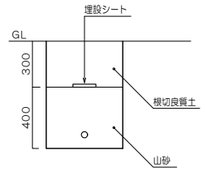

ポール灯　防雨型

GL+4，500
耐雷サージ強化仕様
パネル：強化ガラス（透明）
本体：アルミダイカスト（ミディアムグレーメタリック）

① LED　126W

GOI Creation & Technology	株式会社 五井建築研究所	一級建築士事務所石川県知事登録　1026号 一級建築士　第132825号　西川英治	照査	担当	年月日	訂正	記事	工事番号	工事名	図面名　電気設備工事	縮尺	E005
			H.Takata	T.Miyano	2015．3			13−35	余喜小学校外構工事	配置図（改修）	A1=1：200 A3=1：400	

工　事　仕　様　書　（機械設備）

Ⅰ．工　事　概　要

1．工事名称　余喜小学校外構工事

2．工事場所　羽咋市大町地内

3．完成期日　平成　　年　　月　　日

4．建物概要

建　物　名　称	構　造	階　　数	延面積（㎡）	消防令別表第一	備　考
		階建（地階　階．塔屋　階）			

5．別契約の関連工事

・建築工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・暖房設備工事
・冷房設備工事　・電話設備工事　・合併処理設備工事　・昇降機設備工事　・自家発電設備工事
・屋外付帯工事　・植栽工事　・厨房機器設備工事　・　・

6．工　事　種　目　（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別	工　事　種　別					
	外構					屋　外
○ 空気調和設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 暖　房　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 換　気　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 排　煙　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 衛生器具設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 給　水　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
● 排　水　設　備	(一式)	一式	一式	一式	一式	一式
○ 給　湯　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ 消　火　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 厨房機器設備	一式	一式	一式	一式	一式	
○ ガ　ス　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ さく井設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 合併処理設備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
○ 融　雪　設　備	一式	一式	一式	一式	一式	一式
● 撤　去　工　事	(一式)	一式	一式	一式	一式	一式
○						

7．指定部分　⊙　無　・有（指定期日：平成　　年　　月　　日）　　対象部分（　　）

8．工　事　内　容

余喜小学校外構工事に伴う機械設備一式を行う。

排水設備…体育館排水管経路の変更に伴う切り回し工事一式を行う
撤去工事…不要排水桝・排水管の撤去を行う

9．設備概要（○印を付けたものを適用する）

方式及び種別	設　　備　　内　　容
空調方式	・ダクト方式　・ＦＣＵ方式　・ＦＣＵダクト併用方式 ⊙ パッケージ方式
暖房方式 主熱源	・温水暖房　・蒸気暖房　・温風暖房 ・
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水方式	・水道直結式　・水道直結増圧式　・加圧式　⊙ 高置水槽式　（⊙ 上水　・　）
排水方式	建物内汚水、雑排水　（⊙ 分流　・合流　） 建物外放流 1）汚水　⊙ 直放流下水管　・合併処理槽 2）雑排水　⊙ 直放流下水管　・合併処理槽
消火設備の種別	⊙ 屋内消火栓設備　・スプリンクラー設備　・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備　・ハロゲン化物消火設備　・粉末消火設備 ・屋外消火栓設備　・連結散水設備　・連結送水管 ・フード等用簡易自動消火設備
ガスの種別	・都市ガス（種別　，発熱量　MJ/Nm3，供給事業者名　） ・液化石油ガス

Ⅱ．工　事　仕　様

1．一　般　仕　様

1）新築工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「標準図」という。）による。
　改修工事において図面及び本工事仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成２５年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び標準図による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。
2）耐震設計・施工については独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）」による。
3）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書・改修標準仕様書を適用する。

2．特　記　仕　様

1）章、項目は●印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する項目は・印に○の付いたものを適用する。
3）斜線で消去した章は適用しない。

章	項　目	特　記　事　項
● 一般共通事項	● 技能士の適用	⊙ 配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道製作及び取付け）　・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備） （1－1．5．2）
	● 機材等	1）本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。（1－1．4．2（a）） 2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品は下記による。（1－1．4．1（a）） 「公共工事」の品目 ・吸収冷温水機　・氷蓄熱式空調機器 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　・排水、通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管 ・自動水栓　・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 ・洋風大便器　・下塗用塗料（重防食） ・送風機　・ポンプ グリーン購入法の判断基準を満たすことを確認する。 3）化学物質を発散する建築材料等（1－1．4．1（b）） 本工事の建物内部で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のとおりとする。 ① ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるＪＡＳ規格品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．ホルムアルデヒドを発散しない材料使用 d．ホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない材料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを発散しない塗料等使用
	● 機材の品質・性能証明	1）設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料又は外部機関等が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受ける。（1－1．4．2（C）） なお、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等を含む。 2）本工事で使用する設備機材等は、指定表に規定するもの、又は、これらと同等のものとする。なお、「評価名簿」に規定するものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新年版）」（（一社）公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。H20．4．1改訂 3）石川県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第６条の２第４項により、調達する工事材料は石川県産とするように努めることについて、工事着手前に使用材料確認願を提出し、工事完了時及び年度末時に当該年度の結果報告を行う。 4）主要機材は、発注前に「使用予定機材一覧表」を提出して監督職員の確認をうける。

章	項　目	特　記　事　項
● 一般共通事項	● 保険の付保及事故の補償	5）請負契約約款第１３条第２項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。（1－1．4．5） ・衛生器具　・空調機器　・ダクト及び付属品　・消火機器　・塗装材料 ・合併処理槽　・厨房機器　・ポンプ類　・熱源機器　・タンク類　・排水金具 1．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2．受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 3．受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結後１ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。H20．4．1改訂
	● 工事の実績情報の登録	請負金額１，０００万円以上のものは登録を行う。（1－1．4．4）H21．8．1改訂
	● 中間検査	中間検査の実施　・有（　回）　⊙ 無　（1－1．6．2（a）（2）） 実施時期　・天井下地完了時　・
	● 公共事業労務費調査等に対する協力	⊙ 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査に対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。工期経過後においても同様とする。 1）調査票等に必要事項を正確に記入、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2）調査票等を提出した事業所が、事後に発注者が行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の資金時間管理を適切に行わなければならない。 4）対象工事の一部について下請け工事を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前各号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ⊙ 本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。H20．4．1改訂
	● 部分払いの対象工事材料	請負契約約款第３７**条第１項に定める部分払いの対象とする工事材料は次のものとする。** ・配管　・機器　・器具　・
	● 保険	請負契約約款第４９条に定める火災保険等は次のものとする。（加入期間は引渡し日まで） ⊙ 組立保険　・建設工事保険
	● 監督職員事務所	⊙ 設けない　・設ける［・１号　・２号　・３号　・４号　・５号　］ （１０㎡程度）（２０㎡程度）（３５㎡程度）（６０㎡程度）（１００㎡程度） 監督職員事務所に設ける備品等 ・保護帽　・安全帯　・長靴　・合羽　・机　・椅子　・懐中電灯 ・書棚　・黒板　・寒暖計　・　・　（2－4．1．1（2））
	● 下請負人	下請負人の決定については工事着手前に下請負人通知書を提出すること。 下請負人は、建設業の許可を有する者を選定するよう努め、下請負人の許可書の写しを提出すること。
	● 工事報告書	工事総合進捗表、工事日誌、工事出面報告書、工事箇所図及び現況写真等を記載した工事報告書を毎月１５日及び月末ごとに提出する。
	● 施工計画書	工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。（1－1．2．2）
	● 工事写真等の記録	1）工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）・同解説工事写真の撮り方（建築設備編）」による。（1－1．2．4） 2）請負契約約款第１４条第３項に定める工事写真は次のものとする。 ⊙ 地中埋設配管部　・機器の基礎及びアンカーボルト埋設部　・保温・塗装工程 ・天井、トレンチ内の隠ぺい箇所 3）区分による規格、枚数、部数は次による。

区　分	分　類	規　格	撮　影　枚　数	部数	備　　考
着工前	カラー	サービス版	監督員の指示による	１部	Ａ４版に整理の上、工事期間中は現場事務所に保管し、工事完成時に提出する。
工事中	カラー	サービス版	監督員の指示による	１部	
完成時	カラー	サービス版	監督員の指示による	１部	Ａ４版に整理したもの

4）完成写真は次による。
・建築写真撮影業者の撮影した写真とする。　⊙ 建築写真撮影業者以外の写真でもよい。
5）写真はＡ４版用紙に順序よく貼付又は印刷し、説明事項を記入して提出する。
6）中間検査又は監督員の指示により、手直しを命じられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

最終改訂　Ｈ２７．４．１

GOI Creation & Technology　株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治
照査 H.Takata　担当 J.Miyakawa　年月日 2015．3　訂正　記事
工事番号 13－35　工事名 余喜小学校外構工事
図面名 機械設備工事 機械設備工事仕様書（１）
縮尺 A1=NS A3=NS　MOO1

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	● 官公署への手続	工事に必要な官公署などへの手続は受注者が遅滞なく行う。 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用を負担する。（1－1．1．3）
	● 経費の負担	この工事に必要な一切の仮設費及び諸経費等は、設計図書に明記のある場合の外は、受注者の負担とする。
	● 工事用電力・水その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。 構内既存の施設を　⊙ 利用できる　・ 利用できない
	● 敷地状況等の確認	工事の着工に先立ち地下に埋設された配管、ケーブル等の有無を関係機関の協力を得て確認し報告すると共に、事故を未然に防ぐよう留意する。（1－1．1．12） 改修部分は、事前調査を行う。（1－1．3．5（d））
	● 公衆災害防止等	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守して災害の防止と建設副産物の適正な処理に努める。（1－1．3．7）（1－1．3．9）
	● 工事用仮設物	構内につくることが　⊙ できる　・ できない（2－4．1．1） （すべて受注者の負担とする）
	● 足場、さん橋類	・ 別契約の関係受注者の定置する足場、さん橋の類は無償で使用できる。（2－4．1．1（1）） ⊙ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書第１編２．２．１による） ・ 枠組本足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月発布に規定する「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 枠組本足場　H22．4．6　改訂
	● 残土処理	・ 場内敷均し　・ 場内指示場所に堆積　⊙ 場外搬出適切処理（2－4．2．1）
	● 埋め戻し土	⊙ 根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂）　・ 山砂（2－4．2．1）
	● 再使用機器	取外した再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定のうえ取付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督員に報告する。（改1－1．4．3）
	● 総合調整	本工事として下記の項目の測定表を提出する。（2－1．3．2） 総合調整の項目 ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定　・ 振動の測定 ・ 飲料水の水質測定（・１０項目　箇所　・１５項目　箇所） 測定個所は監督員の指示による。
	● 電動機	換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい．（2－1．2．1）
	● 容量等の表示	1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2）電動機、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	● 案内板	機器等の取扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の案内板を機械室に設ける。（1－1．7．4）
	● 製作図・施工図	主要機材の製作図、施工図は原則として、製作または施工開始予定日より３０日以前で監督員の指示する時期に提出する。（1－1．2．3）
	● 完成図等及び保全に関する説明書の提出	建物配置図及び屋内外配管図、系統図等を作成し、原図及び陽画複写紙（製本　部）と保全に関する説明書（２部）を提出する。完成図については縮小版３部を提出する。（1－1．7．2） また、完成図等のＣＡＤデータを提出する。（1－1．7．3） ※「保全に関する説明書」については、別契約の建築・設備工事等がある場合は、その請負業者と連携の上作成する。 ※「保全に関する説明書」の参考資料 ・「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例」 国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm） ・「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（（財）建築保全センター）
	● 試験成績表、取扱説明書の提出	各機器の試験成績表、取扱説明書は、それぞれ２部を工事完成図書とともに一括して提出する。（1－1．7．3）
	● 予備品等の引渡	予備品（付属品を含む）は、引渡し目録を添えて工事完成図書とともに提出する。また鍵等はプラスチック名称板を付けて提出する。（1－1．4．3）（1－1．7．5）
	● 過積載等の防止	1）積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと 2）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと 3）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること 4）取引関係のあるダンプカー事業車が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示等を土砂等運搬使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること 5）建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること 6）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和４２年８月２日法律第１３１号。以下「法」という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 7）１）から６）につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。（1－1．3．6）

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	● 工事現場の表示板	工事現場には、下記掲示板を設置する。　（記入例）（2－4．1．1） 上段の地色は白色 文字は青色 下段の地色は青色 文字は白色 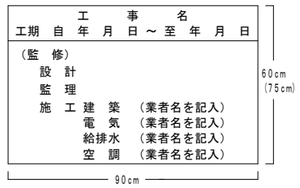 （　　）内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦７５ｃｍ以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は角ゴシック体とする。
	● 名札の義務	請負金額１，０００万円以上の工事における現場代理人及び主任（監理）技術者は名札を常時着用する。 （注意事項） ① 名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は名刺サイズ（縦5．5cm、横9．1cm）とする。 ② 顔写真（ｶﾗｰ）の寸法は縦4．0cm×横3．0cm、また撮影する部分は胸から上の上半身とする。 ③ ｹｰｽのサイズは用紙が入る大きさとする。尚、市販されているのは、縦7．3cm×横10．2cmがある。
	● 施工体制台帳の作成等	建設業法第２４条の７に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げてくこと。
	● 耐震施工	次に示す事項を除き、すべて建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（平成８年版）による。 1）設計用水平地震力 機器の重量（ｋｇｆ）に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度（　）内の値は水槽類に適用する）

設置場所	耐震安全性の分類	
	特定施設	
	○ 甲類（重要機器、一般機器）	● 乙類（重要機器、一般機器）
上層階、屋上及び塔屋	2．0	1．5
中間階	1．5	1．0
一階及び地下階	1．0（1．5）	1．0

（注）上層階の定義は次による。
２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階

2）設備機器の固定方法及び計算は、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）」による。
3）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし水平地震力と同時に働くものとする。
4）１００ｋｇ以下の軽微な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し据付け又は取付けを行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。

	● 他工事との取り合い	スリーブ、箱入れなどその他工事との取り合いは、別表－１によるものとし、施工に支障をきたさない時期までに、必要な位置、大きさ等を明示し、監督員と打合せる。（1－1．1．7）
	● 見本品の提出	請負契約約款第１４条第３項に定める見本は次のものとする。（1－1．4．2（f）） ・ 保温用外装材及び補助材　・ 管継手　・ ガス、油用弁及びコア弁　・ 排水金具 ・ 管接合シール　・ フランジ用ガスケット　⊙ 地中埋設標、埋設表示テープ
	● 配管	1）ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径６０ＳＵ以下の場合は（・プレス　・拡管　・溶接　・　）とする。（2－2．5．6） 2）建物導入部の変位吸収方法は次による。ただし、排水及び通気配管を除く。（2－2．4．1（c）） なお、給水管、消火管、ガス管については、各項目欄による。 標準図（・（a）　・（b）　・（c）　）による。 3）異種接合の場合は、標準仕様書第２編２．５．１７による。接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。（2－2．5．17） 4）塩ビライニング鋼管等の防食措置を施した配管と管端防食管継手との接続部は、切削ねじ接合とする。ただし、呼び径５０以下のポリ粉体鋼管は、転造ねじ接合としてもよい。（2－2．5．1）
	● 管の埋設深さ	埋設深さは原則として、構内道路は（⊙ ６０ｃｍ　・　ｃｍ）、一般敷地は（⊙ ３０ｃｍ　・　ｃｍ）以上とする。（2－2．7．2） （2－2．8．1）
	● スリーブ等	つば付き鋼管スリーブと配管との隙間は水密性のあるシーリング材によりシーリングする。

章	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	● 電線	電線及びケーブルの規格は、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。（4－1．5．1）
	● はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
	● 防凍保温	屋外露出部（給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む）は防凍保温を行う。その仕様は標準仕様書第２編３．１．４及び３．１．５による。（ただし、給水管及び消火管、ドレン管は第２編３．１．５表２．３．５の ｅ．（ハ）とする。保温材の厚さは呼び径２５mm以下のものは３０mm、呼び径３２mm以上のものは４０mm以上とする）（2－3．1．4）（2－3．1．5）
	● 塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。（2－3．2．1．1） ・ 屋外　・ 屋内（・ 居室　・　・　） 下記の亜鉛めっきを施した露出ダクト及び露出配管は、塗装を行わない。 ・ 機械室　・ 倉庫　・ 電気室　・ 自家発室　・ ＥＶ機械室　・
	● 吊り及び支持金物	（・ 水槽内　・　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）とする。（2－2．6．3）
	● 工事監理用図面	工事設計図を１部、縮小版（Ａ３）を　部製本し現場事務所に置くものとする。
	● 工事の創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。（1－1．5．7）
	● 電子納品	⊙ 行う ・ 行わない ※別表－３「電子納品仕様書」による。
	● 近接工事の諸経費調整	この工事の受注者が、近接する区域（概ね１００ｍ）において、工期が重複する石川県土木部発注の工事を受注している場合には、全工事との合計額により定まる率によって諸経費を再計算し、これにより変更契約（減額）する。 ※「工期が重複する」とは、開札日が近接する工事の完成届を受理した日以前の場合を言う。
	● 総合評価方式における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。 なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員と協議するものとする。H20．4．1　改訂
	● 景観への配慮	⊙ 当該工事は、石川県公共工事事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業であり、景観に配慮した工事施行に努めること。H21．4．1　改訂
○空気調和暖房設備	1．設計温湿度	

	外　気		屋　内					
			一般系統					
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	33．9℃	58．8％	26℃	50％	℃	％	℃	％
冬期	-0．2℃	59．9％	22℃	40％	℃	％	℃	％

	2．煙突	・ 別途　・ 本工事（3－1．1．9）
	3．煙道	鋼板製（・ 3．2mm　・ 4．5mm　） 伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。

章	項　目	特　記　事　項
空気調和設備	4. ばい煙濃度計	・設ける　(3－1．1．10)
	5. ばいじん量測定口	・設ける（測定口は径80φとし、取り付け箇所は煙道の直線部とする）　(3－1．1．9)
	6. ダクト	低圧ダクト　・アングルフランジ工法　(3－1．14) ・コーナーボルト工法（・共板フランジ　・スライドオンフランジ　） ・スパイラルダクト 高圧１ダクト（適用範囲は図示による）
	7. 風量測定口	取り付け箇所は（・図示した位置　・送風機吐出ダクト　・外気取入れダクト ・空調機出口チャンバーの分岐ダクト　）　(3－1．14．10)
	8. チャンバー	1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。　(3－1．14．5) 2) 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 3) 外壁に面するガラリーに取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	9. 防煙ダンパー	操作方法　瞬時通電式又は電動式　(3－1．15．8) 復帰方式（・遠隔　）　定格入力はDC24V、0．7A以下とする。
	10. ピストンダンパー	復帰方式（・遠隔　）　(3－1．15．10)
	11. 配管材料	1) 蒸気管　給気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・　(2－2．1．2．2) 還　管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・　(2－2．1．2．2) 2) 油　管　屋　内　・配管用炭素鋼鋼管（黒） 地中埋設　・ポリエチレン被覆鋼管（２層管）（PLP） 屋外露出　・塩化ビニル被覆鋼管　（PLV） ピット内　・ポリエチレン被覆鋼管（１層管）（PLS）（PLS－F） 3) 冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　(2－2．1．2．1) 4) 冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　(2－2．1．2．1) 5) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラーへの給水管は配管用炭素鋼鋼管（白）とする。 6) 給水管（加湿用）　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　(2－2．1．2．5) 7) 排水管（ドレン管）　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・　(2－2．1．2．6) 8) 冷媒配管　・銅管　・断熱材被覆銅管　(2－2．1．2．4)
	12. 冷媒	1) パッケージ空調機（・R32　・　）　・指定無　(2－2．2．1)
	13. 弁類	・ＪＩＳ又はＪＶ（・5K　・10K　（図示部分）　） ・鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
暖房設備	14. 温度計	取付部は下記による。なお温度計は円形指示計（バイメタル式）とする　(2－2．3．2) 1) 冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 2) 直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 3) ボイラーの温水管（返り） 4) 空気調和機の冷温水管（送り、返り）及び三方弁装置の冷温水管（返り） 5) 熱交換器の冷温水管（送り、返り） 6) 冷温水ヘッダーの往ヘッダー及び各返り管 7) 空気調和機の（パッケージ形を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー 8) 温風暖房機の吐出ダクト、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー
	15. 圧力計	取付部は下記による　(2－2．3．1) 1) 冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 2) 直だき吸収冷温水機の冷温水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） 3) 空気調和機の冷温水管（送り、返り） 4) 熱交換器の冷温水管（送り、返り）
	16. 瞬間流量計	瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、形式及び取付部は下記による。 なお、着脱形の指示計は（・40A用　個　・100A用　個　・250A用　個　） タッピング付とする。　(2－2．3．8) 1) 冷凍機の冷水管及び冷却水管（送り又は返り）に（・着脱形　・固定形　）を設ける。 2) 直だき吸収冷温水機の冷温水管及び冷却水管（送り又は返り）に（・着脱形　・固定形　）を設ける。 3) 空気調和機の冷温水管（送り又は返り）に（・着脱形　・固定形　）を設ける。 4) 冷温水ヘッダーの（・送り管　・返り管　）に（・固定形　・着脱形　）を設ける。
	17. 油面制御装置	制御盤には（・給油ポンプ制御　・満油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御　・減油警報　・　）の端子を設ける。 なお油面制御装置と制御盤間配管配線は製造者の標準仕様とする。　(2－2．3．5)
	18. 絶縁フランジ	図示の箇所に取り付ける。　(2－2．2．12)

章	項　目	特　記　事　項
空気調和暖房設備	19. 保温及び消音内貼り	共通仕様書第２編３．１．４による。ただし、下記については本仕様による。　(2－3．1．4) 1) 冷水管、冷温水管の保温は、共通仕様書第２編３．１．４表２．３．２によるが、防火区画貫通部分はロックウール保温材で行う。 2) 還りダクトの保温（保温の厚さ25mm）範囲は図示による。 3) 外気ダクトの保温（保温の厚さ25mm）範囲は図示による。 4) 膨張管及び膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の膨張管の項による。　(2－3．1．4) 5) 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の膨張管の項による。　(2－3．1．4) 6) 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。　(2－3．1．5) 7) 冷媒管の保温の外装は下表による。なお、保温化粧ケースは耐候性を有する樹脂製とする。 屋内露出　・合成樹脂製カバー　・保温化粧ケース 屋外露出　・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース
換気設備	1. ダクト	低圧ダクト　・アングルフランジ工法　(3－1．14．1) ・コーナーボルト工法（・共板フランジ　・スライドオンフランジ　） ・スパイラルダクト 高圧１ダクト（適用範囲は図示による）
	2. 風量測定口	取り付け箇所は　(3－1．14．10) （・図示した位置　・送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・外気取入れダクト）とする。
	3. チャンバー	空気調和暖房設備の当該項目による。　(3－1．14．5)
	4. 防煙ダンパー	空気調和暖房設備の当該項目による。　(3－1．15．8)
	5. ピストンダンパー	空気調和暖房設備の当該項目による。　(3－1．15．10)
	6. 排気ダクトのシール	Ｎシール＋Ａシール＋Ｂシールをする系統は下記による。　(3－2．2．1(f)) ・厨房系統　・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統
	7. 保温	・全熱交換器用の外気及び排気ダクト（保温の厚さ25mm）保温種別は標準仕様書第２編３．１．４とする。 ・多湿個所のダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ・外壁から約１m以内のダクト（保温の厚さ25mm）　(2－3．1．4)
	8. 耐火措置	自家発電機室用換気ダクトが自家発電機室以外を通過する場合の耐火措置は図示による。
排煙設備	1. ダクト	・亜鉛鉄板　・　(3－2．2．6)
	2. 排煙口の形式	・天井取付（・スリット形　・パネル形　）　(3－1．15．5) ・壁取付　（・スリット形　・　）
	3. 排煙口手動開放装置	開放及び復帰方式は下記による。　(3－1．15．5) ・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要　）
	4. 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（平成２０年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
自動制御設備	1. 中央監視制御	・有り（・新設　・既設　）　・無し　(4－1．4．1)
	2. 中央監視制御装置の構成・機能	図示による。　(4－1．4．2)
	3. 電気計装工事の配線	電線、ケーブルはＥＭ電線等とする。（機器、盤類は除く）　(4－1．5．1) 屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
衛生器具設備	1. 小便器用節水装置	図面に特記なき場合は、洗浄水量が４Ｌ／回以下であり、また、使用状況により洗浄量を制御するものとする。　(5－1．1．2) ・個別感知フラッシュ方式（・埋込形　・露出形　・便器一体形　） 長時間不洗浄を補償する洗浄機構を設ける。
	2. 大便器洗浄弁	図面に特記なき場合は、洗浄水量が10．5Ｌ／回以下とする。　(5－1．1．2)
	3. 大便器耐火カバー	・設ける（ピット内は除く）　・設けない
	4. 手洗器	・止水栓付とする。　(5－1．1．2)
	5. 衛生器具	・水抜栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。　(5－1．1．6)
	6. 水栓	・台所流し用水栓は泡沫式とする。 ・水抜栓を使用する場合、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。
	7. 自動水栓	電源供給方式（・AC100V　・乾電池　・発電式　）　(5－1．1．7)
	8. 水石鹸入れ	・横型（押しボタン）　・立型　・アンダー形　(5－1．1．11)
	9. 排水金物	材質は標準仕様書第５編1．7．1のほかステンレス製としてもよい。　H21.4.1 改訂

章	項　目	特　記　事　項
給水設備	1. 引込工事	・有（・本工事　・別途工事　）　・無 ※加入負担金は別途
	2. 量水器	・親メーター（・貸与品　・　）・子メーター（・買取　・　）　(2－2．2．16)
	3. 量水器桝	・水道事業者指定品（・貸与品　・買取　）　・標準図　ＭＣ形　(5－1．8．4) 量水器桝及び弁桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。
	4. 配管材料	1) 一般配管　・ポリ粉体ライニング鋼管（PB）　・ステンレス鋼管　(2－2．1．2．5) ・厨房、浴室等のシンダー内配管はポリ粉体ライニング鋼管（PD） 2) 地中埋設配管　・ポリ粉体ライニング鋼管（PD）　・ステンレス鋼管 ・水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）　・ポリエチレン管 3) 水道直結配管（屋外） 地中埋設配管は（・ポリ粉体ライニング鋼管（PD）・ステンレス鋼管 ・水道用硬質ポリ塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）・ポリエチレン管）とし他の部分は1）による。 4) 給水引込管（量水器の１次側）は水道事業者の指定によるものとし、材質は図示による。
	5. 弁類	・水道直結部分　ＪＩＳ又はＪＶ　（・10K　・　）　(2－2．2．1) ・その他部分　ＪＩＳ又はＪＶ　（・5K　・　） ・呼び径６５以上の鋳鉄製の弁はライニング弁とする。 ・逆止弁の衝撃逆吸収式はライニング不要とする。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	6. 水栓柱	・人造石研出し製　・合成樹脂製　・アルミニウム合金製　・ステンレス鋼製　(2－2．2．23)
	7. 絶縁フランジ	図示した位置に取り付ける。　(2－2．2．12)
	8. 保温	下記のタンクは保温を行う。　(5－1．4．2．4)(5－1．4．2．5) ・鋼板製高置タンク　・鋼板製受水タンク
	9. 建物導入部配管	・標準図（・（a）　・（b）　・（c）　）による。　(2－2．4．1)
	10. 地中埋設標	1) 地中埋設標　・要（図示の箇所）　・不要　(2－2．7．1) 2) 埋設表示テープ（倍折金属箔付き）　・要　・不要
	11. 受水槽	1) 材質・形状　・鋼板製一体形 ・ステンレス鋼板製パネル（溶接組立）　・ステンレス鋼板製パネル（ボルト組立） ・ＦＲＰ製一体形　・ＦＲＰ製パネル 2) 仕様区分　・屋内　・屋外 ・標準型　・耐雪型（・積雪　ｍ　・　）
	12. 高架水槽	1) 材質・形状　・鋼板製一体形 ・ステンレス鋼板製パネル（溶接組立）　・ステンレス鋼板製パネル（ボルト組立） ・ＦＲＰ製一体形　・ＦＲＰ製パネル 2) 仕様区分　・屋内　・屋外 ・標準型　・耐雪型（・積雪　ｍ　・　）
	13. 緊急遮断弁装置	・設ける（・受水槽　・高架水槽　）　・設けない　(2－2．2．22) 遮断弁駆動装置（・電気式　・機械式　） 地震感知器（・電子式　・機械式　）
	14. 雑用水道水試験	飲料水以外の給水管は、誤接続がないことを確認するため衛生器具等の取付け完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験等を行う。　(2－2．9．3(b))

章	項　　目	特　　記　　事　　項
●排水設備	1.配管材料	1） 屋内汚水管　⊙硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ−ＶＰ） ・耐火２層管（ＶＰ）　・ 2） 屋内雑排水管　⊙硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ−ＶＰ） ・耐火２層管（ＶＰ）　・ 3） 排水通気管　⊙硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ） ・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ−ＶＰ） ・耐火２層管（ＶＰ）　・ 4） 屋外排水管　⊙硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）　・コンクリート管 5） ポンプアップ排水管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）　・ 6） 管の継手　・配管用炭素鋼鋼管（白）の接合は、標準仕様書第２編2．1．2．6によるＭＤジョイントを使用してもよい。
	2.洗面器等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 公団形流し等の床上露出部分の配管は、硬質ポリ塩化ビニル管でもよい。
	3.満水試験継手	図示箇所に取り付ける。
	4.インバート枡・ため枡	標準図によるコンクリート桝及び小口径桝 枡のコンクリート部分は、工場製品としてもよい。
○給湯設備	1.配管材料	給湯管（膨張管及び補給水タンクよりボイラーなどへの補給水管を含む。）は ・銅管　・ステンレス鋼管　・耐熱性塩ビライニング鋼管（・ＳＧＰ−ＨＶＡ　・　　） とする。ただし、銅管を使用する場合で壁又は床埋設箇所は、被覆銅管又は保温付被覆銅管としてもよい。
	2.弁類	・ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　　・１０Ｋ（図示部分）） ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	3.絶縁フランジ	図示の場所に取付ける。
	4.保温	下記によるほか、標準仕様書による。 湯沸し器の給排気筒（二重管）の隠ぺい個所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編3．1．5のｈ・(イ)・Ⅸ とする。
○消火設備	1.配管材料	1） 屋内消火栓　一般　・配管用炭素鋼鋼管（白） 地中　・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（ＳＧＰ−ＶＳ） 2） 連結送水管　一般　・配管用炭素鋼鋼管（白） 地中　・消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（ＳＧＰ−ＶＳ）
	2.屋内１号消火栓箱	・ＨＢ−１Ａ　・ＨＢ−１Ｂ　・
	3.易操作性１号消火栓箱	・ＨＢ−１Ａ　・ＨＢ−１Ｂ　・
	4.屋内２号消火栓箱	・ＨＢ−４Ａ　・ＨＢ−４Ｂ　・
	5.屋内消火栓開閉弁	・１０Ｋ
	6.地中埋設管の接合	外面被覆鋼管の呼び径１００Ａ以下はねじ接合とする。
	7.保温	屋外露出部以外の箇所で凍結する恐れがある箇所には、標準仕様書第２編3．1．5 の給水管の項による保温を行う。保温の範囲は図示による。（防凍保温は一般共通事項による。）
	8.建物導入部配管	・標準図　（・(a)　・(b)　・(c)　）による。
	9.地中埋設標	1） 地中埋設標　・要（図示の箇所）　・不要 2） 埋設表示テープ（倍折金属箔付き）　・要　・不要
○厨房機器設備	1.機器の寸法	参考寸法とする。
	2.燃焼機器	使用ガス（・都市ガス　・液化石油ガス）
	3.機器の固定	標準仕様書によるほか、次の機器は固定する。（　・　・　）
	4.システム	・ドライシステム　・ウェットシステム
	5.安全装置	安全装置の適用は、標準仕様書第５編1．6．1の表5．1．7による。（5−1．6．1）

章	項　　目	特　　記　　事　　項
○ガス設備	1.配管材料	1） 屋内　・配管用炭素鋼鋼管（白） 2） 地中埋設　・ポリエチレン被覆鋼管（２層管）（ＰＬＰ）　・ガス用ポリエチレン管 3） 屋外露出　・塩化ビニル被覆鋼管（ＰＬＶ）　・配管用炭素鋼鋼管（白） 4） ピット内　・ポリエチレン被覆鋼管（１層管）（ＰＬＳ）（ＰＬＳ−Ｆ）
	2.充填容器	・別途（・５０Ｋｇ　・２０Ｋｇ　・１０Ｋｇ　）×　　本
	3.集合装置	標準図「液化石油ガス容器廻り配管要領」による。（　　）本立て。
	4.転倒防止等	・標準図の（・(a)　・(b)　）による。
	5.メーター	・親メーター（・貸与品　・　　）・子メーター（・買取　・　　）
	6.ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　・別途工事 外部警報端子（・無　・有）
	7.ガス遮断装置	・要　・不要
	8.漏洩検知装置	・要　・不要
	9.電気防食	・要　・不要
	10．建物導入部配管	・標準図（・(a)　・(b)　・(c)　）による。
	11．地中埋設標	1） 地中埋設標　・要（図示の箇所）　・不要 2） 埋設表示テープ（倍折金属箔付き）　・要　・不要
○さく井設備	1.井戸の深さ	ＧＬ−　　ｍ
	2.ケーシング材料	・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・配管用ステンレス鋼管
	3.スクリーンの位置	ＧＬ−　　ｍ ～　　ｍ
	4.連続揚水試験	・要（・２４時間　・　時間）　・不要
	5.水質試験	・行う
○合併処理設備	1.配管材料・弁類	図示による。
	2.山止め	山止め壁　・要　・不要
	3.手続等	官公署への手続又は手続変更は、契約後３０日以内とし、請負者が代行処理する。 （手続き等にかかる費用はすべて請負者の負担とする。）
	4.測定表	放流水質の測定表を提出する。
	5.維持管理	工事完成引渡後６ヶ月間は請負者が維持管理し、７条検査を実施する。
○融雪設備	1.配管材料	1） 送水管　・ 2） 散水管　・
	2.ノズル・ドレン	材質はステンレス製とし、形式は図示による。
	3.弁類	・図示による　・図面に特記なき場合はＪＩＳ又はＪＶ　５Ｋとする。
●撤去工事	1.撤去内容	図示による。
	2.保温材	保温材は、配管・ダクトより分離する。
	3.支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	4.冷媒（フロン類）の回収	フロン類を使用している機器の処理は下記による。 1） 関係法令 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 2） 業務用冷凍空調機器等（エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等）で「フロン回収破壊法」の対象となっている機器 ・「第一種フロン類回収業者登録通知書」の写しを提出 ・「フロン類回収証明書」を提出 3） 家庭用のエアコン等で「家電リサイクル法」の対象となっている機器 ・「特定家庭用機器廃棄物管理表」の写しを提出 引渡しを要するものは指定された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引き渡す。 ・なし　・あり（・　・　・　）

章	項　　目	特　　記　　事　　項
●撤去工事	5.発生材の処理等	特別管理産業廃棄物 ⊙なし　・あり（・廃石綿等　・　・　） 処理を行う廃石綿等（・成形保温エルボ　・ダクトパッキン　・煙導パッキン ・ボイラー等パッキン　・　） ・廃石綿等について、施工前に事前調査を行い、その結果を監督員に提出すること。 受注者は、適正な処理をマニフェストにより確認し、マニフェスト一覧表を監督員に提出して、監督員の確認を受ける。 再生資源化を図るもの ・なし　・あり（・塩ビライニング鋼管、継手　・硬質ポリ塩化ビニル管、継手 ・　）
	6.分析によるアスベスト調査	※行わない　・行う（調査箇所は図示）

（別表−１）他工事との取り合い　　※本受電後の電力基本料金については、建築・設備業者にて負担すること。

工　事　内　容			機械設備	電気設備	建築工事	備　考
開口部	はり・床・壁の貫通部（ＲＣ造）	スリーブ・仮枠	●			
		補強筋			●	建築図面に図示
		穴埋め	●			
	天井・壁の切り込み	切り込み	●			
		下地補強			●	建築図面に図示
外部取付ガラリ（ダクト、チャンバの接続用フランジを含む）					●	建築図面に図示
換気扇の取付枠					●	
床下水槽のマンホール蓋					●	
ステンレス流し台（排水トラップ共）					●	
湯沸室の排気フード					●	
床、天井、壁の点検口					●	
油サービスタンクの防油堤					●	
プロパンボンベ庫（鋼板製は除く）					●	
下流し、足洗い場、玄関の排水			●			
洗面所、手洗所等の鏡、タオル掛け（下地共）、はめ込型洗面器用カウンター					●	
実験台（陶器製流し、化学水栓、ガス栓、コンセント共付属品を含む）					●	
実験台への配管及び配管接続			●			
ボイラーの煙突、エレベーター乗り場、三方枠					●	鋼板製三方枠は昇降機設備
身障者用手すり（便所、浴室等）					●	
機器の基礎	屋内設備		●			
	屋上設備（架台、アンカーボルトを除く）				●	
	屋外設備		●			
	架台、アンカーボルト		●			
	特記した基礎					
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地共）		●			
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		●			
	制御盤と動力盤間の電源供給及び操作回路の渡り配管配線			●		
	機器と付属操作スイッチとの渡り配管配線			●		
	防火戸、防煙ダンパ用制御盤の一次側配管配線			●		
	小便器用節水装置の制御盤以降の配管配線			●		
	衛生器具用凍結予防装置の制御盤への電源供給及び盤以降の配管配線		●			

（注）　鉄骨部分のスリーブ・補強は建築工事

設備機材等指定表（機械設備）

（別表－２）　配管（バンド）塗装色標準

色バンド（機械室等で２本以上の配管が並ぶ所）			室内露出配管塗装色
配　管　区　分	マンセル記号	日本塗料工業会	
給水管	5BG9/2	R9-631	原則として壁面に合わす
排水管	N9	R1-1031	〃
給湯管	7.5R8.5/4	R6-148	〃
ガス管	2.5Y8/12	R35-308	〃
消火栓管	7.5R4/15	R38-163	〃
スプリンクラー配管	10R5.5/14.5	R38-134	〃
連結送水管	7.5R4/15	R38-163	〃
二酸化炭素配管	7.5R4/15	R38-163	〃
泡消火管	7.5R4/15	R38-163	〃
冷温水管	2.5P5/5	R19-937	〃
温水管	5R7/7	R29-151	〃
冷却水管	5B5/6	R13-741	〃
冷水管	10B6/7	R19-737	〃
ドレン管	5PB4/6.5	R23-806	〃
油配管	7.5YR5/6	R21-214	〃
蒸気管	7.5R3/6	R27-143	7.5R3/6（R27-143）

（別表－３）電子納品仕様書

1. 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。
ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名　　称	摘　要
営繕工事電子納品要領（平成２４年版）	平成２４年４月
営繕工事写真撮影要領（平成２４年版）・同解説工事写真の撮り方（建築設備編）	平成２４年４月
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（平成２４年版）	平成２４年４月

基準・要領類のダウンロード　：　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm

2. 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-Rで１部納品する。なお、工事写真については、カラープリンタで出力したものでよい。

3. 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。

4. 発注者が行うＣＡＬＳ／ＥＣ電子納品に関する調査について協力を行うものとする。

5. 工事完成図書の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
1）電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：　http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm
2）最新のウイルスチェックソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認すること。
3）電子納品の媒体はCD-Rを利用することとする。

ＪＩＳマーク表示品目

品　目	機　材　名	適　用　範　囲	記　　事
管及び継手	鋼管		ＪＩＳ　Ｇ　３４５２ （配管用炭素鋼鋼管）
	スケジュール鋼管		ＪＩＳ　Ｇ　３４５４ （圧力配管用炭素鋼鋼管）
	ステンレス鋼管		ＪＩＳ　Ｇ　３４４８ （一般配管用ステンレス鋼鋼管）
	ポリエチレン被覆鋼管		ＪＩＳ　Ｇ　３４６９ （ポリエチレン被覆鋼管）
	銅管		ＪＩＳ　Ｈ　３３００ （銅及び銅合金継目無管）
	ビニル管		ＪＩＳ　Ｋ　６７４１ （硬質ポリ塩化ビニル管）
			ＪＩＳ　Ｋ　６７４２ （水道用硬質ポリ塩化ビニル管）
			ＪＩＳ　Ｋ　９７９８ （リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）
	ポリエチレン管		ＪＩＳ　Ｋ　６７６２ （水道用ポリエチレン二層管）
	コンクリート管		ＪＩＳ　Ａ　５３７２ （遠心力鉄筋コンクリート管）
	鋼管及び外面被覆鋼管継手		ＪＩＳ　Ｂ　２３０１ （ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手）
			ＪＩＳ　Ｂ　２３０２ （ねじ込み式鋼管製管継手）
	鋼管継手		ＪＩＳ　Ｂ　２３０３ （ねじ込み式排水管継手）
	ビニル管継手		ＪＩＳ　Ｋ　６７３９ （排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）
			ＪＩＳ　Ｋ　６７４３ （水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）
弁	青銅弁		ＪＩＳ　Ｂ　２０１１ （青銅弁）
	鋳鉄弁		ＪＩＳ　Ｂ　２０３１ （ねずみ鋳鉄弁）
			ＪＩＳ　Ｂ　２０５１ （可鍛鋳鉄１０ｋねじ込み形弁）
			ＪＩＳ　Ｂ　２０６２ （水道用仕切弁）
	鋳鋼弁		ＪＩＳ　Ｂ　２０７１ （鋼製弁）
保温材	ロックウール保温材		ＪＩＳ　Ａ　９５０４ （人造鉱物繊維保温材）
	グラスウール保温材		
	ポリスチレンフォーム保温材		ＪＩＳ　Ａ　９５１１ （発泡プラスチック保温材）
衛生陶器及び水栓	衛生陶器		ＪＩＳ　Ａ　５２０７ （衛生器具－便器・洗面器）
	水栓		ＪＩＳ　Ｂ　２０６１ （給水栓）
放熱器付属品	放熱器トラップ		ＪＩＳ　Ｂ　８４０１ （蒸気トラップ）
接合材	溶接棒		ＪＩＳ　Ｚ　３２１１ （軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒）
			ＪＩＳ　Ｚ　３３２１ （溶接用ステンレス鋼溶加棒、ソリッドワイヤ及び鋼帯）

水マーク表示品目

品　目	機　材　名	適　用　範　囲	記　　事
管及び継手	耐熱性ライニング鋼管	ＳＧＰ－ＨＶＡ （給湯用）	ＪＷＷＡ　Ｋ　１４０ （水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
	ポリ粉体鋼管	ＳＧＰ－ＰＢ （一般配管用）	ＪＷＷＡ　Ｋ　１３２ （水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
		ＳＧＰ－ＰＤ （地中配管用）	
	ビニル管		ＪＷＷＡ　Ｋ　１２９ （水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管）
	ビニル管継手		ＪＷＷＡ　Ｋ　１３０ （水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手）
	鋳鉄管		ＪＷＷＡ　Ｇ　１１３ （水道用ダクタイル鋳鉄管） ＪＷＷＡ　Ｇ　１１４ （水道用ダクタイル鋳鉄異形管）
	鋼管継手	排水用	ＪＰＦ　ＤＦ　００１ （排水用ねじ込み式鋳鉄製管継手）
	断熱材被覆銅管	冷媒管	ＪＣＤＡ　０００９ （断熱材被覆銅管）
	保温付被覆銅管	給水・給湯管	ＪＣＤＡ　０００８ （保温付被覆銅管）

認定品目

品　目	機　材　名	適　用　範　囲	記　　事
保温材	ポリスチレンフォーム保温材	保温板及び筒以外の成形品	ＪＩＳマーク表示認可工場で製造されたもの
ポンプ	消火ポンプユニット		（一財）日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの
ガス湯沸器	貯湯湯沸器		（一財）日本ガス機器検査協会の合格証票が貼付されたもの
	瞬間湯沸器		
排煙機	排煙機		（一財）日本建築センターの性能評定マークが貼付されたもの
ガス漏れ警報装置類	ガス漏れ警報器		（一財）日本ガス機器検査協会、高圧ガス保安協会又は（一財）日本エルピーガス機器検査協会の合格証票が貼付されたもの
	ガス漏れ警報装置	中継器及び受信機	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の合格証票が貼付されたもの
	ガス遮断装置		（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本エルピーガス機器検査協会の合格証票が貼付されたもの
ダクト付属品	防火ダンパー		日本防排煙工業会の適合証票が貼付されたもの
	防火防煙ダンパー		
阻集機	グリース阻集器	工場製作品 （１０００リットル 以下）	日本阻集器工業会グリース阻集器認定委員会の認定証票が貼付されたもの

評価名簿

品　　目	記　　事
ボイラー、温水発生機、冷凍機、冷却塔、空気調和機、空気清浄装置、全熱交換器、送風機類、ポンプ類、ダクト付属品、自動制御、衛生器具ユニット、タンク、消火装置、厨房機器、鋳鉄製ふた　等	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿（最新年版）」による

GOI Creation & Technology
株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査 H.Takata | 担当 J.Miyakawa | 年月日 2015.3 | 設備 機械５ | 記事

工事番号 13－35 | 工事名 余喜小学校外構工事

図面名 機械設備工事 機械設備工事仕様書（５） | 縮尺 A1=NS A3=NS | M005

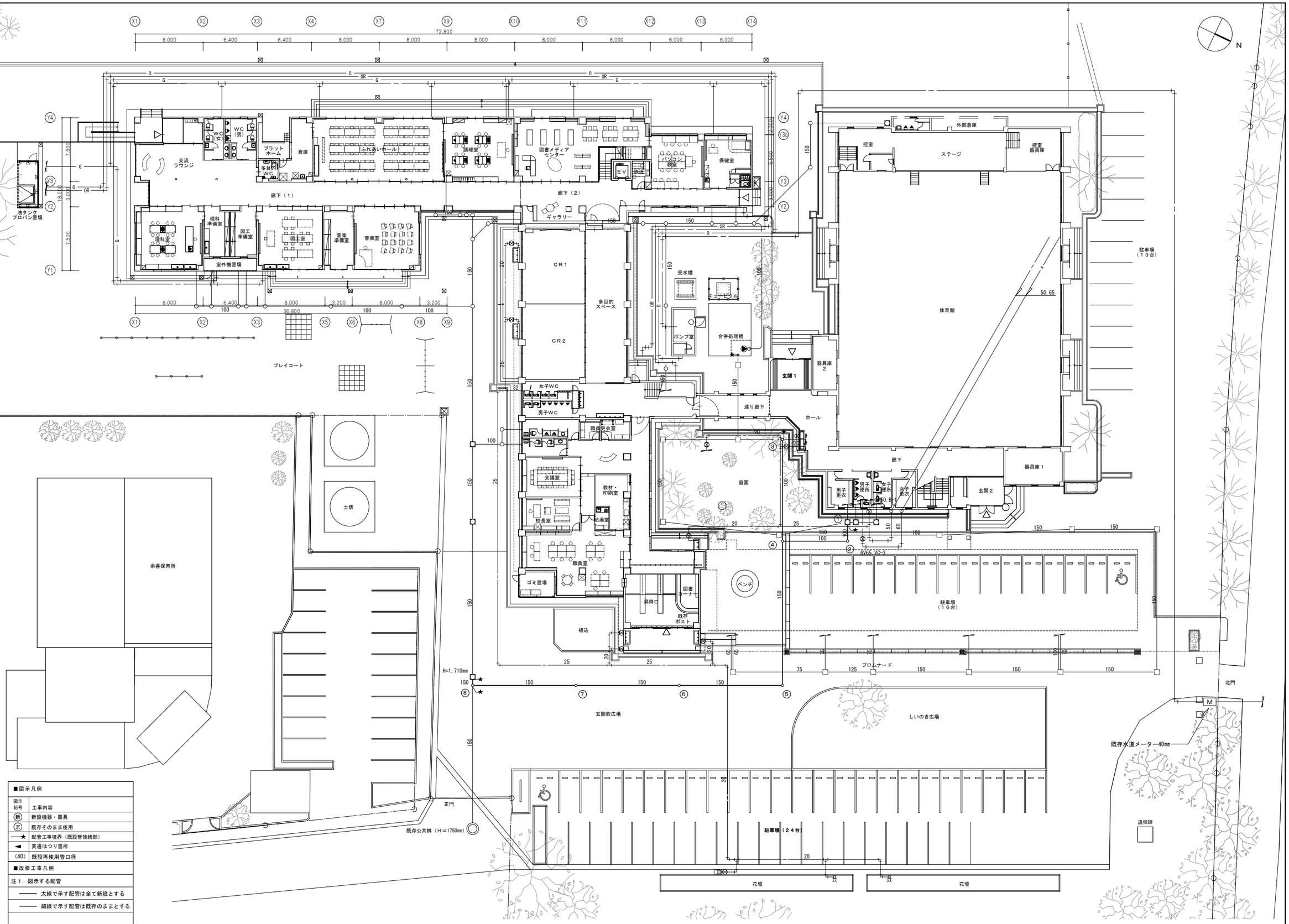

■図示凡例

図示記号	工事内容
(新)	新設機器・器具
(ま)	既存そのまま使用
——★	配管工事境界（既設管接続部）
◄■	貫通はつり箇所
(40)	既設再使用管口径

■改修工事凡例

注１．図示する配管

—— 太線で示す配管は全て新設とする

—— 細線で示す配管は既存のままとする

Creation & Technology
株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査	担当	年月日	訂正	記事
H.Takata	J.Miyakawa	2015．3		

工事番号	工事名
１３－３５	余喜小学校外構工事

図面名　機械設備工事
配置図（改修）

縮尺
A1＝1：200
A3＝1：400

M006

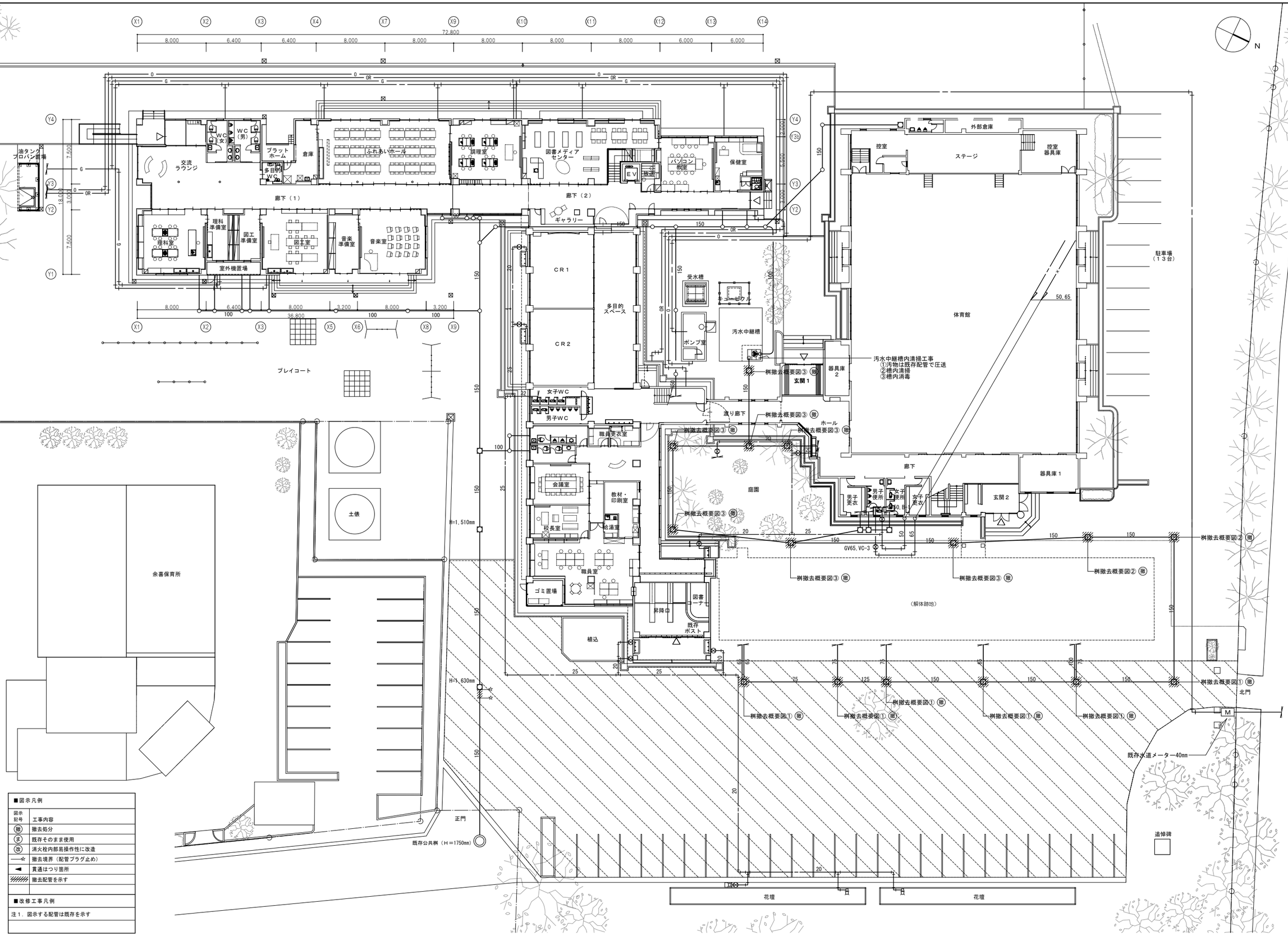

■図示凡例

図示記号	工事内容
撤	撤去処分
ま	既存そのまま使用
改	消火栓内部易操作性に改造
——☆	撤去境界（配管プラグ止め）
◄	貫通はつり箇所
//////	撤去配管を示す

■改修工事凡例

注１．図示する配管は既存を示す

GOI Creation & Technology

株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査 H.Takata | 担当 J.Miyakawa | 年月日 2015．3 | 訂正 | 記事

工事番号 １３－３５ | 工事名 余喜小学校外構工事

図面名 機械設備工事 配置図（既存）

縮尺 A1＝1：200 A3＝1：400

M007

■樹撤去概要図①　(S=1：20)

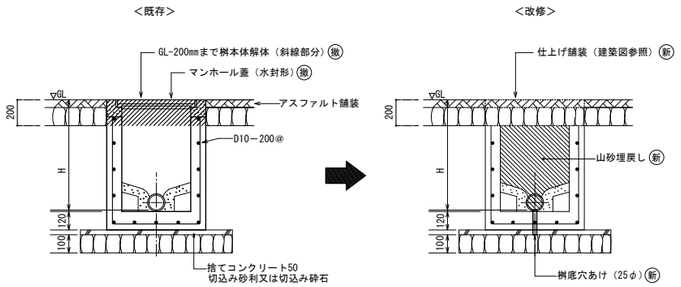

■樹撤去概要図②　(S=1：20)

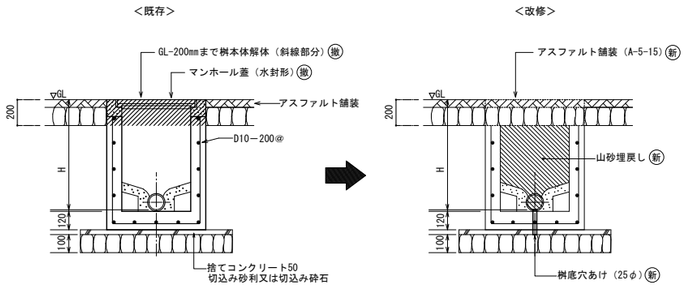

■樹撤去概要図③　(S=1：20)

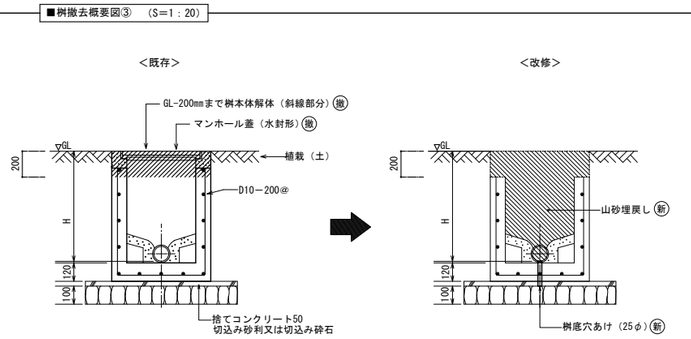

■　根切り断面図　(S=1：20)

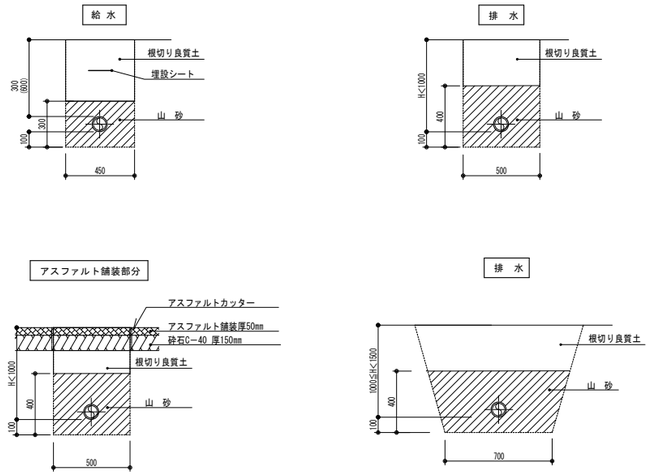

■ 桝リスト

記号	名　称	規格・仕様	寸法 管径A	寸法 桝径φ	桝深さ (mm)	勾配 (‰)	マンホール蓋	改修内容	備　考
①	既存・ｲﾝﾊﾞｰﾄ桝	SC-3	100	200	570	1/50	MHA600	ｲﾝﾊﾞｰﾄ改修	
②	塩ビ製小口径インバート桝	90度曲り	100	200	640	1/50	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
③	塩ビ製小口径インバート桝	90度曲り	100	200	560	1/50	塩ビ製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
④	塩ビ製小口径インバート桝	90度合流	150	200	820	1/75	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
⑤	塩ビ製小口径インバート桝	90度曲り	150	200	1,060	1/75	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
⑥	塩ビ製小口径インバート桝	ストレート	150	200	1,260	1/75	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
⑦	塩ビ製小口径インバート桝	ストレート	150	200	1,460	1/75	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付
⑧	塩ビ製小口径インバート桝	90度合流	150	200	1,660	1/75	鋳鉄製蓋（文字入り：おすい）	—	鎖付

GOI Creation & Technology
株式会社 五井建築研究所
一級建築士事務所石川県知事登録　１０２６号
一級建築士　第１３２８２５号　西川英治

照査 H.Takata | 担当 J.Miyakawa | 年月日 2015．3 | 訂正 | 記事

工事番号 １３－３５

工事名 余喜小学校外構工事

図面名 機械設備工事
概要図、桝リスト

縮尺 A1＝1：20 A3＝1：40

M008